

平成23年度
『杉並区外部評価委員会』
報告書

平成24年3月



目 次

はじめに	1
------------	---

第1章 事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）	2
---	----------

1 概要.....	2
2 外部評価結果—評価結果及び評価に対する区の対処方針—.....	5

第2章 財団等経営評価に対する外部評価	20
----------------------------------	-----------

1 概要.....	20
2 外部評価結果—評価結果及び評価に対する所管の対処方針—.....	21

第3章 外部評価に対する総括意見	26
-------------------------------	-----------

1 平成23年度評価を終えて(まとめ).....	26
(1)平成23年度の行政評価について	26
(2)行政評価の新たな展開に向けて	27
2 行政評価に対する総括意見	28

資料編

資料1 事務事業等の外部評価 対象事業説明資料.....	31
資料2 事務事業等の外部評価 傍聴者アンケート集計結果	95
資料3 平成22年度事務事業等の外部評価対象事業—その後の経過— 〈平成24年2月現在の取組状況〉.....	97
資料4 外部評価委員会 委員名簿	101
資料5 平成23年度外部評価委員会の活動.....	101
資料6 杉並区外部評価委員会設置要綱	102

はじめに

杉並区外部評価委員会は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として平成14年9月に発足しました。今年度の行政評価は、平成11年度に開始した事務事業評価から数えて13回目、外部評価は10回目となります。

今年度、当委員会では、政策評価・施策評価に対する外部評価を行いませんでしたが、昨年度に引き続き、区からの要請を受けて、新たな計画策定に向けた区政検証の一環として、事業仕分けの手法を用いた外部評価を行いました。また、区が実施する財団等の経営評価に対して、第三者の立場から再評価を行いました。

区は、新たに策定した「杉並区基本構想(10年ビジョン)」に基づき、「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」の実現に向けて、多くの課題に取り組んでいくことになります。今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中で、より効率的・効果的な区政運営を図るために、資源の有効活用、経営体質の改善、職員の意識改革を進める必要があり、そのために、行政評価・外部評価の果たす役割は大きいと考えています。

当委員会の活動が区政の発展に寄与することを願いつつ、ここに平成23年度外部評価の結果を報告します。

平成24年3月
杉並区外部評価委員会委員一同

第1章 事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）

1 概要

平成22年度に引き続き、新たな区政の展開に向け、これまでの区政を検証する取組の一環として、事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）を、次の方針で実施しました。

（1）目的

- ①外部評価委員の専門的知見に基づく評価結果を踏まえ、当該事務事業を見直すとともに、今後の予算編成や行政計画の策定等に反映する。
- ②取組を通じ、職員の説明責任能力を高めるとともに、区が自ら的確な行政評価を実施できる力を培うことで、効率的かつ効果的な区政の実現を図る。

（2）実施方法

区が実施した平成22年度事業についての内部評価（事務事業評価表）を基本とする資料に基づき、事業の現状や課題、区の方針等について所管部門の部課長が説明を行い、5名の外部評価委員が評価する。

①開催日時

平成23年7月29日（金）、30日（土）
両日とも午後1時～5時

②評価対象

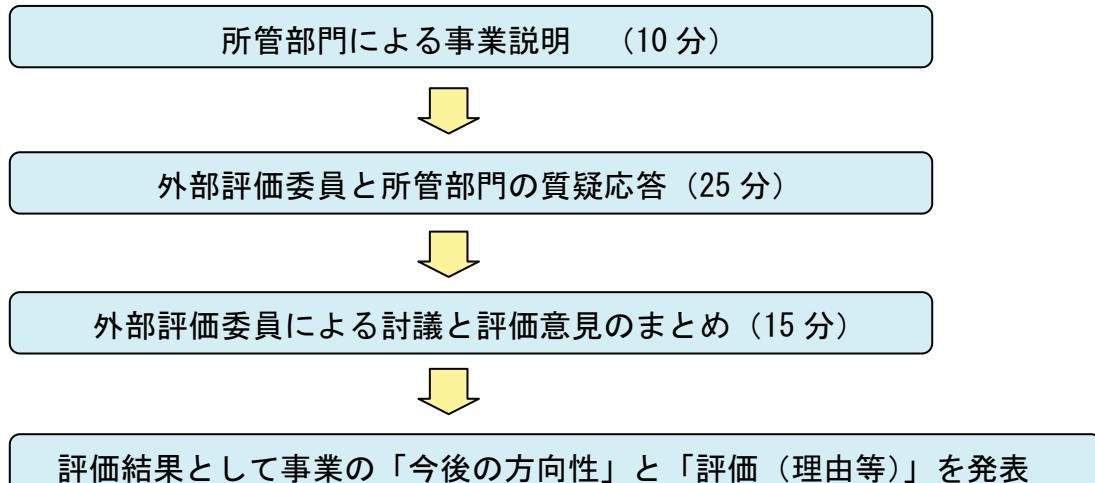
評価の対象は、予算事業と行政評価の事業単位である「事務事業」を基本とし、関連する事務事業については一括して対象とするなど、柔軟に設定する。

評価項目（評価対象事業）は、事業の目的・内容、実施主体及び実施方法の課題や区民の関心度合いを考慮し、選定する。（区が7事業を決定。）

〈評価項目（評価対象事業）〉

項目（事業）		評価実施日
1	高齢者住宅	7月29日
2	太陽光発電機器等設置助成	
3	すぎなみ環境情報館	
4	教職員研修所	
5	区政の広報活動	7月30日
6	民営化宿泊施設	
7	保育施設の利用者負担	

(3) 評価の流れ



* 時間は 1 項目あたり 50 分程度を目安とする。

(4) 評価結果（評価区分）

評価結果は、事業の「今後の方向性」と「評価（理由等）」でまとめる。

今後の方向性	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小
	II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更		<input type="radio"/> 実施方法の変更	
評価（理由等）					

【説明】

①事業の今後の方向性については、2段階（I 事業の方向性、II 事業の改善）で評価を行う。

②< I 事業の方向性>について

評価区分は、「廃止」・「拡充」・「現状維持」・「縮小」とする。

- 廃止 区の負担と責任で実施する事業ではないので廃止する
- 拡充 コストを増やし、成果をさらに上げる
- 現状維持 コスト・成果ともに現状を維持する
(含む：コストを維持して、成果を上げる)
- 縮小 コストを減らして、サービスを縮小する
(含む：コストを減らして、成果を維持等)

評価に当たっては、

- ・区の負担と責任で実施すべき事業か、要否を評価する。
- ・必要と評価された事業の今後の方向性について、投入する「コスト」と目的達成の「成果」の関係から評価する。（コストに重心を置き評価）

③<II 事業の改善>について

評価区分は、「事業内容の変更」・「実施方法の変更」とする。

I で必要と評価された事業について、事業の改善のために事業内容や実施方法を変更すべきか、その要否を評価する。

(5) 評価結果の公表

評価結果は「広報すぎなみ」及び区ホームページに掲載する。また、外部評価委員会の意見を含めた評価結果と区の対処方針については、今年度末に発行する「外部評価委員会報告書」に掲載する。

2 外部評価結果—評価結果及び評価に対する区の対処方針—

(1) 評価結果について

評価結果は、委員の協議により決定しました。また、各委員から出された様々な視点による意見も合わせて区に報告しました。

なお、委員会での議論の中で、評価区分の「事業の方向性」について、当初定めた区分のいずれにも該当しないと判断した事業に対応するため、委員の協議により、評価区分として「廃止を含めた抜本的見直し」及び「見直し」を設けました。

※評価した7事業の評価結果及び区の対処方針は次頁以降に掲載

- | | | |
|----------------|-------|-----|
| ① 高齢者住宅 | …………… | 6 頁 |
| ② 太陽光発電機器等設置助成 | …… | 8 |
| ③ すぎなみ環境情報館 | …………… | 10 |
| ④ 教職員研修所 | …………… | 12 |
| ⑤ 区政の広報活動 | …………… | 14 |
| ⑥ 民営化宿泊施設 | …………… | 16 |
| ⑦ 保育施設の利用者負担 | …………… | 18 |

〈事務事業等の外部評価(杉並版「事業仕分け」) 評価結果の見方〉					
外部評価結果	今後の方向性	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> 現状維持
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更	<input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更	
	評価(理由等)	外部評価委員会が決定した評価区分に●がついています。			
	意 見	質疑や議論の中で、委員が発言した意見の要旨です。			

(2) 区の対処方針の策定

評価結果や委員からの意見を受けて、区では「対処方針」を定め、事業の具体的な見直しに着手するとともに、その一部については、総合計画・実行計画並びに平成24年度予算に反映されました。

また、外部評価により得られた示唆等については、今後の事業の評価や見直しに広く活用するとしています。

① 高齢者住宅

今後の方 向性	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小	
	II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更	
評価(理由等)	<p>○実際の展開や実施については、高齢者の住宅事情や杉並の全体的な住宅政策の中で精査し、ケア付き住宅への転換を大規模にするかについては慎重に進めていく必要がある。</p> <p>○高齢者実態調査を精査し、みどりの里だけではなく、今後の高齢者の住宅提供をどうしていくのか全体として判断していく必要がある。</p> <p>○みどりの里入居を希望する低所得高齢者に対し、財政支出が少なく、満足できるサービス供給方式について考えていく必要がある。</p>		
意見	<p>◇現状でも 20 倍、30 倍の応募率があり、低所得者向けの住宅に対してのニーズがかなり高い中、それを充足していこうという考えが感じ取れない。介護付き、低所得者向け等、今後全体としての高齢者住宅の供給見通しが見えない。</p> <p>◇結果的に応募倍率が 20 倍とか 30 倍あるということは、資格が同じような低額所得の高齢者の一部の方だけが、受益を受けており不公平感がある。それについての基本的な方向性がないと、サービス付き高齢者住宅をどの程度整備する方がいいのかが見えてこない。</p> <p>◇サービス付き高齢者住宅を作った場合、都や国の補助金により区の持ち出しは減るが、ハンディキャップがある方などに対する高齢者住宅施策としてどうあるべきか、かつ満足できるようなサービス供給方式というのがないかという議論が必要である。</p> <p>◇現在の高齢者住宅に入居したいというニーズが高い中で、区は将来的にそのようなニーズについては、徐々に手を引くという考え方と理解してよいのか。現在の居住者は入居したままで、徐々にサービス付き高齢者住宅に移行するということだけでは、様々なニーズがある高齢者の住宅サービスに対して、どこまで区として責任を持つのかが明確でない。</p> <p>◇サービス付き高齢者住宅に転換と言っても、構造をえることもほとんどなく、現在に比べて付加されるのは巡回サービスのみである。転換により、若干の使用料の増収と補助金が入るため、財政収支が改善できるというのがメリットのようだが、高齢者の住宅施策というよりも財政的な視点での考え方のように思える。</p> <p>◇高齢者の住宅に対する意向は様々なものがある。今回、高齢者実態調査において 7 割を占める自宅に住み続けたいという方に対しての議論は入っていない。様々な高齢者に対し、できるだけ生涯設計のメニューを示してあげるのが行政の役割である。</p> <p>◇高齢者実態調査には現在の住まいのパターンが書かれており、そのうち、区の住宅施策でカバーしているのがどのくらいであって、それが十分なレベルなのか、過剰なのか過小なのか、全体として判断をする必要がある。</p> <p>◇新制度により補助金が出て、区の財政面からみれば良いことではあるが、このような住宅への移行が進むと、結局国民の負担は増えていくことになる。今後、どの程度サービス付き高齢者住宅を整備していくかは、高齢者実態調査を精査した上で事業規模を決めていくべきである。</p>		

区の対処方針	<p>これまで、高齢者の住まいについては都市整備部と保健福祉部で個別に対応してきた。今後、相互の連携を強化して取組む必要があることから、</p> <p>(1) 高齢者が加齢や身体状況及び経済状況等に応じて、適切な住まいや介護保険施設等を選択できるよう、多様な高齢者の住まいに関する総合的な計画を策定する。(24年度中目途)</p> <p>(2) みどりの里の杉並型サービス付き高齢者住宅(ケア付き住宅)への転換については、契約期間が満了する2団地を対象に、24年度から実施し、区財政負担の軽減化やみどりの里を拠点とする介護サービスの地域展開などを図る。</p>
--------	--

② 太陽光発電機器等設置助成

今後の方向性	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小				
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更							
評価（理由等）	<p>○単に経費をかけ助成するということだけではなく、補助の公平感や将来的な技術革新の動向も見据えた制度設計が必要である。</p> <p>○再生可能エネルギーとして、太陽光発電のシェアを伸ばしていくことは必要だが、事業内容の改善が可能か精査が必要である。</p> <p>○基礎自治体としてのエネルギー・ビジョンを示し、将来的に区内のエネルギー自給率を上げていくために、今後、住宅や公的施設、事業所など、太陽光発電の普及がどの程度見込め、太陽光以外の再生可能エネルギーとして、技術的に何が導入可能なのかを検証した上で、現在の助成事業を維持継続していくのか検討が必要である。</p>								
意 見	<p>◇区が把握している普及率は、区が助成した件数に基づくものであり、実際に太陽光発電機器がどれだけ設置されているのかがわからず、エネルギー政策を考える上での正確な実態にかかるデータが不足している。</p> <p>◇区内のエネルギー自給率を上げていくと目標を掲げた場合、どこまで自給率をアップしていくのかという区の姿勢の明確化が必要である。</p> <p>◇区内でエネルギーの地産地消を図っていくことであれば、どれだけの再生可能エネルギーの導入を図ろうとしているのか、絶対量なのか、もしくは割合なのか、しっかり数字を打ち出していく必要がある。</p> <p>◇再生可能エネルギーは太陽光だけではないので、別の再生可能エネルギー技術として何が導入可能なのか、太陽光は今後どれくらい普及が見込めるのか、全体として見極めを行い、現在の機器設置助成のあり方を考えるべきである。</p> <p>◇基礎自治体として、エネルギー政策を考えていくというのは、これから本当に大切なことなので、杉並区のエネルギー・ビジョンをまずはしっかりと出していくことが重要である。</p> <p>◇現在の設置助成制度は住宅向けであるが、公立施設、事業者、駐車場、倉庫の屋根の上など、太陽光だけを考えてみても、もう少し普及拡大が図れる余地があると考える。</p> <p>◇このような助成制度があるということを、区民がどれくらい知っているのかという認知度や周知度をしっかりと把握することが必要である。</p> <p>◇区民が判断できる正確な情報という意味では、設置コストや自家発電の使用量、余剰電力の売電などの関係を、わかりやすく説明できるよう工夫が必要である。</p> <p>◇普及率が高まるための財政支援のあり方、また、公平感を考えた制度設計が必要である。</p> <p>◇あと5年くらいで、設置コストの低減や変換効率の向上も期待できるので、現時点で拡充を図るよりも、もう少し技術革新を待ってからの方が良いと思う。</p>								

区の対処方針	<p>東日本大震災を機に再生可能エネルギー及び省エネルギーの重要性がこれまで以上に増していることから、再生可能エネルギーの普及の拡大に取り組んでいく。</p> <p>(1) 地域における再生可能エネルギーの導入目標等を明確にし、計画的な普及を図るため、学識経験者、区民等で構成する審議会での意見を踏まえ、「(仮称)地域エネルギービジョン」を策定して、地域エネルギー対策の推進を図る。(24 年度中策定)</p> <p>(2) 地域のエネルギー自給率向上と区民・事業者による地球温暖化防止の取組を支援するため、太陽光発電機器の導入助成制度を拡充し、再生可能エネルギーの普及を促進する。(24 年度～)</p>
--------	---

③ すぎなみ環境情報館

今後の方向性	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小	
	II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更	
評価（理由等）	<ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮行動を推進するための拠点としての本来目的に沿った事業活動がで きているか検証が必要である。 ○委託先の選定方法を工夫するなど、競争原理を働かせることにより、事業活 動の質の確保を図るべきである。 ○再任用職員を含めた区の直営部門とNPOとの役割関係の切り分けを検討す る必要がある。 ○学習室の使用料は、公平性の観点からも受益者負担のあり方について検討す る必要がある。 		
意 見	<ul style="list-style-type: none"> ◇指定管理者制度ができ、いわゆる公の施設は、一斉にそういう観点からの検 討がされた時期があった。建物管理だけで言うならば、最も指定管理に向い ている部分であり、建物管理を区が行い、事業の企画的な内容をNPOが行 っている現状は、主客逆転している印象である。 ◇現在委託しているNPOの良し悪しではなく、随意契約で委託している現状 は、競争原理をそこに働くことにより、もっとコストダウンして良いも のが生まれる可能性があるのに、それを区がとめているように思える。 ◇環境活動のための環境学習室の利用が約3割にとどまっていることから、そ もそも環境情報館が環境活動の拠点として、このまま続けていくべきなのか、 ここを拠点にして推進していく必要性があるのか理解できないところがあ る。 ◇歴史的に環境団体の悲願でできた建物と委託先のNPOがセットで、かつ隨 意契約ということでは良くない。どこかの節目で総合評価を行い、NPO自 身も他と競い合うタイミングを設ける方がよいと考える。 ◇目的が、環境配慮行動を区民がより行えるようになるということに対して、 環境情報館の運営がどれぐらい寄与しているかということが一番重要であ り、講座に参加し、単に満足度が高いということではなく、どういう人々が 訪れて、環境配慮行動につながるような働きかけがなされているかどうかを 調査し、効果を高めていくような方策を検討すべきである。 ◇現在、区が担任している事務を、委託しているNPOに任せることにより、 効率性が高まるとともに、仕事がよりスムーズに進むのではないか。 ◇環境団体が環境学習室を利用する場合は無料としているが、必ずしも無料に しなければいけないという理由はないと思うし、公平性の原則から考えても、 登録団体だけということで果たして良いのかということもあり、受益者負担 のあり方について検討する必要がある。 		

区の対処方針	<p>地域における環境活動の拠点として、NPO などの区民の知恵と工夫を活かし、設置目的を達成し、集客力の向上を図る観点から、施設の運営管理のあり方を見直す。</p> <p>(1) 委託の範囲や事業の実施方法、事業内容、NPO との役割分担などについて検討を行う。(24年9月目途)</p> <p>(2) 受託事業者との契約期間について見直しを行った上で、契約期間満了時に学識経験者や区民からの意見を踏まえ、事業者に対する評価を実施し、適否や事業効果を検証する。</p>
--------	---

④ 教職員研修所

今後の方向性	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小
	II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
評価（理由等）	<p>○設置目的である教職員研修の利用実態から見ても、宿泊研修施設を区が独自で持っている必要はなく、区が見直しの方向としている「教職員の宿泊研修施設としては廃止」とすることは妥当である。</p> <p>○区民利用については、他に同様な施設があるのであればその施設を利用してもらうことで代替策となり、区民利用について考慮する必要はない。</p> <p>○施設の廃止に至るまでの間、運営の効率化を図り区の持ち出しを少なくする方策を講じること、あるいは児童・生徒の環境学習等の方策を含め、施設の有効活用に向けて努力することが必要である。</p>	
意 見	<p>◇施設を設置した経緯が不明だが、行政だけでなく民間も含め宿泊研修は減少しており、区が宿泊研修施設を保有する意義は失っているのではないか。</p> <p>◇区が貸借対照表に載るような資産を持ってしまったことにより、現在のような経営状態になっていると思う。その費用を民間施設の借上料金に組み替え、相手先も継続的に区が使うとなれば割引をするなどの措置を講じてくれるといった関係が生まれる。それが普通の自治体が行う宿泊研修のやり方であり、区が専用施設を持つ必要はないと思う。</p> <p>◇運営受託事業者との契約が1年単位ということであれば、教職員研修施設としては早めに廃止し、事業者との関係を整理する必要がある。</p> <p>◇区民利用について、区民の利用があるから廃止にあたっては考慮しなければならないとあるが、区民は施設があるから使っているというだけで、その施設が無ければ別の施設を使えばいいというのが普通の考え方である。</p> <p>◇「廃止を基本とする」としながら、その後に「区民利用の状況を勘案する」とあるが、ずっと廃止しないような印象を受けるので、ともかく「廃止」するということで意思決定することが必要である。</p> <p>◇廃止後の施設は売却するしかないと思うが、土地利用の制限があるなかで、どのようにして売却するかを考えなくてはならない。</p> <p>◇教職員研修所の廃止に至るまでのプロセスで、少しでも区の持ち出し分を少なくする方策や有効活用の方法を同時に考えていく必要がある。</p> <p>◇研修所を廃止するまでは、現状のまま目的外利用を続けていくほうが効率的だと思う。</p> <p>◇リピーターが多いことについて、公平性の観点から受益者負担を高めれば利用率が下がる場合も考えられるが、今のままの金額でリピーターだけが利用していいのかという観点もあり、今後の利用方法について検討する必要がある。もっと利用率を高めたいということであれば、しっかりととしたPRを行い、今まで利用したことのない区民にも利用してもらえるようにしていかなければならない。</p> <p>◇施設周辺は、秋川渓谷があるなど自然環境が非常に良いので、区立学校の子どもたちの環境学習の場の拠点として使うことは考えられないか。</p> <p>◇今後の施設の活用を考える場合に、平常時の宿泊施設としての利用のほか、今回の大震災を受け、災害時対応という視点で施設の位置付けを検討する必要があると思う。</p>	

区の対処方針

特別区で唯一の教職員の宿泊研修施設として設置し、目的外利用として、区内への一般利用も行っているが、教職員研修施設としての設置目的に照らし、

- (1) 学校教職員研修所は、平成 23 年度をもって研修の実施を終了とする。
- (2) 目的外利用である一般区民利用については、区内への周知期間を考慮して、平成 24 年 9 月の施設廃止をもって利用を終了する。
- (3) 土地・建物の跡地活用については、早期に方向性を決定する。

⑤ 区政の広報活動

今後の方向性	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小				
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更							
評価（理由等）	<p>○現在の広報媒体が、区民が知りたい時に知りたい情報を得られるのに役立っているか、そして区の知らせたい内容がきちんと区民に伝わっているかどうかを調査・検討し、資源配分を見直すべきである。</p> <p>○広報媒体のあり方、あるいは頻度などを再考する必要がある。</p> <p>○区政情報の入手法は、区民が受身で情報を与えられる媒体と、区民が能動的に情報を取りに行く媒体の二つに分けられる。ホームページにアクセスしてきた人がどんな情報を求めていたかを分析して、広報紙等の情報の内容的な充実にも反映させていくというようなメディア間の連携を考えながら、区の広報全体の充実を図っていくべきである。</p>								
意 見	<p>◇広報は、区と区民のコミュニケーション手段である。区の広報は、情報の発信・提供だけにとどまらず、区民の区政への参加する意欲をも引き出すという役割がある。</p> <p>◇手段や方法以前に、戦略的な内容がつくれるかどうかが重要であり、そのために、各課の仕事の進め方のスキル向上や区民に対する姿勢が重要である。</p> <p>◇どうしたら区が知ってもらいたいことを伝えられ、区民が平等に知りたい情報を得ることができるかという観点で、もう一度検討した方がいい。</p> <p>◇広報紙は新聞折り込みによる配布が中心で、区内の1／3の世帯に届いていない。内容を精査し広報紙の発行回数を月2回に減らし、必要に応じてページ数増で対応することで、印刷経費が節減し、全戸配布が可能となるかもしれない。</p> <p>◇区政情報の入手については、広報紙のように広く情報を伝える受身的な媒体と、ホームページのように区民が能動的に情報を取りに行く媒体とで、それぞれの役割の違いがある。</p> <p>◇ホームページは、必要な情報に容易にアクセスできるかどうかという点が重要である。能動的にアクセスしてきた人がどんな情報を求めているかを分析し、さらに、それを区が発信する様々な情報に反映させていく。こうしたメディア間の連携を考えながら、全体的な充実を図っていくことが必要である。</p> <p>◇多様化した時代に即応するために、いろいろな方法で重層的に考えていくことが必要と考える。</p> <p>◇どのメディアで何の情報を提供するかなどについて専門家に聞き、高齢などによりメディアを使いこなせない方でも情報が得られるよう、工夫してほしい。</p> <p>◇ホームページの充実強化は必要であるが、まず、情報発信にあたり必要な時に必要な情報が得られているか、どんなニーズがあるかなど、広報紙やホームページ、CATVの「すぎなみニュース」などの閲覧状況や視聴率、ニーズ把握をし、資源配分を見直す必要がある。</p>								

区の対処方針	<p>区の広報活動を、情報発信全般の課題として捉え、現在の区の情報がどのように区民に伝わっているかを調査し、知りたい人に知りたい情報が確実に届く情報のあり方を検討する。</p> <p>(1) 区の情報発信に関わる施策の企画・立案や、区が保有する情報資産の活用等を所管する組織を設置し、協働の推進に不可欠となる、区と区民との情報の共有化を進める。(24年度～)</p> <p>(2) 各広報媒体の活用にあたっては、区民のニーズや費用対効果、活用のしやすさなどの観点から、媒体ごとの特徴を活かした効果的な活用に取り組む。</p>
--------	--

⑥ 民営化宿泊施設

今後の方向性	I 事業の方向性	●廃止を含めた抜本的見直し
	II 事業の改善	○事業内容の変更 ○実施方法の変更
評価（理由等）	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の施設の老朽化による大規模修繕等を考えると、施設を維持していくべきかどうか廃止を含めた抜本的見直しを図っていくべきである。 ○廃止にあたっては、移動教室の民間宿泊施設等の代替場所の確保や東日本大震災を踏まえ、区民等の避難先確保などの緊急時の対応についても検討する必要がある。 ○「区民の保養のための宿泊機会の提供」については、施設の保有とは別に、引き続き行っていくための方法を検討する必要がある。 ○当面施設を維持し、宿泊事業を続けていく場合、区民以外の利用者の利用料について、区民の理解を得られる負担金額とするよう検討すべきである。 	
意 見	<ul style="list-style-type: none"> ◇保養施設に関して、検討するのであれば、まず区民ニーズを把握する必要がある。 ◇宿泊者はリピーターが多いのか、区民は保養施設を知っているのか等も併せて把握する必要がある。 ◇民営化宿泊施設の区としての歳入、歳出だけでなく、施設ごとの事業収支がないと、経営を考える場合、宿泊施設として継続すべきかどうか判断しづらい。 ◇移動教室については、区の施設ではなくても実施できるのではないか。 ◇今後の維持管理経費を考えると、保養施設を持っている意味がなくなってきたので、売却するという選択肢もあるのではないか。 ◇施設を保有する必要性と区民の保養のための施策の必要性について、別々に考えるべきである。避難所として活用できたとか、区民以外の利用により稼働率がいいといったことを外して、区民の保養目的に絞った議論が必要である。 ◇施設の有効活用をするにしても、民営化だけでなく、指定管理や委託など多様な手法があるので、どの手法が区民ニーズに十分こたえて効果を引き出せるか、検証してほしい。 ◇区民の保養のためには、区民が近県のホテル等へ宿泊する際に補助金を出すなどの方法のほうが、色々な施設を利用できて、区民の満足度は高いと思う。 ◇区の保有施設で、区民以外の利用者が多くなっている状況は、いかがなものか。経費の2／3は、他区のために使っているなどとは、区民に説明しにくいのではないか。 ◇弓ヶ浜クラブは老朽化しているので、今後の大規模修繕を考えると、廃止すべきではないか。 	

区の対処方針	<p>近年の厳しい経済状況や顧客ニーズが多様化する中で、多くの民間宿泊事業者において、低料金化等の多様なサービス展開がされていることなどもあり、区の民営化宿泊施設では、区民利用者数の減少傾向がみられる。4施設は、それぞれに設置経過の違いや特色を有しているが、今後、老朽化に伴う大規模修繕等の経費負担の増加も想定されるなど、取扱いを検討する必要があるため、</p> <p>(1) 庁内に検討組織を設置し、施設ごとに廃止を含めた抜本的な見直しを行う。 (24年3月目途)</p> <p>(2) 見直しにあたって、区民アンケートを実施する。(24年1月)</p>
--------	--

⑦ 保育施設の利用者負担

今後の方向性	I 事業の方向性	●見直し
	II 事業の改善	○事業内容の変更 ○実施方法の変更
評価（理由等）	<p>○認可保育園保育料について、データ整備も含めて、所得階層全般にわたり慎重に検討を進めていく必要がある。</p> <p>○保育施設間の利用者負担のあり方については、施設ごとのサービス内容・水準と利用者負担との関係も含めて検討・見直しを図っていくことが必要である。</p>	
意 見	<ul style="list-style-type: none"> ◊利用者負担の議論の前に、保育に欠ける児童に対して公平な受け入れ態勢ができるかが重要である。 ◊世帯の所得分布のデータが認可保育園に通っている世帯のみで、所得階層別に、全体の受け入れ態勢がどうなっているのかというデータがない。所得に応じた保育料をどう設定すればいいかという議論をするためのデータが足りないため、保育料が適正かどうかの判断ができない。 ◊施設により所得階層の区分や保育料が異なるため不公平であるという考え方もあるが、施設ごとにサービスの水準が違うので、保育料が違ってもいいという考え方もある。 ◊国基準（保育料徴収金基準額表）が全国的な物差しだと考えると、そこから大きく離れた保育料を自治体が設定するには相当の理由が求められるのではないか。国基準と比べると、杉並区の保育料は、高所得層だけでなく、低所得層も非常に低額となっている。利用者負担の平均が事業コストの10%というのは、全国的に見て、相当低い。 ◊東京は、保育士を国規準より多く配置するなどのサービス面と利用者のコスト負担率の低さという両面で、全国平均と比べると非常に充実している。公平性について議論する場合、全国的な視点で考えることが必要である。 ◊途中で退職する場合と比べて、継続的な就業ができることにより、生涯所得が大きく上がるという点と、全体として契約保育に移ってきてているという流れを考えると、保育料は国の考えに沿った額とし、延長保育等、サービス水準の充実に向けたほうが説明しやすいのではないか。 ◊子育て世代が住みやすいまちづくりは必要だが、待機児対策等の子育て施策の充実が、サービスが必要なときには杉並に住み、その時期が過ぎると転出するという流れになっていて、定住に結びついていないという問題がある。 ◊保育料を改定する際には、保育にかかるコストが高額であることを保護者に説明したうえで、保育料についての調査をするなど、理解していただく必要がある。 ◊低所得者層に対しては、減免や低廉な保育料により保育サービスを提供する必要はある。 ◊「高所得者層を中心とした、認可保育園の保育料階層区分等の見直し」という方向はいいと思うが、所得階層全般にわたって保育料がこれでいいのかどうかという見直しが必要だと思う。特に、施設の形態別については、その保育サービスの水準と関係するため、一律に揃えるわけにはいかないと思うが、各保育施設に入っている方の属性や要望を把握する必要がある。 	

区の対処方針	<p>保育需要の増大と多様化に対応し、今後も質の高い保育サービスを安定的に提供するとともに、保育施設間の利用者負担の公平性を確保する必要がある。保育事業は、多額の経費を要しており、また、施設種別の違いにより利用者負担水準が異なっている現状を踏まえ、</p> <p>(1) 認可保育所の保護者負担について、必要な見直しを行い、その骨子をまとめること。(23年度末目途)</p> <p>(2) 保育施設間の利用者負担についても、現在の認証等保育料補助制度について総合的に検証を行い、より公平性の高い制度構築に向けて必要な見直しを図ること。(25年4月実施)</p>
--------	--

第2章 財団等経営評価に対する外部評価

1 概要

区は、財政的な支援などを行っている8団体（以下「財団等」）に対する経営評価を行いました。このうち、外部評価委員会各委員が1団体を選択し評価対象としました。

外部評価では、区や財団等が実施した内部評価などを基に、それぞれの事業目標の達成に向けた効率的かつ計画的な取り組みがなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価しました。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団 | 21頁 |
| ② 財団法人 杉並区スポーツ振興財団 | 22 |
| ③ 社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会 | 23 |
| ④ 公益社団法人 杉並区シルバー人材センター | 24 |
| ⑤ 特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク | 25 |

（参考）財団等経営評価に対する外部評価（19年度～22年度）

団体名	外部評価実施団体			
	19年度	20年度	21年度	22年度
財団法人 杉並区勤労者福祉協会	○		○	
財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団		○		
財団法人 杉並区スポーツ振興財団		○		
公益社団法人 杉並区シルバー人材センター		○		
社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	○		○	
特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	○	○		
杉並区文化協会		○	○	
杉並区交流協会	○		○	
杉並師範館(22年度末廃止)	○		○	

外部評価未実施

2 外部評価結果—評価結果及び評価に対する所管の対処方針—

①財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団

担当部課 保健福祉部 障害者生活支援課

事業目的	就労が困難な障害者の雇用促進と職業生活の自立を図るために、障害者や事業主等に対して、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまで一貫した就労支援を行う。 また、その支援を通して、障害者の自立と社会参加を推進し、ノーマライゼーションの理念の実現に寄与する。	顧客	・就労を希望又は既に就職している障害者とその保護者 ・障害のある人を雇用、または雇用しようとしている事業者 ・区内福祉施設及び特別支援学校
事業内容	1 就労機会の開拓及び提供 2 職業準備訓練の実施 3 職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談その他の援助 4 事業主に対する雇用管理に関する事項についての助言その他の援助 5 障害者雇用支援者に係る情報の収集・提供 6 障害者雇用支援者に対する研修の実施		
（内三部次評価）	長引く景気低迷により雇用情勢は悪化しており、障害者の就労・雇用環境が依然として厳しい状況が続く中、雇用開拓のための企業訪問の回数を増やし、個々の障害者の障害特性や適正等のアセスメントに基づく就労支援により、就職者数を伸ばしている状況や定着支援訪問、「たまり場事業」の拡充により定着率を着実に向上させていることから、区の就労支援の中心的機関として、就労や定着に成果を上げている。 今後は、平成25年4月に公益財団法人に移行することを見据え、支援する対象者の障害も多様化する中で、支援全般の機能強化、個々の職員の専門的力量の向上を図るなど、公益財団法人としてふさわしい組織体制の確立に向け取り組むことが必要である。		
外 部 評 価			
対経営する状況評価に	事業の性質上、補助金への依存度が高く、受益者負担が望めないことはやむを得ない中で、事務の効率化と人件費の削減に取り組み、経営改善において一定の成果を上げていることは評価できる。他方、同事業団が担っている事業の公益性・専門性に加えて、障害者雇用支援に対するニーズが増加し、多様化している現状に鑑みれば、現行職員の能力向上プログラムの開発・充実のみならず、高いスキルとノウハウを有する人材のさらなる確保がむしろ必要になると思われる。区と協力しながら、潜在的なニーズも含めて、同事業団による支援を必要とする障害者の数と特性、雇用者側の実態把握を行っていくなかで、事業目的を達成するうえで必要な人員を改めて見極めていく必要があるのではないか。		
評価など表記評入価方法	22年度実績に記載されている、訓練者数や企業実習人数が減少した理由がわからない。より分かりやすい説明を要する。		

外部評価に対する所管の対処方針

- ・高度な知識と経験を有する人材確保については、現在においても嘱託員等募集にあたり、一定の資格要件の保持を採用条件としていますが、報酬面等で人材確保・定着に苦慮しています。報酬面での見直しも視野に入れて人材確保に努めています。
- ・潜在的なニーズの把握については、現在は地域の作業所を中心とした地域の障害者のニーズの把握に止まっているのが現状です。より広く就労を希望される障害者の掘り起しについて福祉事務所や相談支援事業所等関係機関と連携し把握に努め、支援を実施していくことが重要ですので、雇用支援ネットワークの活用も含めニーズの把握を図っていきます。
- ・就職者が増加することは職場定着支援対象者が増加することであり、今後の支援対象者の増に対応した支援体制を確保するうえで必要な人員を見極めることは重要と考えています。平成25年度以降の障害者就労施策に関する国の方針も踏まえつつ、事業団と協議を行います。
- ・支援対象者のうち、就労への支援を希望し特に訓練を希望しない精神障害者が相対的に増加したこと、作業所利用者の重度化が進み、企業実習希望者が減少したことにより、訓練者数・企業実習者数が減少しました。評価を踏まえ、わかりやすい表記に努めます。

②財団法人 杉並区スポーツ振興財団

担当部課 教育委員会事務局社会教育スポーツ課

事業目的	スポーツ振興に関する事業を行うことによって、区民のスポーツ活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に資すること。	顧客	区内在住、在勤、在学者及び体育施設利用者
事業内容	①各種スポーツ教室の実施(第1号事業) ②野外スポーツ活動の普及(第2号事業) ③ニュースポーツの普及(第3号事業) ④スポーツ関係団体の育成・支援及び各種スポーツ指導者養成(第4号事業) ⑤区民体育祭やスポーツレクリエーション大会等スポーツ普及事業の実施(第5号事業) ⑥健康・体力づくりの実施および相談(第6号事業) ⑦民間事業者等とのタイアップ事業 ⑧スポーツ情報の収集及び提供(第7号事業) ⑨区のスポーツ施設の管理運営(第8号事業)		
（内三部次評価）	利用時間の延長による施設の有効活用や民間事業者・団体とのタイアップ事業など、区体育施設(7施設)の指定管理者として、区民ニーズを捉えた事業展開を図り、施設利用者数・イベント参加人数を着実に増やすとともに、東日本大震災に伴う施設の休場があったにもかかわらず、参加料も前年度から增收し、補助金1,000万円を返還した上で経常収支が黒字になっていることは、効率性を重視した改善の取組結果として評価できる。 今年度は、24年度に公益財団法人の認定に向けた準備が進められているが、区のスポーツ振興施策を具体的に推進するための事業実施主体として、認定後もその役割を担うことには変わりではなく、財団のこれまでの実績を活かし、特性を発揮していくためには、区との役割分担を明確にした上で、区と連携を図りながら、公益的なスポーツ振興事業を展開していくことが必要である。		
外 部 評 価			
対経営する状況評価に	<ul style="list-style-type: none"> ・区のスポーツ施設の指定管理者として、サービス面において、施設利用者数、教室・イベント参加人数の増加は評価できる。ただし、教室・イベント参加者の人数が延べであることから、区民の認知度(関心度)が伸びても、区民の関心が高まったかは判断できない。区民利用者登録率が未達(横ばい)、かつざんかねつと利用登録者数も実数で減少していることから、参加者増はリピーターによるものと推察されるところであり、新規利用者開拓にも積極的に取り組むことが必要である。 ・財務状況の観点では、管理費比率及び補助金収入依存度が減少していることは評価できる。しかしながら、受益者負担は増加するも補助金収入の減少により総収入は減少していることから、自己収入増についてさらに検討されたい。 		
評価など表記評入価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度利用者満足度調査では84%が総合的に見て運営に満足、との記載があるが、目標値や時系列データがないため、このデータをどう捉えるか、判断できない。個別の満足度についてもデータを示し、改善につなげるために活用すべきである。また、成果指標としても、満足度を活用すべきである。 ・成果指標⑦「事業に対する認知度(関心度)」を測る式で、「延べ」を使っているが、「延べ」の場合リピーターの可能性もあることから、当該式では認知度は測れない。⑦の式から得られる指標は「区民の教室・イベントへの延べ参加率」となる。 ・活動指標は③④。①②⑤は事業寄りの成果を示す指標であることから、成果指標として整理すると評価しやすい。 ・経営分析Ⅱ(定性評価)の、分析・評価の記載内容と項目ごとの評価がリンクしていないため、評価の根拠が見えない。 		

外部評価に対する所管の対処方針

- 新規利用者増の取組については、各種スポーツ教室の開催の際、事前に体験教室を実施し参加への動機付けを図るほか、一般使用に関しても、スポーツアドバイザーの配置を充実するなど、引き続き初心者の参加しやすい環境づくりを進める取り組みを強化していきます。
- 前年に比べ、補助金収入の減による、財団全体の総収入の減少は止むを得ないものと思われますが、東日本大震災の影響(収入影響見込額約580万円)や高井戸温水プールの休業等にも関わらず、事業拡大による参加料収入の伸びもあり、一定の自己収入増があったものと考えます。また、平成24年度には、公益財団法人への移行が予定されており、公共目的事業においては、事業による収益がその実施に要する適正な費用を超えてはならないという原則から、収益の増加を見込むことが難しくなりますが、引き続き、補助金依存度の減少を図っていきます。
- 利用者満足度の調査データについては、平成19年度から毎年実施し、満足度の推移を見ることができることから、成果指標としての活用を検討します。また、活動指標と成果指標の整理や分析・評価の記載方法についても、見直していきます。

③社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会

担当部課 保健福祉部 管理課

事業目的	杉並区における社会福祉事業とその他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。	顧客	区民、各種施設・団体
事業内容	1 広報事業 2 社会福祉普及事業(すぎなみ地域福祉フォーラム、模擬体験セット貸出事業) 3 地域福祉活動推進事業 4 ボランティア活動推進事業 5 車いす貸出事業 6 災害ボランティアセンターの運営 7 ホームヘルプサービス事業 8 地域福祉権利擁護事業 9 あんしん未来支援事業 10 生活福祉資金貸付事業 11 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 12 高齢者入居支援事業	13 応急救援事業 14 緊急救援資金貸付事業 15 私立保育所保育士研修事業 16 私立保育所施設整備資金貸付事業 17 ファミリーサポートセンター事業 18 介護認定調査事業 19 地域包括支援センター(ケア24) 20 法人運営 ①運営会議 ②会員の拡大	
(内三部次評価)	○受託事業の拡大等により、昨年度と同様に経常収支を黒字とし、補助金収入依存度も着実に減少させている点は、評価できる。 ○職員による相互監査の導入により職員の意識向上を目指すとともに、内部のチェック体制強化に努めているが、職員のコスト意識をより向上させるためには、事業ごとの評価表の作成などの取り組みも必要である。 ○実施計画(平成23~27年)及び行動計画に基づき業務を執行していく中で、職員一人ひとりが業務課題を整理し、業務の効率化、ひいては経営改善につなげていくよう、引き続き努力していくことが望まれる。		
外部評価			
対経営する状況評価に	①補助金収入が減少傾向にあることは評価できるが、受託事業に振り替えられている場合もあるので注意が必要である。サービスの広がりは選択的サービスを増やす傾向があるので、受益者負担を増やすこともあわせて考慮すべきである。 ②生活福祉資金貸付事業相談件数や地域福祉権利擁護相談件数などの指標が増えていることは、社会の不安心感が増していることの表れという受動的なものと理解が出来るが、このような認識自体が慣性力を持つ(増えて当たり前という意識)ことに注意して、常に事業見直しに努力をすべきである。 ③職員による相互監視とはどのようなことをやっているのか想像が出来ないが、細かなチェックに傾斜しすぎると生産性を落とす可能性があることに留意すべき。		
評価など表記評入価方法	①活動指標3つ、成果指標2つで事業の全体をつかもうとするバランス感覚は良いが、それらの指標がKPI(主要成果指標)となっているのかどうか、常に意識しておくことが大事である。たくさんある事業実績指標や事業分析IIに標記する5つの活動指標、3つの成果指標との関係など、指標の全体像が何を把握しているのかを意識することが大事である。 ②定性指標(計画性、目的合理性など)が点数換算される方式を示しておいてほしい(一定のルール計算があったように思うが) ③ 評価制度全般にも通じることであるが、評価の詳細さは労力ばかりかかって、本当の目的である生産性の向上に貢献しないことがよくある。簡素な評価制度をつくること、そのためにKPIを見極めることが大事である。		

外部評価に対する所管の対処方針

- ①募金配分金収入のように財源元の制約で設定できないものもあるが、補助金や自主財源に基づく事業の受益者負担の増額について、現在の価格が妥当であるかを常に見直しの視点を持ち、事業をすすめます。
- ②生活福祉資金貸付事業の増加傾向は、平成22年度を上限として既に水平あるいは微減傾向が出てきています。また地域福祉権利擁護事業は、高齢化率の上昇と障害者の在宅生活の促進等が起因しているため、社会的背景を鑑みる対応だけではなく、能動的に事業を見直し、推進する体制を築いていきます。
- ③生産性を落とすことがないよう、事務の効率化と職員の意識の向上をめざした取り組みを行います。
- ④主要成果指標については組織の中長期的な目標にそって設定するよう留意します。

④公益社団法人 杉並区シルバー人材センター

担当部課 保健福祉部 高齢者施策課

事業目的	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、一般雇用にはなじまないが働く意欲を持っている健康な高齢者のために、その知識、経験及び希望に沿った就業機会を確保し、高齢者の生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。	顧客	区民高齢者及び発注者
事業内容	<p>① 就業機会の開拓・提供…受託事業に関する受注や請求等の処理、未就業会員への就業意向調査や入会希望者への説明、区広報、ホームページ、新聞折込み(12万2千部)等の媒体によるPR。国の補助対象事業となっている「企画提案方式による事業」については、子育て分野では、ホームヘルプ事業など、環境分野では、リサイクル自転車販売、作品販売、洋服のお直し等の独自事業の実施。</p> <p>② 研修・講習…接客及び個人情報保護研修、植木剪定の技能講習、公共施設就業者への実務研修等。</p> <p>③ 調査研究…就業会員打ち合わせ会(19職種)での意見、お客様満足度調査や公共施設利用者アンケートの調査結果を基に、運営の課題を専門部会、女性部運営委員会、その他プロジェクトチームで検討している。</p> <p>④ 安全就業等の推進…就業途上及び就業時の事故防止のため、地域班会議等で事故原因の状況説明、注意喚起の実施、月刊紙へ事故状況の掲載。また、安全管理委員会による安全・就業巡回及び安全講習会の開催、安全就業巡回指導員による現場指導実施した。</p> <p>⑤ 相談…本部事務局及び3分室での常設相談に加え、区内1箇所で就業相談(月4回)を実施し、他団体との合同相談会を1回開催した。</p> <p>⑥ ボランティア活動等の地域貢献事業…青梅街道清掃や安全パトロールのボランティア活動、会員の自主的運営で地域と連携した「ひざこぞうトーク」を7地区にて開催。女性部が計画する「公開講座」等地域との交流事業。区民を対象とした料理教室や一般高齢者の参加が可能な体力測定等の地域貢献事業の実施。</p>		
内三 部次 評評 価価	<p>多様な媒体により、入会及び就業開拓に向けPRに取り組んだ結果、会員数、受託件数、就業延日人員が着実に増加しており、依然として厳しい経済・雇用情勢の中でも、多くの会員が就業を通じて、地域社会と連携しながら社会参加を実現していることから、適切な事業推進が図られていると評価できる。</p> <p>今後も、仕事を求める高齢者が増えることが予想されるが、発注者や地域のニーズに応えられるよう、就業のための知識・技能向上に向けた研修・講習等の充実を図るとともに、高齢者の就業活動及び社会奉仕活動の推進を図るための新たな中長期計画等を策定し、高齢者が自身の個性や能力を発揮して就労や社会参加できる地域社会づくりに向け、公益社団法人としての役割を十分に発揮していくことを期待する。</p>		
外 部 評 価			
対経 営す る状 況に	対前年度比では活動指標及び成果指標とも伸びていて評価できる。しかし、当初目標との関係で就業実人員及び就業率とも若干実績が下回っている。現在の経済環境下では致し方ない側面があるが、退会者管理や新規開拓の余地がなかったか、スキル講習受講が就業にどの程度むすびついているのかの分析が望まれる。また、人件費比率は15.8%であり、それほど高くないという解釈も可能であるが、公益法人管理のために人材がかかるのか、就業開拓なのか、明確な区分をする必要があると考える。未就業者への具体的な対策及び60歳以上のどの程度の層まで潜在的な対象にするかも目標設定が必要である。		
評 な ど 表 の記 評入 価方 法	会員の年齢階層別、男女別、管轄区域別の分布情報が不可欠である。職幾開拓や需要調査にも必要である。また、就業者は平均すると年間77日働いていく計算になるが、どの程度の仕事量を確保すると生活の充実や福祉の増進になるかを分析して指標化することが望まれる。特定の技能を有する会員が労働する日数が多いのか、平均しているのかも重要な視点である。受託金額のデータからみると受託件数は少なくても、管理群に区分される事業が金額面で大きな割合となっているので、この仕事に要求される技能や能力の向上を図っていくことが就業人員の確保の点でも重要である。他の区等との比較情報も改善策の検討に有用である。		

外部評価に対する所管の対処方針

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」にもとづき昭和54年に設置され、平成23年からは、公益社団法人として承認されました。その活動は、会員である高齢者の自主的なものであり、かつ会員相互の共助により運営されています。近年では、グループ就労、ローテーション就労によって多くの会員に就労の場を提供し、また就労活動に限らず、地域班活動、社会貢献活動を活発におこない、会員のいきがいの場の提供に取り組んでいます。

今後、公益社団法人と認証され、さらに非営利部門の充実強化が求められています。会員のニーズも就業だけでなく、いきがいや、地域の絆を求める傾向にあります。これに従い、センターの評価についても、収支、就業関係だけでなく、地域貢献活動等に対する新たな指標を定めて、経営評価を行っていきます。

⑤特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク

		担当部課	環境清掃部 環境都市推進課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 諸事業の推進を通じて、区民の環境保全行動に寄与する。 区民の生活環境の向上を図るとともに、活動を通して地球環境の保全、ひいては地球温暖化防止の一助となる事業を展開していく。 	顧客	一般区民
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○家具販売(手数料含む)ー不要となった家具を引き取り販売することにより、リユースを推進するとともに、ごみの減量化、資源の有効活用を図る。 ○フリーマーケットの運営ー出店者を公募し、不用品のリユースを促進する。 ○集団回収の推進ー古紙、ビン、缶等の資源を回収し、団体等に報奨金を支給することによって資源のリサイクルを推進する。 ○不用品情報コーナーの運営ー不用品を処分したい人とそれを必要とする人をインターネット等で仲介斡旋し、リユースを促進する。 ○講座・講習会等ーひろば高井戸事業として、洋服のリフォーム、廃油からの石鹼作り、堆肥作り等の講座・講習会を行い、資源の有効活用、物を大切に使うことや再利用の意識の高揚を図る。環境情報館事業として、館内の講座・講演会に加え、自然観察会やバス見学会などの自然・環境保護講座にも力を入れ、区民の環境意識の高揚を図る。 ○学校支援ー区立小中学校の総合的な学習の時間を活用して、石鹼作り、紙すき、堆肥作り等環境リサイクル問題に対する意識の醸成を図る。 ○デイシング・リユース・システムの実施ーイベントにおける模擬店でごみを出さないよう、食器を洗って使いまわしをし、ごみの減量化と共に、使い捨ての生活様式を改めるきっかけづくりをする。食器等用具の貸し出しと指導を行う。 ○環境情報館・あんさんぶる荻窪の施設貸出管理ー環境学習室・教室・児童館・会議室の貸室業務、使用料の徴収、室の管理等を行う。 		
(内三 部次 評評 価価))	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金収入割合は低いものの、区からの受託事業による収入が事業収入の3分の2程度で推移しており、法人の課題としている収益事業の増収に向けた新たな自主事業の展開を図るなど、財政基盤を強固にするための取組を進める必要がある。 ○現在、「すぎなみ環境ネットワーク中期計画第2期(23~27年度)」に基づき事業を展開しているが、来年度改定予定の「環境基本計画」との整合を図った事業運営となるよう、区と十分に連携を図り、協議していく必要がある。 ○東日本大震災による原子力発電所事故から、電力不足による節電対策などを通じた省エネルギーへの取組や生活スタイルの見直しなど、区民の環境への意識や行動が変化している中で、これまで以上に、法人の経験を活かした活動を行うことが重要であり、その活動を通じて、区民の環境配慮行動の実践が高まることが期待される。 ○「すぎなみ環境情報館」の運営については、事務事業等の外部評価結果を踏まえ、NPOや区民などの知恵や工夫を活かした環境活動拠点となるよう、委託事業の範囲、運営方法等について見直しを行う必要がある。 		
外部評価			
対経 す営 る状 況に 評価 付く	<p>全般的には、杉並区の政策と調和して、よく活動していると考える。しかし、平成21年度、平成22年度の收支差額が、それぞれ約6,000千円の赤字、約3,600千円の赤字となっている。</p> <p>このままでいくと、いずれ近いうちに次期繰越差額がマイナスとなり、借入をするか、区からの補助金を増額しなければならなくなることが懸念され、事業収入増加が急務であると考える。</p> <p>一方、保管場所が手狭で、家具等の引取要請があっても拒否する場合があるという。この問題を開拓するためには、中古家具等の需要を掘り起こしていく必要があります、そのためには広告宣伝に工夫を凝らす必要があると考える。</p> <p>区においても「広報すぎなみ」において取り上げたり、また近辺の大学(特に留学生の多い大学)や交流協会等の掲示板を利用させてもらうなど、ピンポイント的な広告宣伝方法も取るべき一つの方法と考える。</p>		
評 価 な ど の 記 入 方 法	当法人の主要な事業の一つである普及啓発事業についての指標が事業評価指標に記載されていないが、重要な活動指標と考えられるので、啓発事業の延べ参加人数等を記載すべきである。		

外部評価に対する所管の対処方針

法人の健全な経営を推進していくためには、財政基盤をより強固にしていくことが必要です。平成23年度は、人件費の抑制に努めるとともに、中期計画(23年度~27年度)に基づき、衣料品リユース事業の拡大に向けた第2店舗化の検討もスタートさせており、その効果を期待しているところです。

評価のとおり、引き取った家具の保管場所の確保が難しい現状の中で、中古家具等の需要を掘り起こしていくことは重要であり、リサイクルひろばの周知に向け、区広報紙の掲載に加えて、ピンポイント的な広告宣伝の活用などの効果的な方法の実施等工夫してまいります。

啓発事業の具体的な参加人数等を記載すべきとのご指摘につきましては、重要な事業と位置づけておりますのでより具体的な記載方法を検討します。

第3章 外部評価に対する総括意見

1 平成23年度評価を終えて（まとめ）

（1）23年度の行政評価について

①事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）

個々の事業に着目する事業仕分けの手法を取り入れた事務事業等の外部評価について、外部評価委員会は、「事業の評価は施策・政策の視点から行う必要がある」という考えに基づき評価に臨みました。また、個別の事業への評価が、他の施策や政策においても参考になるような視点を提示するとともに、区民の方にもそうした視点について考えていただきたいという思いで取り組みました。

全体として、所管部門の準備や質疑については内容のあるものになったと考えますが、政策・施策における事業の位置づけが明確に示されなかつたり、基礎的なデータが不足していることから、十分な議論に結びつけられなかつた事業もありました。こうした点も含め、杉並区の外部評価の独自性が必ずしも明確とはならなかつたことは残念ですが、一方で、行政評価全体に通じる課題も明らかになつたと考えます。

また、区は、評価結果に基づいて事業の見直しや改善策の検討を行い、次年度予算に具体的な見直しを反映させたほか、平成22年度の評価対象事業について、委員会にその後の取組状況が報告されるなど、見直し改善を進めていることが示されました。今後も、検討後の取組状況について、引き続きチェックしていくことが求められます。

平成23年度の評価により当委員会が課題とした点は、以下のとおりです。

- 昨年度同様、事業の選定基準がはっきりしていなかつた。対象事業数が限られるため、明確な基準に基づいた事業選定を行うことが重要である。
- 外部評価委員会は、客観的な第三者としての視点や判断が求められる立場であり、有意義な議論をするためには、外部評価委員会としての視点から評価の論点を絞り込むことが必要である。行政内部で事業を選定する場合でも、外部評価委員会が論点を絞り込み、最終的に対象事業を決定する方法が望ましい。
- 全体的な見地から評価するためには、議論の前提として、基本的なデータの収集・分析や、政策・施策における事業の位置付け・効果を明確に示されていることが必要である。
- 事業の必要性は、政策・施策への寄与という視点から判断するものである。評価に際し、所管部門は、これまでの政策評価・施策評価の取組を活かして、事務事業等の意義や位置付けを改めて整理し、明らかにする必要がある。

②財団等経営評価に対する外部評価について

財団等経営評価については、団体による一次評価、所管課による二次評価、行政改革推進本部会による三次評価を経て、評価表に基づいて外部評価を実施し

ています。所管課においても把握できる範囲が限られる中、外部評価委員会が評価表により団体の全体像を把握することは困難です。効率性や経済性をより正しく分析するためには、区が直接団体に支出しているものだけでなく、区所有の建物を貸し付けている場合はその経費まで含めた全体のコストが明瞭であることが必要です。

今後、財団等の視察やヒアリングを実施したうえで評価するなど、評価方法の見直しが望まれます。また、団体によっては公益財団法人への移行や解散が決定するなど、それぞれの団体の状況も変化しており、財団等経営評価の役割や方法について改めて検討する必要があると考えます。

(2) 行政評価の新たな展開に向けて

杉並区の行政評価制度は、平成11年度の導入以来、常に、見直し・改善を進め、非常に完成度の高い制度となっています。また、マネジメントサイクルの一環として定着し、事業の見直しや職員の意識改革などに大きな成果をあげてきました。

その一方で、他自治体と同様に、職員の大きな負担感や評価の有効活用という課題も抱えています。今後の区政において、行政評価を区政運営や行財政改革の中でどう位置づけ、どのような仕組みとするのか、これまでの成果や課題を総括したうえで、制度を再構築する時期を迎えているといえます。

行政評価は、職員の説明能力を高めると同時に、外部評価のプロセスを通じて、政策形成能力や分析能力を養うという重要な役割を担っています。また、「区民への説明責任をどう果たしていくか」ということを追求していく中で、行政評価の有効な活用や見直しの視点も見えてくると考えます。こうした点を踏まえ、行政評価制度の見直しを進めていただくことを期待します。

見直しに当たっては、まず、予算の削減材料を求めるのか、内部管理の改善を通のか、行政評価の目的をしっかりと議論する必要があります。

目的をどこに置くかにより、全事業を同一の視点に立って一律に評価するのか、事業ごとにポイントを絞り込んでいくのかなど、評価の方法も異なってきます。また、外部評価についても、より十分な実態把握と客観性確保のために、現行の書類審査に加え、現場調査や担当者へのヒアリングを実施し、委員間での議論を踏まえて評価する方法などが考えられます。

区は、平成24年度から新たな基本構想・総合計画に基づいた区政運営を展開することに伴い、行政評価制度を大きく見直すこととしています。区民アンケートの実施の有無や今後設置予定の「(仮称)行財政改革に関する懇談会」との関係なども含め、行政評価の目的や方針について区の考え方を示していただいたうえで、外部評価委員会として、区に助言していきたいと考えます。

2 行政評価に対する委員の総括意見

(1) 事務事業等の外部評価(杉並版「事業仕分け」)について

昨年度に比較すると、説明者側も準備されていて質問に対する回答も内容あるものになっていた。他方、その選択は事務局が行うことから、予め方向性が想定されるものが多い傾向にあった。もう少し議論する形式も考えられる。

23年度の事業仕分けについては、選定されたテーマも、濃淡、軽重まちまちであった。また評価する側の仕分けのスタンスもあいまいであり、結果として効果の不明確な事業となったように思う。国の事業仕分け、他の自治体の事業仕分け、外国（カナダ、イギリスなど）の事業レビューも参考に、事業仕分けの仕組みの改善の糧にしてほしい。

事務事業等の外部評価の実施は二年目であったが、依然として何をもって「杉並版」というのかを模索するなかでの評価であった。評価対象となった事務事業等はいずれも何らかの問題点を抱えており、見直し・改善を要するものばかりであったが、区側の説明においては改善に向けての明確なビジョンや今後の確たる方針を欠く場合が多く、また、事務事業単体のみに検討の視野が限られ、施策さらには政策全体のなかでの位置づけや効果の認識が欠落している状況があった。政策パッケージ全体の効果とその中の各事務事業等の意義・位置付けを改めて整理・認識する必要があるように思われる。

- ・昨年度課題として指摘されていた、何をもって「杉並版」としているかが依然として見えない。また、事務事業の選定方法についても改善が図られていないのは遺憾。
- ・対象事業の必要性を議論するためには、対象事業だけで議論を完結させるのではなく、上位レベルへの寄与の観点も、論点として採り入れることが必要である。そこに、杉並区でこれまで実施してきた政策評価・施策評価を活かせば、杉並版となりうる。
- ・今後継続して「事業仕分け」実施を検討する場合は、施設の管理運営、内部管理業務、補助金など、論点を軸に横ぐしを通して、他事業の評価への、仕分け結果の展開を図るべきである。

区から提出された資料（情報）の範囲が狭く、全体的な見地から判断することが困難なものがあった。例えば「高齢者住宅」の件では、競合又は補完関係にある都営住宅の実態の情報が全くなかったとか、また「すぎなみ環境情報館」の件では、その活動がNPO法人 杉並環境ネットワークの活動と密接な関係にある（高井戸リサイクル広場の賃料を区が負担している件も含んで）が、それらの情報が全く示されていなかったことである。

(2) 杉並区の行政評価制度について

予算の削減材料を求めるためか、内部管理の改善を通じて効率化や質の向上を図るのか、あるいは政策分析や形成能力を育成することなのか重点を明確にしないと表を埋める作業になってしまふ。

これまでの杉並区行政評価制度は、理論的な組み立て、仕組みの精度と総合性などからみて日本の自治体の行政評価制度の一級品だといえる。ただ、10年の歳月を経ているので、一度、他団体の評価制度との比較なども行い、杉並区行政評価制度の成果を総括してみるべきだと思う。それだけのデータの蓄積、関係者の蓄積があるので、相当意義のある総括結果が得られると思う。

現場・現地調査や担当者へのヒアリングを実施することなく、所管課の内部評価を踏まえて書面のみで外部評価を行うには、十分な実態把握と客觀性確保の面において限界がある。平成24年度からの新基本構想と新総合計画のスタートに合わせて、行政評価制度自体のあり方も見直す好機であると考える。

【内部評価】

・これまでの杉並区の行政評価制度は、事務事業評価結果→施策評価結果→政策評価結果、という積み上げの評価で、事務事業、施策ありきの評価（進行管理）であった。今後は、総合計画の進行管理にとどまらず、今実施すべき政策、施策、事務事業は何か、を判断するためのツールとしての評価制度とともに、予算編成等既存の行政システムもあわせて、評価を活用できる仕組みに再構築することが必要である。

【外部評価】

・財団等経営評価に対する外部評価は、取り組みとしての独自性はあるが、現状は財団等から提供されたデータのみで評価を実施せざるを得ない仕組みとなっている。今後は、1年に1団体とするなど対象をしづらり、財団等の視察や所管へのヒアリングを実施した上で、評価に必要な情報をもとに委員間での議論を踏まえて、評価を実施できるようにするといい。

財団等経営評価制度について、各論の観点から述べると、事業分析における財務状況の情報において、区所有の建物を使用したり区が借り上げている建物を使用している場合には、減価償却費相当額や支払家賃の額を財団等の決算には取り入れなくとも、情報として開示し、コストを明瞭にして評価すべきである。そうでなければ、効率性や経済性の分析は、実態を反映しない無意味なものになるおそれがある。

資料編

資料1 事務事業等の外部評価 対象事業説明資料.....	31
資料2 事務事業等の外部評価 傍聴者アンケート集計結果.....	95
資料3 平成22年度事務事業等の外部評価対象事業—その後の経過— 〈平成24年2月現在の取組状況〉.....	97
資料4 外部評価委員会 委員名簿.....	101
資料5 平成23年度外部評価委員会の活動.....	101
資料6 杉並区外部評価委員会設置要綱.....	102

【資料1】事務事業等の外部評価 対象事業説明資料

評価対象概要シート

1 目

評価項目 (評価対象事業)	1 高齢者住宅	
事務事業/ 担当部課	高齢者住宅の提供	都市整備部住宅課
上位施策名	住宅施策の推進	
目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅に困窮する高齢者が安全かつ安心して暮らせるよう、低廉で良質な住宅を提供することで、高齢者の居住の安定化を図る。 ○高齢者が住みなれた地域で、できる限り自立した生活が営めるよう、良質な住宅ストックの確保を図っていく。 ○杉並区住宅マスタープラン（平成20年3月策定）に基づき、高齢者住宅賃貸契約期間満了に際して、高齢者住宅を介護等のサービスのついた住宅に転換していく。 	
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者住宅（みどりの里）の提供事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に困窮する低額所得の高齢者を対象に、住み慣れた地域で自立した生活を確保するため、高齢者住宅を主として民間からの借り上げにより運営する。 ○高齢者住宅のストック <ul style="list-style-type: none"> ・区所有が2箇所94戸／借り上げが14箇所298戸／ <u>合計16箇所392戸</u> ○高齢者住宅の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー、緊急通報システムの設置、生活協力員の配置等 ○事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・入居者公募受付、使用料の徴収、住宅の維持管理、生活協力員の配置等 ・介護ケア付き住宅への転換計画の策定 	
課題と改善・見直しの方向	<p>【課題】</p> <p>○高齢社会における住宅施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護高齢者の増加（介護保険第1号被保険者） (平成21年3月17,968人→平成22年3月18,697人→平成23年3月19,567人) ・ひとり暮らし高齢者の増加 (平成21年4月18,182人→平成22年4月18,450人→平成23年4月18,509人) ・地域による支えあい機能の低下 　このような状況が進む中、介護が必要になっても、高齢者が住みなれた地域で自立して生活できる「すまい」を確保する。 <p>○コスト高となっている現行のみどりの里の運営の効率化</p> <p>　《現在》杉並区事務事業評価表参照（22年度実績） 　使用料の収納額75,075千円に対して事業費は531,857千円。</p> <p>【改善・見直しの方向】</p> <p>○今後の高齢者の居住の安定確保に向け、総合計画を検討する中で、保健福祉部門との連携を図りながら中長期的な施策を検討する。</p> <p>○当面、契約期間が満了する民間借り上げ型高齢者住宅（みどりの里）を低所得者向け「生活支援付き」から「サービス付き（ケア付き）」の高齢者住宅に転換してサービス拡充を図る。</p> <p>○転換に当たっては、民間活力を導入し、効率的に運営するとともに、国・都の補助金を有効に活用し、財政負担の軽減を併せて図る。</p>	

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	高齢者住宅の提供			款	5	項	1	目	3	事業	4	整理番号	383	
担当部課名	都市整備部住宅課			係名	高齢者住宅係			連絡先	3537		昨年度 整理番号	377		
上位施策No・施策名	8 住宅施策の推進								予算事業区分	既定事業				
事業開始	平成	▼	4 年度	<input type="checkbox"/>	実施計画事業 分野		政策番号	<input type="checkbox"/>	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/>	行革計画事業	<input type="checkbox"/>	主要事業
対象	<input type="checkbox"/>	個人	<input type="checkbox"/>	世帯	<input type="checkbox"/>	団体	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	内部管理	根拠 法令 等	(1) 公営住宅法	(2) 杉並区高齢者住宅条例	
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	活動指標名(式)													
○高齢者が安全・安心に暮らせる低廉で良好な居住環境の住宅を提供する。 ○入居者の日常生活を支援しながら居住と生活の安定を確保する。	(1)	管理戸数												
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標												
○高齢者住宅の入居者管理に関する事務を行う。 ○高齢者住宅の維持管理に関する事務を行う。	成果指標名(1)	入居者数												
算定式・指標の説明等	算定式・指標の説明等													
成果指標名(2)	収納率													
算定式・指標の説明等	算定式・指標の説明等													
区分	単位	20年度	21年度			22年度		23年度 計画	計画(目標値)に に対する22年度の 達成率 %					
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績								
活動指標(1) ①	戸	374	374	374	374	374	374	374	100.0					
活動指標(2) ②	千円	77,278	77,452	74,999	77,452	75,075	77,800	77,800	96.9					
成果指標(1) ③	人	410	435	402	435	404	435	435	92.9					
成果指標(2) ④	%	98.4	100.0	98.3	100.0	98.4	100.0	100.0	98.4					
事業費 ⑤	千円	514,485	524,843	521,554	534,464	531,857	551,703	22年度予算執行率%	99.5					
(内)投資的経費等 ⑥	千円	567	578	2,227	8,910	7,636	15,700	特記事項						
(内)委託費 ⑦	千円	84,278	90,393	88,813	101,051	100,596	116,043							
職員数(常勤 非常勤) ⑧	人	2.73	2.83	2.60	2.83	2.84	2.83	2.60	3.53	2.90	3.53	2.60	3.60	
人件費 (内)常勤職員分(超勤分含) ⑨	千円	24,707	23,085	25,216	23,192	25,868	23,192							
人件費 (内)非常勤職員分 ⑩	千円	7,924	7,904	7,904	10,414	10,414	10,620							
総事業費⑤+⑨+⑩ ⑪	千円	547,116	555,832	554,674	568,070	568,139	585,515							
単位あたりコスト(⑪-⑥)÷① ⑫	円	1,461,361	1,484,636	1,477,131	1,495,080	1,498,671	1,523,570							
財源 受益者負担分 ⑬	千円	77,277	77,452	74,998	96,236	94,053	96,382							
財源 国からの補助金等 ⑭	千円	0	0	0	0	0	162							
財源 都からの補助金等 ⑮	千円	53,113	54,024	64,341	62,964	59,964	61,687							
財源 その他の補助金等 ⑯	千円	0	0	0	0	0	0							
財源 特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯ ⑰	千円	130,390	131,476	139,339	159,200	154,017	158,231							
財源 差引:一般財源⑪-⑰ ⑱	千円	416,726	424,356	415,335	408,870	414,122	427,284							
受益者負担比率⑬÷⑪ ⑲	%	14.1	13.9	13.5	16.9	16.6	16.5							

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 383

2 2 年 度 の 事 業 実 施 状 況	(1) 主な取組み ※(執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	内 容		規 模	単 位	事業費(千円)
		高齢者住宅賃借料 高齢者住宅維持管理委託 生活協力員の配置(執) 高齢者住建設費借入金利子助成補助金 その他 (光熱水費、研修費、保険料、消耗品、募集・収納事務費ほか)		281	戸	392,204
協 動 等 点 檢	(2) 事業実績 例年5月の連休明けに空き室登録待ちの募集を行っています。応募倍率は、毎年高い倍率で推移しています。平成22年度は単身用26.3倍、二人世帯用13.9倍となりました。 また、入居者に快適で安心した日常生活を送っていただくため、入居者の生活を支援する生活協力員と、年3回の連絡会により意見や情報の交換をするとともに、研修や講演会を行い生活協力業務のスキルアップを図っています。			374	戸	74,608
				19	人	24,613
事 業 環 境 の 变 化	(1) 協働等は実現しているか 一部実現している (3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%未満に相当]	(2) 協働等の相手 企業・個人事業者((3)へ)				
				(4) 協働等の今後のあり方 推進		
改 善 ・ 見 直 し の 方 向 (中 長 期)	事業開始当初から現在までの変化 事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など) 今後の予測 評価と課題	民営借家に居住する高齢夫婦のみ世帯及び単身世帯数(住宅・土地統計調査) 平成10年 5,646世帯 平成15年 8,150世帯 平成20年 7,990世帯				
		○高齢者住宅は平成4年度から12年度にかけて、区が主として民間から20年間の契約で借り上げた公営住宅です。今後、高齢化の進展に伴って、さらに要介護高齢者が増加していくことを考えますと、要介護状態になつても地域で住み続けられる住宅が必要となります。そのため、現状のみどりの里を、賃貸借契約が満了する時期にあわせて、逐次、介護ケア付きの高齢者住宅に転換していくことが課題です。				
特 記 事 項	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更			
高齢者住宅のうち、上高井戸みどりの里は区が所有する住宅のため、建物や設備について計画的に修繕等を行い改修していきます。 借上げ型の高齢者住宅については、24年度に借上げ期間が満了する和田みどりの里、松庵みどりの里の介護ケア付き住宅への転換を進めるため、オーナー協議や都や国との調整、事業者の選定等、スムーズな移行に向けて事務手続を進めています。また、一方で、低所得者層の高齢者住宅ストックの確保も必要となりますので、都営シルバービアの移管も視野にいれながら、バランスのとれた計画を定めていきます。						
平成23年3月に「都営成田東一丁目アパート」の区移管を受け、当該住宅のシルバービア(高齢者住宅)単身用17戸、二人世帯用1戸が区所有の高齢者住宅となりましたが、区営住宅の一部であることから、規模・経費等については当該事業には含みません。						

高齢者住宅の提供

1 高齢者住宅を取りまく課題

- ひとり暮らし高齢者世帯の増加
(平成23年度推計 17.7%)
- 要介護高齢者数の増加
(認定率 18.6% うち、要支援1・2、要介護1・2で63.5%)
- 高齢者が安心して住める住宅が不足
(要介護度の低い高齢者も特養申込者となっている)
(例年みどりの里の空き室待ち登録者募集は20～30倍の高倍率)
- 介護が必要になっても、現在の住まいに住み続けたい居住意識の高さ
(平成22年度高齢者実態調査結果で65歳以上の70%)
- 借り上げ型みどりの里の更新
(平成24年度に2箇所の契約満了、その後8年間で逐次満了を迎える。)
- みどりの里運営に要するコスト

2 高齢者住宅（みどりの里）ストック状況

	民間借上げ型	区所有型
規模	14団地 298戸	2団地 94戸
所有形態	<input type="radio"/> 民間所有 <input type="radio"/> 民間から20年間の賃貸借契約	<input type="radio"/> 区所有 <input type="radio"/> 民間からの買上げ又は都からの移管
サービス内容	<input type="radio"/> バリアフリー <input type="radio"/> 緊急通報設備 <input type="radio"/> 生活協力員の配置	<input type="radio"/> 左に同じ
民間借上げ型の 契約満了時期	<input type="radio"/> 平成24年度満了 2団地 <input type="radio"/> 平成26年度満了 1団地 <input type="radio"/> 平成28年度満了 4団地 <input type="radio"/> 平成31年度満了 1団地	<input type="radio"/> 平成25年度満了 1団地 <input type="radio"/> 平成27年度満了 2団地 <input type="radio"/> 平成30年度満了 2団地 <input type="radio"/> 平成32年度満了 1団地

3 今後の高齢者住宅施策

「公営住宅を活用した施策」と「民間アパートを活用した施策」に分類する。

公営住宅を活用した主要な施策

- 1 高齢者住宅の提供事業
 - ・高齢者住宅（みどりの里）の管理運営
 - ・民間借上げ型 14 団地／区所有型 2 団地
- 2 区営住宅に「高齢者・障害者向け住戸」専用枠を設定
 - ・区営住宅の募集に際して、1階部分を高齢者・障害者専用枠とし、当選率を高める。入居に際しては可能な範囲で居室のバリアフリー化を図る。
- 3 東京都からの都営住宅の移管
 - ・平成 23 年 3 月には都営高齢者住宅 1 団地を受け入れた。（現在までに、一般向け住宅 20 団地、高齢者住宅 1 団地を受け入れている。合計 850 戸。）



民間アパート等を活用した主要な施策

- 1 高齢者等アパートあっせん事業
 - ・住宅に困窮する高齢者、障害者世帯に民間アパートの斡旋を行う。
 - ・入居時の費用の一部を助成
- 2 高齢者等入居支援事業
 - ・保証人がいない方に、家賃債務保証会社をあっせんする。費用の一部を助成。
 - ・万一の時のための葬儀の実施、残存家財の撤去（社会福祉協議会との協働事業）
- 3 高齢者等応急一時居室の提供事業
 - ・従前の住居が被災したり取り壊しになった場合、緊急避難的に区が借り上げている民間アパートを低廉な家賃で提供する。
- 4 住宅修築資金の融資あっせん事業
 - ・バリアフリー化工事等で銀行からの融資が必要な方への利子補給（金利負担軽減）

- 1 サービス付き高齢者住宅の提供
 - ・運営事業者の選定
 - ・賃貸人と事業者との協定
 - ・維持管理経費等必要経費の補助
- 24 年度 2 団地 58 戸を転換予定
- 2 高齢者住宅の提供事業
 - ・区所有型高齢者住宅（みどりの里）の管理運営 2 团地 94 戸

4 課題解決に向けた方向性

- 借り上げ型みどりの里を契約満了後も維持する。
- 要支援・要介護度の低い高齢者が自立して生活できる住宅を整備する。
- みどりの里の運営にかかるコストを抑制する。

5 借り上げ型高齢者住宅（みどりの里）の転換

生活支援型から介護ケア型の高齢者住宅への転換を図る。

介護が必要になっても安心して、地域で暮らし続けることができるよう、現状のみどりの里を契約更新に合わせ、サービス付き（ケア付き）高齢者住宅に転換する。

* 平成 24 年度転換予定団地：和田みどりの里（45 戸）、松庵みどりの里（13 戸）

サービス付き高齢者住宅の条件

- バリアフリー仕様であること。（手摺・段差解消・エレベーターの設置）
- 緊急通報装置が設置されていること。（緊急時の救助・対応がとれる。）
- 日常的な安否確認や生活上の相談に応じるサービスが提供できること。
- △ 24 時間対応が可能な介護サービスが提供できること。
 - ※ 国や都から家賃補助ができるのは、現状では高齢者優良賃貸住宅制度（高優賃）のみ。
 - ※ 「高優賃」…住戸面積 25 m²以上、バリアフリー、緊急通報設備を備えた高齢者住宅
 - ※ ●…現状のみどりの里に備わっているサービス △…備わっていないサービス

【転換後のみどりの里のイメージ】

1 区民が要介護になっても安心して
地域に暮らせる生活の場の提供

2 既存入居者の居住の安定化の
確保

3 施設ではない、「住宅」としての
自由な生活空間の確保。入居者の
生活リズムとプライバシーの尊重

4 民間事業者による効率的かつ、
24時間のきめ細かな介護サ
ービスの提供とコストの縮減



【転換後の高齢者住宅の概要】

- 制度名 「サービス付き高齢者向け住宅」（国の制度）

※平成 23 年 4 月「高齢者の住まい法」が改正され、サービス付き（ケア付き）住宅が法制化された。

- 運営主体 民間事業者（主に介護事業者を想定）

- 新たなサービスの提供

※既存のサービス内容に加え、24 時間対応できる介護サービスの付加を想定

6 収支計算（試算）

《和田みどりの里》

【単位：千円】

現在の収支		転換後の収支	
収入	支出	収入	支出
使用料収入 9,740	賃借料 60,926	使用料収入 16,956	事業費 71,113
東京都補助 0	建物維持管理 7,450	国・都補助 12,528 (満額の80%を想定)	
合計 9,749	合計 71,113	合計 29,484	合計 71,113
収入－支出 = ▲61,364		収入－支出 = ▲41,629	
転換後の収支は年額で約20,000千円改善される。			

* 同様に、松庵みどりの里（24年度転換予定住宅。現状でも東京都から家賃補助が出ている。）の収支を計算すると、年額約4,000千円の改善が図られる。

7 転換による効果と懸案事項

《効果》

- サービスの向上（民間の知恵や力によりサービスの向上が図れる。）
- 経費の削減（投入する経費が従前より節減される）
- 地域の活性化（区民の地域社会への参加、雇用の促進）

《懸案事項》

- 公営住宅法の枠から外れるため、家賃は市場家賃よりは低いが、公営住宅よりも高くなる。
- 低額所得者向けの高齢者住宅の確保も併行して取り組んでいく必要がある。
- 民間事業者の運営による公平性の担保、健全運営に対するチェック体制及びフォロー

【低所得者向けの高齢者住宅確保の当課の考え方／方向性の検討】

- 区所有のみどりの里（上高井戸・成田東1丁目）を、継続して低所得者向けの高齢者住宅として運営していくことを検討する。
- 都営住宅の移管は、シルバーピア（都営の高齢者住宅）を主たる移管対象として、低所得者向けの高齢者住宅を確保していくことを検討する。
- 区営住宅の運営の工夫（平成21年度から実施）
区営住宅の1階部分を「高齢者・障害者向けの専用住宅」として活用していく。
- その他、高齢者の民間アパートへの入居支援策を継続して実施していく。

評価対象概要シート

1 日 目

評価項目 (評価対象事業)	2 太陽光発電機器等設置助成	
事務事業／ 担当部課	省エネ行動の推進	環境清掃部環境都市推進課
上位施策名	環境配慮行動の推進	
目的・目標	<p>エネルギーの自給能力を高め、環境負荷の少ない地域社会を築いていくため、太陽エネルギー利用機器の普及・拡大を図る。</p> <p>【目標】 普及率 平成25年度までに2% (環境基本計画)</p> <p>※普及率=区助成件数÷区内戸建棟数</p>	
事業の内容	<p>1 取組みの重点化</p> <p>①杉並区環境基本計画では、太陽光発電機器の普及率を重点指標の一つに位置付け、予算枠についても段階的に拡大し、普及に取り組んでいる。 (21年度20,000千円 → 22年度38,000千円)</p> <p>②平成23年度末時点で、助成による設置件数は、1,100件（普及率1.5%）程度を見込んでいる。</p> <p>2 普及に向けたPR</p> <p>区では、広報、HPをはじめ、地域団体や事業者の協力により相談会を実施するなど、さまざまな機会を活用し、太陽光発電機器の普及に関するPRに努めている。</p> <p>3 現状</p> <p>太陽光発電機器については、平成15年度以降、着実に普及しつつあるが、初期段階で多額の資金が必要なことから、利用に向けた区民の姿勢は慎重であり、自己負担額を可能な限り軽減できるよう要望が寄せられている。</p>	
課題と改善・見直しの方向	<p>1 課題</p> <p>①初期投資の高額化 ※太陽光パネル等の価格低下に向けた技術開発と政府支援の必要性</p> <p>②取組成果がわかりにくく、関心が持ちにくい現状 ※電力会社による電力使用量や取組成果の「見える化」</p> <p>③国や都の補助制度のあり方</p> <p>④普及を後押しするための電力買取制度の拡充</p> <p>2 見直しの方向</p> <p>①誘引効果の高い制度設計 ○普及の拡大を図るため、可能な限り、初期費用の自己負担を軽減し、利用しやすい制度設計とする。 ○総合計画における計画事業として位置付け、実施期間や助成総額など、区の取組方針や姿勢を明確にする。</p> <p>②きめ細かな情報発信 ○事業者、区民、学識経験者等と協力・連携し、太陽光発電の設置効果などについて、区民にわかりやすく、きめ細かい情報発信のあり方を検討する。</p>	

平成23年度 杉並区事務事業評価表

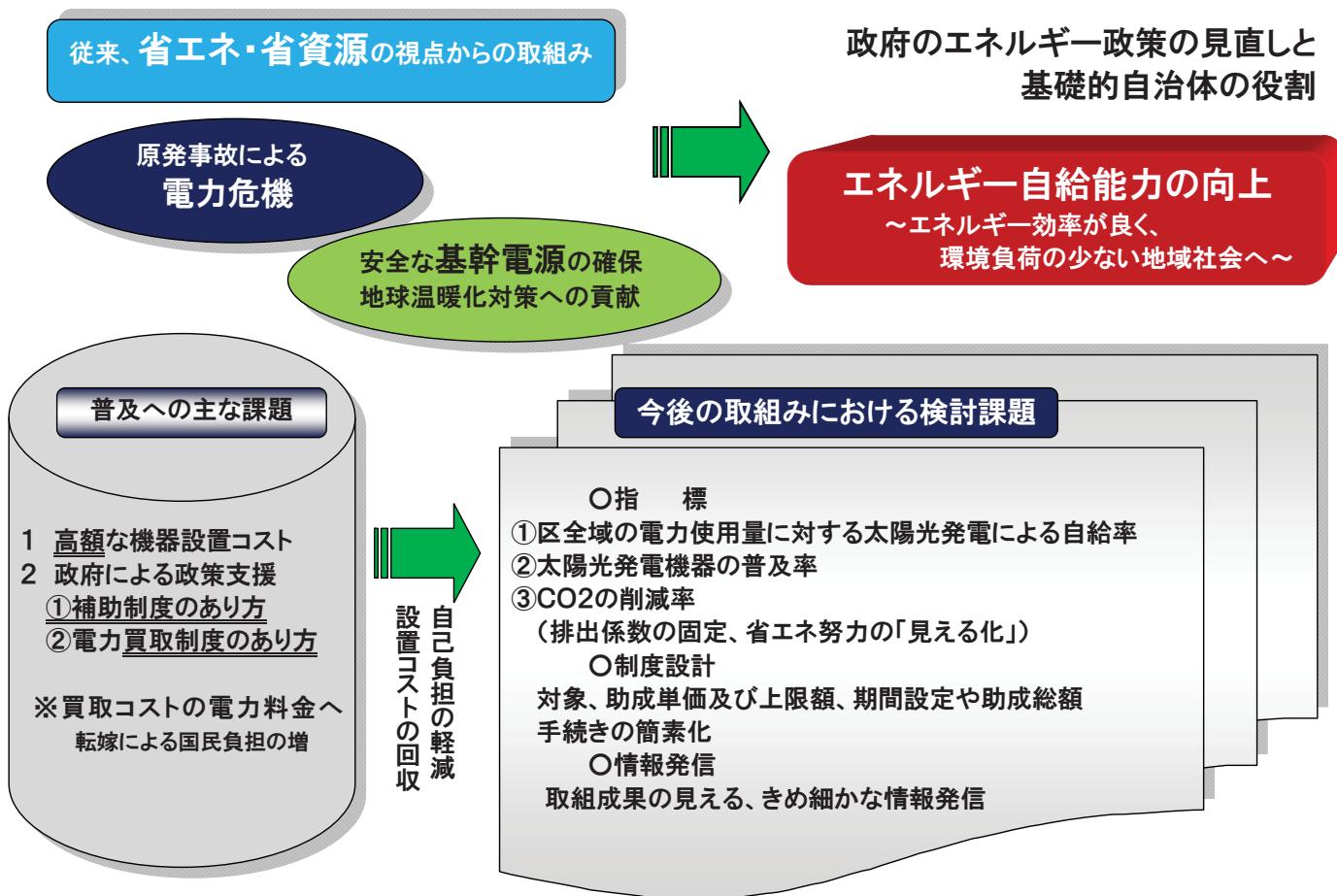
事務事業名	省エネ行動の推進			款	6	項	1	目	1	事業	4	整理番号	451
担当部課名	環境清掃部環境都市推進課			係名	環境都市推進 担当		連絡先	電話番号 3735		昨年度 整理番号	447		
上位施策No・施策名	18 環境配慮行動の推進						予算事業区分	既定事業					
	事業開始	平成	▼	15	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実施計画事業分野	1	政策番号	3	施策番号	2	事業コード
	対象	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	区民、事業者、NPO等団体、行政(区)	根拠法令等	(1)省エネ法 (2)杉並区住宅用太陽エネルギー利用機器及び省エネルギー機器導入助成金交付要綱				
事務事業の概要	事業の目的・目標（対象をどのような状態にしたいのか）						活動指標名(式)						
	○区民、事業者、NPO等団体、行政が地域における二酸化炭素排出量削減目標を共有し、環境負荷の低減に向けてともに環境配慮行動に取組みます。						(1)	太陽光発電システム機器設置助成件数					
	活動内容（事務事業の内容、やり方、手順）						成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標					
	○平成18年6月策定の「杉並区地域省エネ行動計画」に基づき、区内の二酸化炭素(CO2)排出量削減目標の達成を目指し、省エネ等環境配慮行動を推進する。 ○再生可能エネルギーの活用や省エネに寄与する機器を導入する区民に対して助成を行う。						成果指標名(1)	太陽光発電普及率					
							算定式・指標の説明等	杉並区設置助成件数／杉並戸建住宅棟数					
							成果指標名(2)	杉並区年間二酸化炭素(CO2)排出量					
							算定式・指標の説明等	集計の関係上、現在は20年度数値が最新となっています。					
	区分		単位	20年度	21年度		22年度		23年度	計画	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %		
指標	活動指標(1) ①		件	72	120	133	330	339	330	330	102.7		
	活動指標(2) ②												
	成果指標(1) ③		%	0.5	0.6	0.6	1.1	1.1	1.5	1.5	100.0		
	成果指標(2) ④		kt-CO2	1726			1462				0.0		
総事業費・コスト把握	事業費 ⑤		千円	19,329	34,184	30,691	59,700	52,029	55,601	22年度予算執行率%		87.2	
	(内)投資的経費等 ⑥		千円	0	0	0	0	0	0	特記事項			
	(内)委託費 ⑦		千円	2,325	2,170	1,993	6,934	2,060	2,000	○22年度執行残の理由は次のとおりです。			
	職員数(常勤・非常勤) ⑧		人	1.50	0.60	1.90	1.00	2.10	1.00	4.00	0.65	3.68	0.50
	人	件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	13,575	16,870	18,646	35,680	32,826	37,464		
	人	件費	(内)非常勤職員分	⑩	千円	1,680	2,793	2,793	1,918	1,475	0		
	総事業費⑤+⑨+⑩ ⑪		千円	34,584	53,847	52,130	97,298	86,330	93,065	①太陽光発電システム機器設置助成事業で、申請後の取下げが発生したため。 ②エコドライブ支援機器導入助成事業で申請が予定数に達しなかつたため。			
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷① ⑫		円	480,333	448,725	391,955	294,842	254,661	282,015				
	財源	受益者負担分 ⑬		千円	0	0	0	0	0	0	0		
		国からの補助金等 ⑭		千円	0	0	0	0	0	0	0		
		都からの補助金等 ⑮		千円	0	0	3,630	5,000	4,820	5,000			
		その他の補助金等 ⑯		千円	0	0	0	0	0	0	514		
		特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯ ⑰		千円	0	0	3,630	5,000	4,820	5,514			
		差引・一般財源⑯-⑰ ⑱		千円	34,584	53,847	48,500	92,298	81,510	87,551			
	受益者負担比率⑬÷⑪ ⑲		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

平成23年度 杉並区事務事業評価表

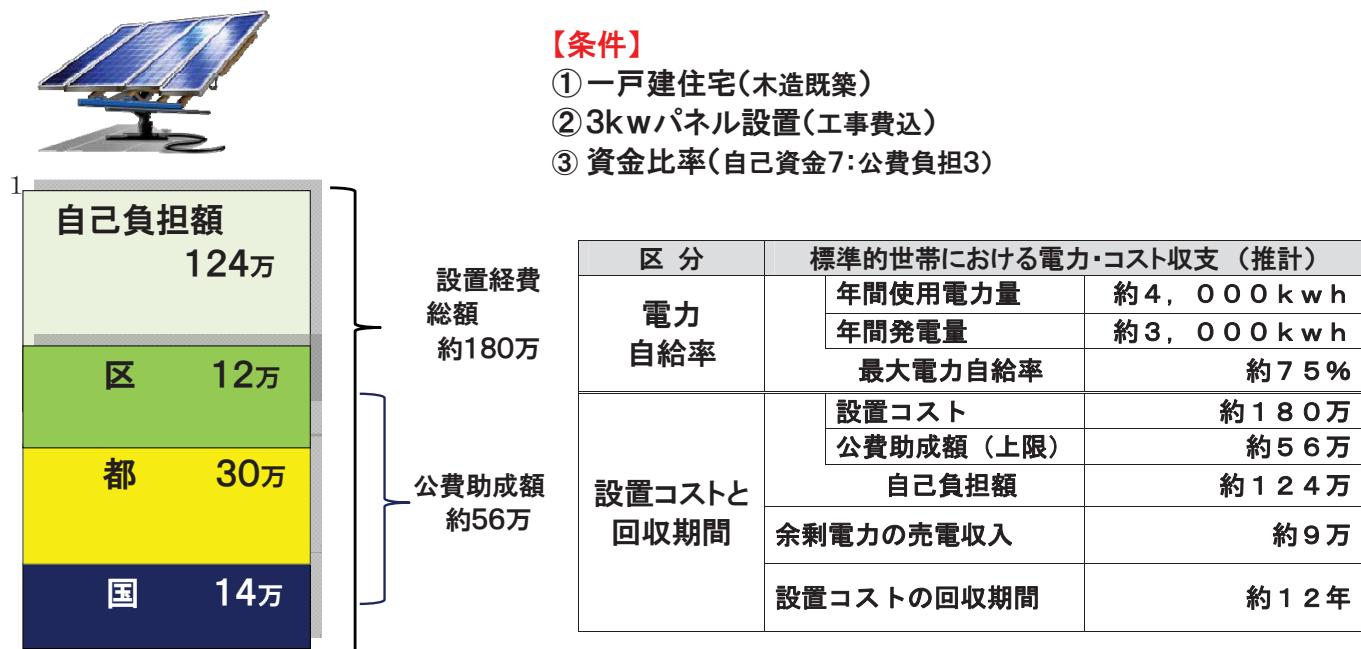
整理番号 451

22年度の事業実施状況	(1)主な取組み ※(執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	内 容		規模	単位	事業費(千円)
		住宅用太陽エネルギー利用機器及び省エネルギー機器導入助成	611	件	47,600	
	(2)事業実績	杉並区では家庭からの二酸化炭素排出量が全体の4割以上を占めることから、家庭における二酸化炭素排出量の削減を一層推進するため、太陽エネルギー利用機器設置助成の枠を拡大し、太陽光発電機器等の普及率の推進を図りました。また、省エネに関するリーフレット、ポスターの作成や省エネ相談窓口の継続的な開催により省エネ行動の普及・啓発に努めました。 平成22年度から、環境マネジメントシステムに代え、新たに区独自の「環境・省エネ対策実施プラン」による省エネ対策に取組んでいます。				
協働等点検	(1)協働等は実現しているか 一部実現している	(2)協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体((3)へ)				
	(3)協働等の形態 協働[実行委員会・協議会]	(4)協働等の今後のあり方 推進				
事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	東日本大震災による深刻な電力不足に対し、区民、事業者、行政が一丸となって節電に取組む必要が生じるとともに、再生可能エネルギーと省エネルギーが一層重要視され、エネルギーの自給率向上が課題となっています。				
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	節電方法や効果に対する質問や相談があります。 また、太陽光発電機器や高効率給湯器の助成額を増やしてほしいとの要望が寄せられています。				
	今後の予測	東日本大震災後、深刻な電力の供給不足に伴い、節電対策が必要とされる中、再生可能エネルギーの普及促進や家庭における節電の取組みがますます重要となってきます。				
評価と課題	太陽光発電システム機器や高効率給湯器などの省エネ機器の助成制度は区民の関心も高く、今後とも助成内容や手法等を含めて効果的な支援のあり方について、引き続き検討していく必要があります。 また、東日本大震災を契機に、深刻な電力不足が懸念されることに伴い、節電に重点的に取組むことが求められており、今まで省エネ行動の浸透のために実施してきた情報の提供や相談会、講演会を活用して節電対策を広く、区民、事業者に周知啓発していく必要性があります。					
改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
	II 事業の改善		<input type="radio"/> 事業内容の変更	<input checked="" type="radio"/> 實施方法の変更		
特記事項						

再生可能エネルギーの普及促進に向けて



標準モデルによる太陽光発電機器の設置に関する電力・コスト収支



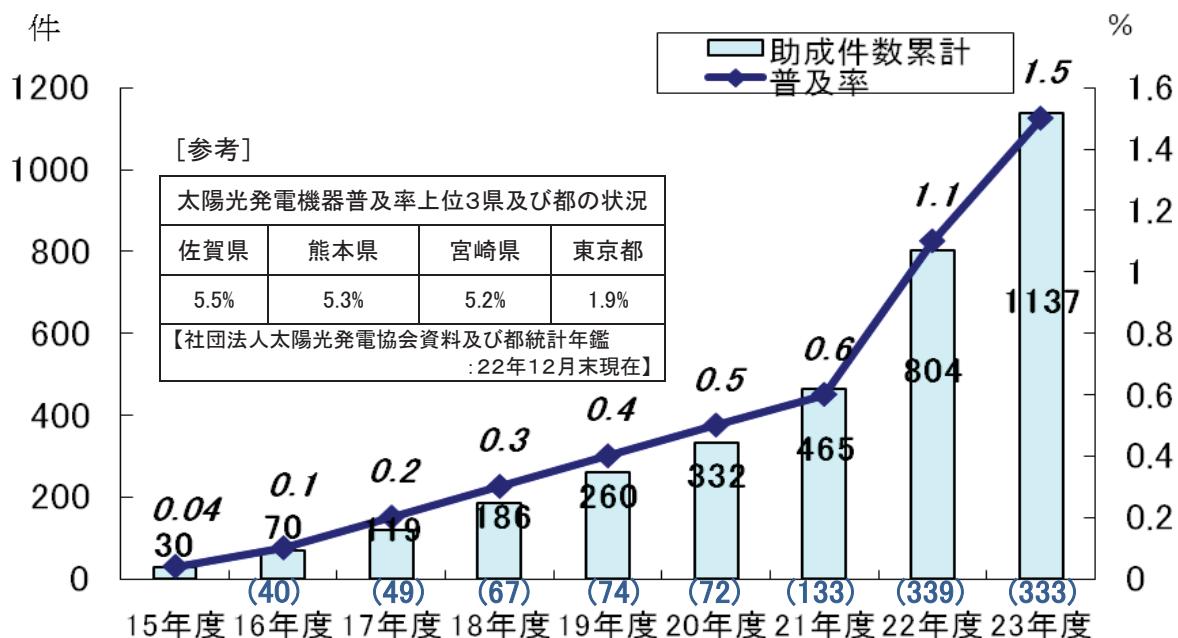
(注) 1売電は、発電量の7割と仮定（売電単価42円／kwh）

2コスト回収期間は、自己負担額 ÷ (売電収入 + 自家消費分の購入電力料金相当額) で算定

※購入単価23円／kwh

太陽光発電機器設置助成の現状

1 助成件数・普及率の推移

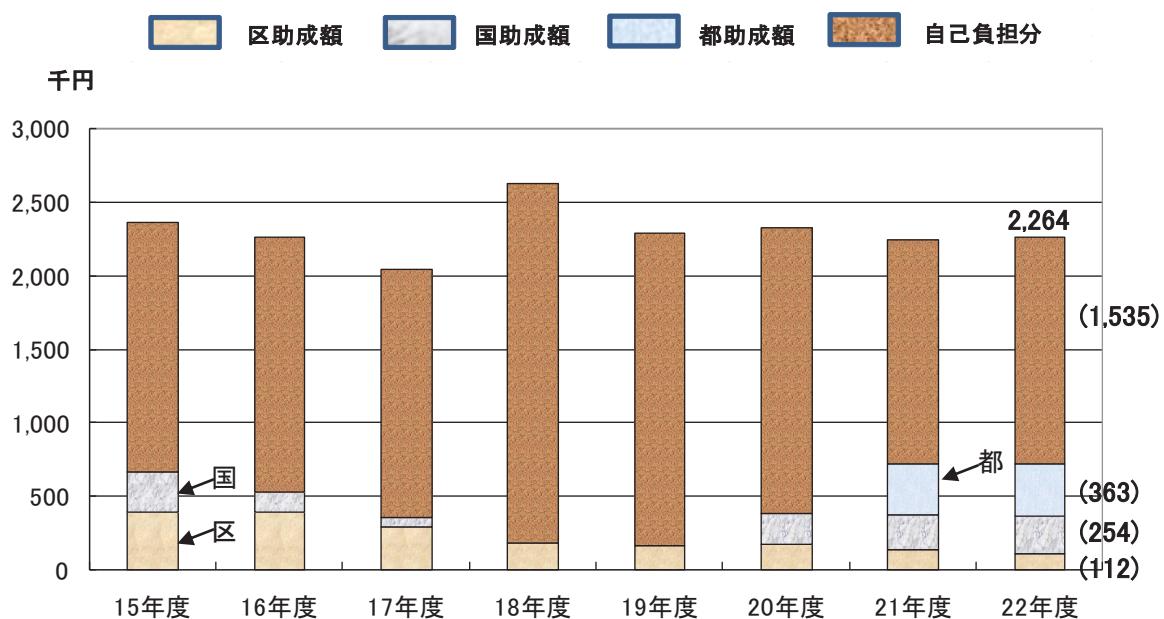


注1) 22年度までは決算数値、23年度は予算額。

注2) 普及率=区助成件数÷区内戸建て棟数

注3) () の数値は単年度助成件数

2 設置経費の年度別負担割合の状況



注1) 国は、17年度で助成を中断、21年1月から再開

注2) 都は21～22年度の間、助成を実施し、23年7月から再開

太陽光発電機器設置助成 実績

<参考>

年度	助成額	助成実績	平均設置経費 (千円) (1kwあたり 設置経費)	平均設備容量 (kw) (設置容量 の範囲)
15	経費の1/4 上限40万円	30件 11,729千円	2,364 (773/kw)	3.1 (1.19～5.20)
16		40件 15,838千円	2,270 (723/kw)	3.1 (1.00～5.58)
17	経費の1/4 上限30万円	49件 14,616千円	2,049 (697/kw)	2.9 (1.14～5.65)
18		67件 12,525千円	2,631 (774/kw)	3.4 (1.22～12.21)
19		74件 12,519千円	2,294 (807/kw)	2.8 (1.07～6.73)
20	7万円/kw 上限20万円	72件 12,847千円	2,336 (782/kw)	3.0 (1.05～7.03)
21		5万円/kw 上限15万円	133件 18,848千円	2,253 (656/kw) 3.4 (1.46～6.47)
22	4万円/kw 上限12万円	339件 37,800千円	2,264 (623/kw)	3.6 (1.09～9.88)
23		333件 40,000千円		

国・都の助成 (上限額)	
国	都
9万円/kw (上限なし)	—
4.5万円/kw (上限なし)	—
2万円/kw (上限なし)	—
—	—
—	—
7万円/kw (70万円) ※H21.1.13～	—
7万円 /kw (70万円)	10万円/kw (100万円)
7万円 /kw (70万円)	10万円/kw (100万円)
4.8万円/kw (48万円) ※H23.6～	10万円/kw (100万円)

太陽光発電機器 設置助成総計 15年度～23年度 23年度は予算額	金額(千円)
	1,137件
	176,722千円

評価対象概要シート

1 日 目

評価項目 (評価対象事業)	3 すぎなみ環境情報館	
事務事業/ 担当部課	あんさんぶる荻窪の維持運営	環境清掃部環境都市推進課
上位施策名	環境配慮行動の推進	
目的・目標	すぎなみ環境情報館を拠点として、環境やリサイクルに対する区民の理解と関心を深め、環境配慮行動を推進する。	
事業の内容	<p>1 NPOによる事業展開と施設運営 すぎなみ環境情報館は、平成16年度に設置し、現在、NPOに運営委託し、各種事業の実施や団体への支援活動を実施している。 また、区の職員を配置し、団体との連絡調整や特定業務に従事させるとともに、区民等との協働による「環境博覧会」の開催などを担当している。</p> <p>2 区民の活動拠点としての機能 区内環境団体は、約40団体存在しており、定期的に学習会や連絡会、講座などを開催するとともに、各団体が連絡会を組織し、ネットワーク化を進めるなど、地域での裾野を広げる取組みに努めている。</p> <p>3 区民への情報発信 ホームページや広報、資料コーナーなどを活用し、広く環境に関する情報を発信するとともに、調査研究などに必要な資料提供に努めている。</p>	
課題と改善・見直しの方向	<p>1 課題 ①事業活動の硬直化の傾向 環境情報館は、設置から8年が経過し、NPOの努力もあり、確実に地域に定着してきているが、一方で、取組内容の硬直化や旧態化が危惧されるとともに、必ずしも施設機能が十分に發揮されているとは言えない現状がある。</p> <p>②運営方法における役割分担のあり方 環境情報館の運営については、委託業務と区の直営業務が混在するとともに、区の配置職員の役割や業務の位置付け等が必ずしも明確ではなく、事業主体相互の役割分担のあり方を見直す必要がある。</p> <p>2 改善・見直しの方向 ①特色ある事業展開 環境情報館が、時代の変化を踏まえ、社会的課題に対しても区民の理解と関心を深め、地域の期待や要望に応えていくよう、特色ある新たな事業展開や区民の活動支援のあり方などについて、関係者との協議を進める。</p> <p>②執行方法の効率化 新たな公共の観点から、可能な限り運営を地域の手に委ねるとともに、行政との役割分担を明確にしていくため、委託業務の範囲や内容を見直す。 併せて、職員配置についても、職務実態に即して効率化を図る。</p>	

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	あんさんぶる荻窪の維持運営			款	6	項	1	目	4	事業	8	整理番号	471					
担当部課名	環境清掃部環境都市推進課			係名	すぎなみ 環境情報館		連絡先	3398-3195		昨年度 整理番号	470							
上位施策No・施策名	18 環境配慮行動の推進							予算事業区分		既定事業								
事業開始	平成	▼	16 年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実施計画事業	分野	1	政策 番号	3	施策 番号	2	事業 コード	7					
対象	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	施設を利用する区民・環境団体・その他団体・事業者など	根拠 法令 等	(1)	杉並区立すぎなみ環境情報館条例									
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	<p>○区民が環境情報館を活用して、環境配慮行動を行えるよう啓発する。</p> <p>○環境団体等が、自発的に講座・講演会などを開催し、環境配慮行動を広める活動を行う。</p>																	
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<p>○すぎなみ環境情報館を区民、団体、事業者などの環境に関する情報収集や情報交換、政策提言等の環境活動の場の提供を行うとともに情報発信の場としていく。</p> <p>○あんさんぶる荻窪の安心、安全な施設運営管理を行う。</p>																	
活動指標名(式)	<p>(1) 環境学習室の利用回数</p> <p>(2) 環境団体登録数</p>																	
成果指標	<p>※(代)=適当な指標がない場合の代替指標</p>																	
成果指標名(1)	環境学習室の年間利用率																	
算定式・指標の説明等																		
成果指標名(2)																		
算定式・指標の説明等																		
区分	単位	20年度		21年度		22年度		23年度 計画	計画(目標値)に に対する22年度の 達成率 %									
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績												
活動指標(1) ①	回	918	1000	889	1000	879	1000	87.9										
活動指標(2) ②	団体	37	39	39	40	40	40	100.0										
成果指標(1) ③	%	85.6	95.0	82.7	95.0	81.8	95.0	86.1										
成果指標(2) ④																		
事業費 ⑤	千円	27,941	28,024	26,195	26,613	25,614	73,266	22年度予算執行率%	96.2									
(内)投資的経費等 ⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項										
(内)委託費 ⑦	千円	22,574	23,374	22,808	23,302	22,992	31,527											
職員数(常勤・非常勤) ⑧	人	1.20	0.70	0.30	0.50	0.30	0.50	0.00	1.80	0.00	1.80							
人件費 (内)常勤職員分(超勤分含) ⑨	千円	10,860	2,664	2,664	0	0	0											
人件費 (内)非常勤職員分 ⑩	千円	1,960	1,397	1,397	5,310	5,310	5,310											
総事業費⑤+⑨+⑩ ⑪	千円	40,761	32,085	30,256	31,923	30,924	78,576											
単位あたりコスト ⑫ (⑪-⑥)÷①	円	44,402	32,085	34,034	31,923	35,181	78,576											
財源 受益者負担分 ⑬	千円	0	0	0	0	0	0											
財源 国からの補助金等 ⑭	千円	0	0	0	0	0	0											
財源 都からの補助金等 ⑮	千円	0	0	0	0	0	0											
財源 その他の補助金等 ⑯	千円	0	0	0	0	0	0											
財源 特定財源計 ⑰ (⑬+⑭+⑮+⑯)	千円	0	0	0	0	0	0											
財源 差引・一般財源 ⑱ ⑯-⑰	千円	40,761	32,085	30,256	31,923	30,924	78,576											
受益者負担比率⑬÷⑪ %	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0											

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 471

2 2 年 度 の 事 業 実 施 状 況	(1)主な取組み ※(執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	内 容		規 模	単 位	事 業 費(千円)
		あんさんぶる荻窪の維持管理(執) すぎなみ環境情報館の事業運営(執) その他 ())			10,360 15,254 0
	(2)事業実績	環境情報館で実施する講座等の回数、参加者は前年度とほぼ同程度となっています。 また、環境学習室の本来の目的である環境活動のための利用は全体の約3割で、残りは目的外使用となっています。				
協 動 等 点 検	(1)協働等は実現しているか 十分に実現している	(2)協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体((3)へ)				
	(3)協働等の形態 委託 [業務量の50%以上に相当]	(4)協働等の今後のあり方 実施継続				
事 業 環 境 の 变 化	事業開始当初から現在までの変化	すぎなみ環境情報館開館時は、地球温暖化などの地球環境問題に社会的な関心が寄せられていましたが、東日本大震災を契機に、基幹エネルギーの見直しや放射能汚染問題がより重要視されています。				
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	現在、社会的な関心を集めている再生可能エネルギーや放射能問題に関する講演会の開催を期待する声が寄せられています。				
	今後の予測	エネルギー問題等、社会的な注目を集めている課題について、すぎなみ環境情報館が積極的に区内に情報発信をすることが求められます。				
評価と課題		すぎなみ環境情報館において、地域の環境団体に委託して開催している講座や講演会は概ね好評ですが、内容が固定化する傾向があるため、より魅力ある、時代に即した講座等の開催をめざして、委託先と協議を進め、工夫をすることが必要です。 また、現在、すぎなみ環境情報館では、区の再任用職員、非常勤職員による直営部門による管理運営と地域の環境団体への委託による環境講座等の事業運営、貸室業務が行われており、今後、役割分担の見直しを行い、より効果的・効率的な運営を検討する必要があります。				
改 善・見 直 し の 方 向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
	II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更				
特記事項						

すぎなみ環境情報館

1 施設の概要

区分	概要
所在地	杉並区荻窪5-15-13 あんさんぶる荻窪(複合施設) 3階の一部・4階・屋上
開館時間	年末年始を除く毎日8:30～22:00
諸室 付帯 設備等	環境学習室、情報資料コーナー(図書、ビデオ、AV機器等) 貸出用備品(待機電力計、電磁波測定器、騒音計等) ビオトープ、雨水利用(トイレ洗浄、ビオトープ水位調節) 屋上(庭園、スロープ) ※太陽光発電機器、風力発電機器、気象観測システム、 太陽熱給湯器パネル(見学随時可)



【環境情報館の外観】

2 環境学習室



テレビ、ビデオ、DVDを設置した環境学習や環境団体等のための部屋
講演会なども開催
定員:30名

【環境学習室】

3 情報資料コーナー

図書 約5,000冊、ビデオ等 約110本
図書やビデオ等の閲覧や貸出
グループで集まるコーナー設置



【情報資料コーナー】

4 ビオトープ



ボランティアにより手入れされているビオトープには、メダカをはじめ、さまざまな生物が暮らしています。

5 屋上（庭園、スロープ）

ボランティアにより手入れされている
屋上の庭園と、1階までのスロープ



6 見学可能な機器



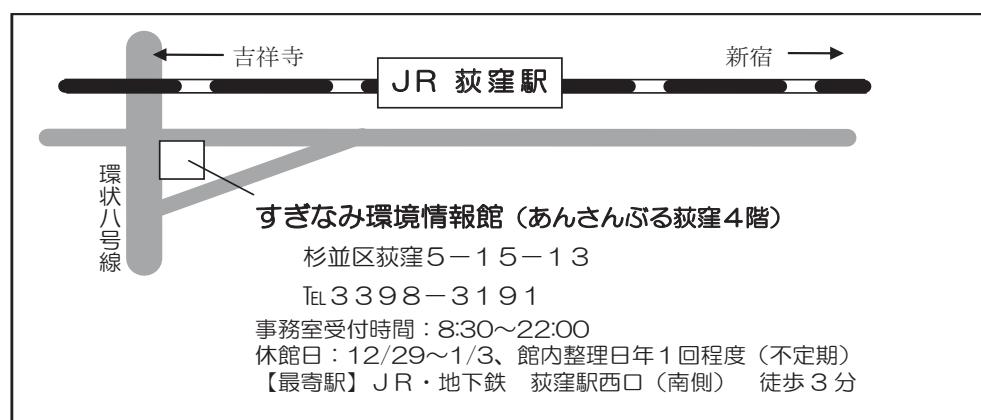
〈太陽光発電機器〉

- ・発電容量 5.02kW
- ・あんさんぶる荻窪全体の電力使用量の約1%に相当する年間約5,200kWhを発電し、ビオトープの水を循環させるポンプを動かしています。



〈風力発電機器〉

- ・発電容量 72W(風速12m/h)
- ・年間発電量約5kWh
- ・屋上のフラッシュライトに使用しています。



すぎなみ環境情報館運営の概要

区分	執行体制・経費	委託業務の範囲
(施設管理を含む) 委託事業	<p>NPO配置スタッフ ローテーション非常勤32名 (常時12名程度)</p> <p>委託料(人件費・事業費) 1,450万円</p>	<p>環境配慮行動の推進のため、環境・リサイクルに関する総合拠点(条例)</p> <p>1 普及啓発事業の企画運営 2 簡易相談事業 3 ネットワークの形成支援 4 貸室等受付業務</p>
杉並区の事業	<p>職員配置数 3名 【内訳】 再任用1名 再雇用1名 パート1名</p> <p>総人件費 約800万円</p> <p>維持管理費 約750万円 (平成22年度決算ベース)</p>	<p>担任事務</p> <p>1 環境団体との連絡調整 2 環境博覧会の実施 3 広報・公式ホームページの管理 4 施設維持管理業務 5 自然環境調査の実施 6 その他</p>

すぎなみ環境情報館の事業実績

主な事業区分		16年度(開設)	20年度	21年度	22年度
登録団体数		23団体	37団体	39団体	40団体
講 座		1,365名 (108回)	959名 (49回)	955名 (52回)	1,044名 (50回)
講 演 会		234名 (7回)	290名 (8回)	206名 (5回)	97名 (3回)
自然観察会		137名 (4回)	151名 (4回)	99名 (2回)	176名 (5回)
学校支援 (指導生徒数・校数)		4,429名 (79校)	5,958名 (63校)	4,488名 (62校)	5,154名 (71校)
資料貸出件数		995件	516件	566件	524件
学習室	環境活動	347回	273回	271回	273回
利用状況	一般利用	313回 (277,690円)	645回 (573,380円)	618回 (549,575円)	606回 (539,610円)

評価対象概要シート

1日目

評価項目 (評価対象事業)	4 教職員研修所	
事務事業／ 担当部課	教職員研修所維持運営	教育委員会事務局学務課
上位施策名	学校教育の環境整備	
目的・目標	<p>教職員研修所「秋川荘」は、区立学校に勤務する教職員が教員としての人格と教養を高め、職務の遂行に必要な知識を得させるための宿泊研修施設として、区が昭和40年に東京都五日市町（現：あきる野市）に設置した施設です。</p> <p>当面する教育課題に対処するために、教職員の資質の向上・力のある教師の育成に努めています。</p>	
事業の内容	<p>教職員の研修は、経験や職層に応じて計画されており、平成22年度の宿泊研修は、初任者研修・師範館研修・杉並区教育研究会研修など8回実施されました。</p> <p>施設の有効活用の観点から、研修利用がない日には、目的外利用として一般区民に対し、保健（保養）のための宿泊施設として提供しています。一般区民も含めた施設利用の稼働率は71%と、他の区保養施設と比べても遜色ありませんが、目的外利用の割合が多くなっています。</p>	
課題と改善・ 見直しの方向	<p>《課題》</p> <p>(1) 本施設においては、教職員に対する法定研修の一環として宿泊による初任者研修を実施してきたほか、教育課題に対する研究として研修機会の場を提供してきたところです。しかし、こうした研修等での施設利用は、近年では全体の利用の1割程度に過ぎず、施設の本来目的としての妥当性が課題となっています。教職員の宿泊研修は都の要綱に基づいて計画的に実施していくものであることから、教職員研修の利用は今後も大幅な増減はないと予測されるため、施設の設置目的の妥当性が課題となっています。</p> <p>(2) 本施設の年間維持管理に要する経費は約5,700万円であり、一方使用料収入は約880万円で年間維持管理経費の約15%程度となっています。維持管理経費の大幅な縮減も難しく、運営コストの圧縮は困難です。</p> <p>《改善・見直しの方向》</p> <p>教職員研修計画を整備していく中で、教職員宿泊研修所としての設置目的の妥当性について検討する必要があります。</p>	

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	教職員研修所維持運営			款	7	項	1	目	4	事業	1	整理番号	502				
担当部課名	教育委員会事務局学務課			係名	学事係	連絡先 電話番号		1623		昨年度 整理番号	502						
上位施策No・施策名	56 学校教育の環境整備							予算事業区分		既定事業							
事業開始	昭和	▼	40 年度	<input type="checkbox"/>	実施計画事業	分野	政策 番号	<input type="checkbox"/>	施策 番号	事業 コード	<input type="checkbox"/>	行革計画事業	<input type="checkbox"/>	主要事業			
事務事業の概要	対象 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理 区立学校に勤務する教職員、区立学校関係の教育団体、社会教育関係団体、公共的団体、保健のために使用する区民					根拠 法令 等	(1)	杉並区学校教職員研修所条例									
	事業の目的・目標（対象をどのような状態にしたいのか） ○教職員が当面する教育課題について研修を実施することなどを目的として設立された。一般利用者に向けては質の高いサービスを提供し、満足度を高めていく。					(2)	杉並区立学校教職員研修所条例施行規則										
	活動内容（事務事業の内容、やり方、手順） ○教職員の宿泊研修施設の維持運営。教職員の研修利用が無い日は、一般区民の宿泊施設として提供する。 ○運営管理は、民間事業者に委託する。					活動指標名(式)											
						(1)	利用人数(研修目的)										
						(2)	利用人数(区民利用)										
						成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標									
						成果指標名(1)	稼働率										
						算定式・指標の説明等	利用室数÷利用可能室数										
						成果指標名(2)	教員研修利用率										
						算定式・指標の説明等	研修所利用教職員数÷教職員総数										
区分		単位	20年度	21年度			22年度		23年度 計画	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %							
指標	活動指標(1)	①	人	548	550	583	600	588	600	98.0							
	活動指標(2)	②	人	5,559	6,400	5,341	6,400	5,194	6,400	81.2							
	成果指標(1)	③	%	73	76	70	76	71	76	93.4							
	成果指標(2)	④	%	37	40	37	40	37	40	92.5							
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	56,528	58,843	56,637	57,426	57,385	57,096	22年度予算執行率%	99.9						
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項							
	(内)委託費	⑦	千円	47,947	48,482	48,093	48,351	48,350	47,941								
	職員数(常勤・非常勤)	⑧	人	0.40	0.00	0.40	0.00	0.40	0.00	1.13	0.00						
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	3,620	3,552	3,552	3,568	3,657	10,080							
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0							
	総事業費	⑪	千円	60,148	62,395	60,189	60,994	61,042	67,176								
	単位あたりコスト (⑪-⑥)÷①	⑫	円	109,759	113,445	103,240	101,657	103,813	111,960								
	財源	受益者負担分	⑬	千円	9,861	11,432	9,281	11,446	9,045	9,673							
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0	0							
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0	0							
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0							
	特定財源計	⑰	千円	9,861	11,432	9,281	11,446	9,045	9,673								
	差引:一般財源	⑱	千円	50,287	50,963	50,908	49,548	51,997	57,503								
	受益者負担比率	⑲	%	16.4	18.3	15.4	18.8	14.8	14.4								

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 502

2 2 年 度 の 事 業 実 施 状 況	<p>(1) 主な取組み ※(執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目</p>	内 容		規模	単位	事業費(千円)
		総合管理業務委託				
	施設受付委託					3,500
	電気保安管理委託					604
	光熱水費					6,899
	その他 (維持管理経費、施設整備、管理事務費ほか)					2,457
	(2) 事業実績	研修所の施設管理等を民間業者に委託しています。 平成22年度の利用者数は、延べ5,782人で、客室の稼働率は71%でした。				
協 働 等 点 検	(1) 協働等は実現しているか	(2) 協働等の相手				
	十分に実現している	企業・個人事業者((3)へ)				
	(3) 協働等の形態	(4) 協働等の今後のあり方				
	委託 [業務量の50%以上に相当]	実施継続				
事 業 環 境 の 変 化	事業開始当初から現在までの変化	研修施設は昭和40年に開設し、平成8年に改築しています。 利用人数は、改築時(平成8年度)は6,488人、22年度は5,782人となっています。(いずれも延べ人数)				
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	平成22年度の目的外の一般利用客を対象にしたアンケート(60人)の結果では、施設の清掃について「よい」という回答が96.3%、接客対応について「よい」という回答が94.6%、食事について「よい」という回答が96.2%となっています。要望では、高齢者対応の設備(主にトイレにウォシュレットを導入)の充実が要望としてあります。				
	今後の予測	教職員宿泊研修については、教員数によっては回数が増えることも見込まれますが、大幅な増減はない予測されます。一般利用客については、東日本大震災後、一時的に減少の傾向が見られましたが、大幅な減少はないものと思われます。				
	評価と課題	本施設においては、教職員に対する法定研修の一貫として宿泊による初任者研修を実施してきたほか、教育課題に対する研究として研修機会の場を提供してきたところです。しかし、こうした研修等での施設利用は全体の利用の1割程度に過ぎず、施設の本来目的としての妥当性が課題となっています。年間維持管理に要する経費は約5,700万円であり、一方使用料収入は約880万円で年間維持管理経費の約15%です。こうした収支を踏まえて今後の運営について検討していく必要があります。				
改 善 ・ 見 直 し の 方 向 (中長 期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input checked="" type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 實施方法の変更			
	研修目的での利用が1割程度であり、また今後も教職員研修による利用率の大幅な増加は見込めないことから、施設目的を改めて見直していくとともに、施設利用の稼働率は71%と、他の区保養施設と比べても遜色なく、多くの区民利用をいただきたいており、今後の施設のあり方について考慮していく必要があります。また、施設の建て替えから15年しか経過しておらず、施設設備面での問題はないことから、今後の施設の活用を検討していく必要があります。					
特 記 事 項						

教職員研修所「秋川荘」の概要

1 事業内容

(1) 施設の概要

開設日	昭和 40 年 4 月 1 日（平成 8 年 5 月 20 日改築）
敷地面積・延床面積	2,237.35 m ² / 1,179.56 m ²
構造	鉄筋コンクリート造、地上 2 階、地下 1 階
収容人数	50 名
宿泊室	10 部屋（10 収・定員 5 名）、全室トイレ・洗面付和室

(2) 土地の概要

所在地	あきる野市五日市 1003 番地
用途地域	第 1 種低層住居専用地域
建ぺい率・容積率	40%（角知緩和による）／60%
防火地区	指定なし
高さ制限	第 1 種高度地区、10m
日影規制	3 h - 2 h（測定水平面 1.5m）

土地利用の制限

当該地は昭和 44 年に都市計画区域に指定され、現在は第 1 種低層住居専用地域に指定されている。そのため、本来、規定されている建築物以外は建築できない土地であり、法の緩和措置が適用されることにより建築が可能となっている。

◎建築基準法（用途地域等）

第 48 条 第 1 種低層住居専用地域内においては、別表第 2 (い) 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、**特定行政庁が第 1 種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。**

(別表第 2)

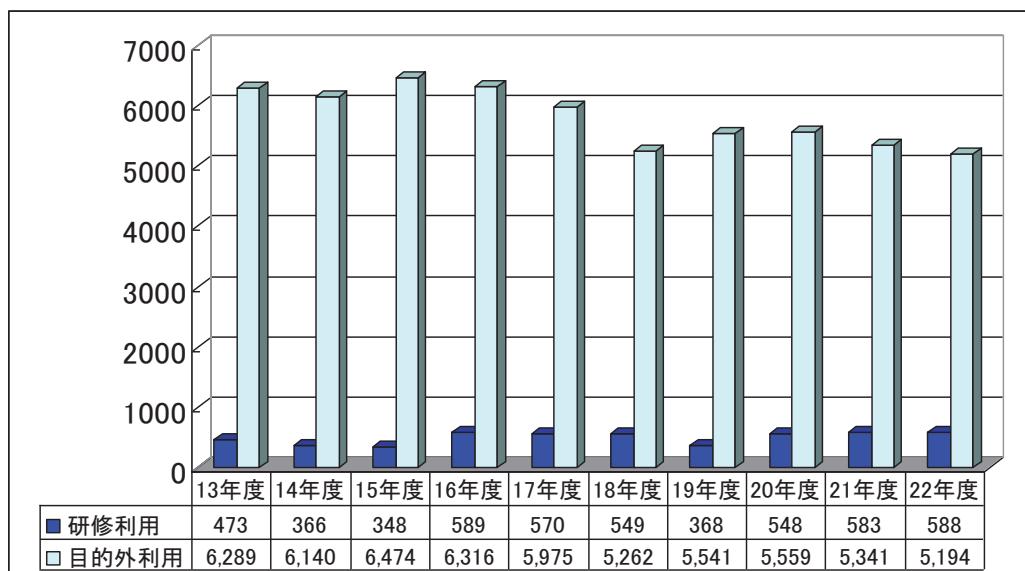
(い)	<p>第 1 種低層住居専用地域内に建築することができる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもの（うち政令で定めるもの） 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 5. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6. 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 7. 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）<u>第 2 条</u>第 6 項第 1 号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。） 8. 診療所 9. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 10. 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）
-----	--

(3) 沿革・運営形態

- 昭和 40 年 杉並区教育委員会及び学校が当面する教育課題について研修を実施することなどを目的として開設（区による直営）
- 平成 6 年 老朽化と研修設備充実のため、改築工事開始
- 平成 8 年 リニューアルオープン
施設管理については民間業者へ委託
- 平成 12 年 廚房と建物管理委託を一本化
- 平成 15 年 一般区民利用予約受付業務の委託化
- 平成 16 年 総合管理業務委託を目指しプロポーザル方式により業者を選定

(4) 利用実績等

○過去 10 年間の利用実績



平成 8 年の改築以来、研修以外の一般区民による利用を含め、年間約 6,000 人が宿泊施設として利用しています。利用者の内訳としては、研修利用は利用率全体の 10% 程度にとどまり、残り 90% は一般区民の保健（保養）となっています。

○部屋稼働率（過去 10 年間平均） = 73.6%

※稼働率 = 使用客室数 ÷ (営業日数 × 10 部屋)

○平成 22 年度教職員研修内訳

初任者研修	2 回（各回 1 泊 2 日）
師範館研修（※）	1 回（2 泊 3 日）
杉並区教育研究会研修	5 回（各回 1 泊 2 日）

※杉並師範館は平成 22 年度をもって閉館

2 事業の経費

(1) 利用料金 (1泊2食)

①一般料金

区分	通常期
12歳以上	4,400円（使用料2,400円+食事2,000円）
3~11歳	2,700円（使用料1,200円+食事1,500円）
3歳未満	無料（食事希望は1,500円）

②減額料金 (=使用料が半額)

区分	通常期
12歳以上	3,200円（使用料1,200円+食事2,000円）
3~11歳	2,100円（使用料600円+食事1,500円）
3歳未満	無料（食事希望は1,500円）

※①、②とも12月31日～1月3日は、1,000円増

《減額の対象》

◆高齢者等の使用料減額（使用料が半額、食事は減額なし）

→対象：杉並区民で65歳以上の方、または身体障害者手帳・愛の手帳、精神障害者福祉手帳を持っている方

◆研修利用、教育委員会が特に必要と認める場合の使用

- ・使用料なし：区教育委員会による研修
- ・免除：区立学校・区立学校の教育団体の研修、区立学校の校外学習等区が自ら行政目的で使用する場合

- ・減額：官公庁が直接交易のために使用するとき、区と共に催す場合の研修

(2) 平成22年度決算

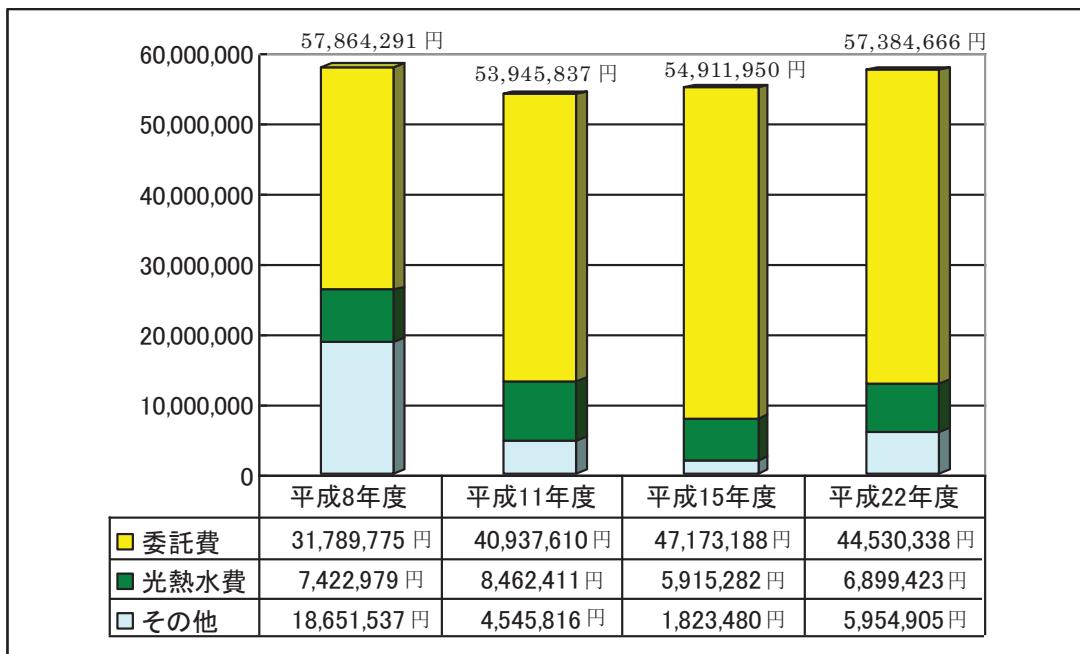
【使用料収入】

宿泊（大人）	7,884,000円
宿泊（小人）	310,200円
厨房等使用料	619,860円
計	8,814,060円

【支出】

施設維持管理（光熱水費等）	9,354,328円
施設運営（総合管理委託）	44,530,338円
施設予約受付	3,500,000円
計	57,384,666円

(3) 改築後（平成8年度）からの経費内訳の変化



参考：「宿泊施設等のあり方検討会 検討結果報告」より抜粋（平成12年9月）

○教職員研修所秋川荘

公設・全面委託型を採用し、歳出超過の圧縮に努める。

秋川荘については、第1種低層住宅専用地域内にあり、旅館業法に基づく宿泊施設として営業することができず、一般観光客等の誘致が図れない。また、民間事業者から、その外の有効な活用方策の提示もない。したがって、将来的にも、民営化は困難と考えざるを得ない。

研修施設の位置付けの中で、教職員研修のほか、より効果的な利用が図れる方策を検討するとともに、目的外使用を含めた一層の効率的な運営、収支バランスの改善に努めることが適当である。

杉並区立学校教職員研修所

Training Institute for the Teaching Staff

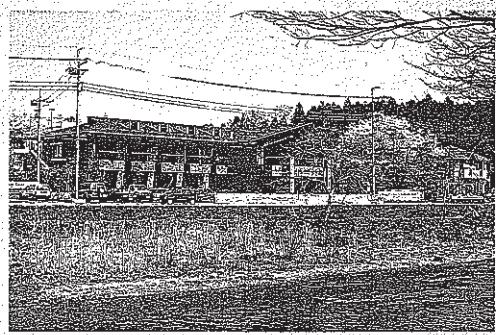
秋川荘

Akigawa-so



杉並区

杉並区教育委員会

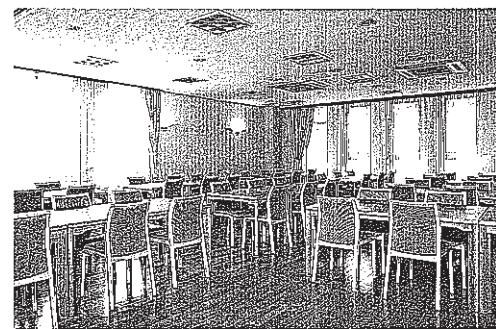


秋川荘全景

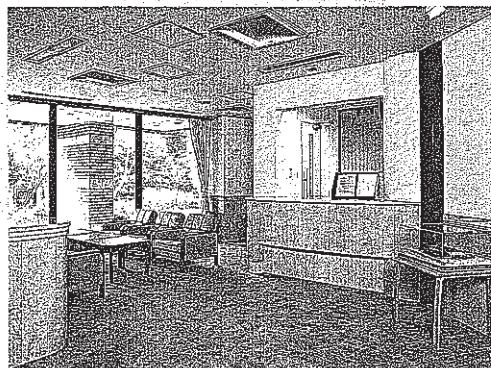
杉並区立学校教職員研修所

秋川荘

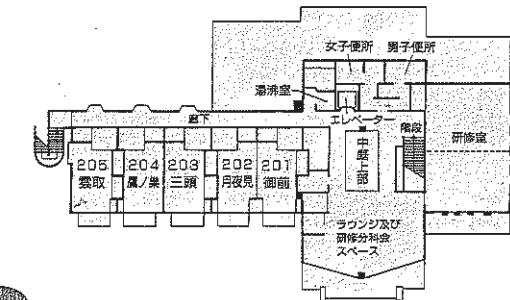
このたび、研修所の機能を充実し、教職員研修の一層の向上と教育環境の改善をはかるため、老朽化した秋川荘を全面改築しました。
教職員の研修等で使用しないときは、区内在住・在勤の方も利用できます。



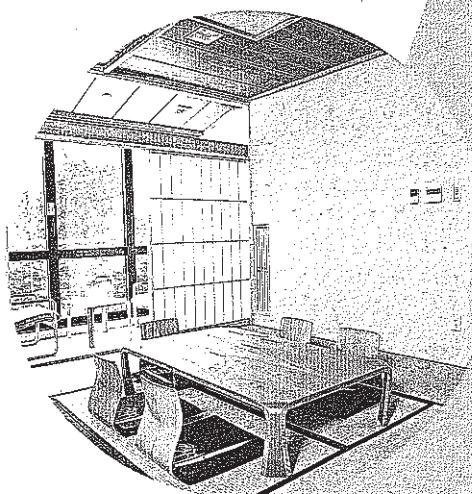
▲食堂



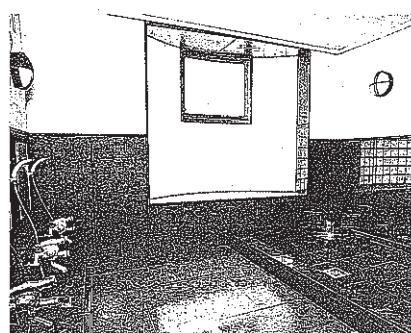
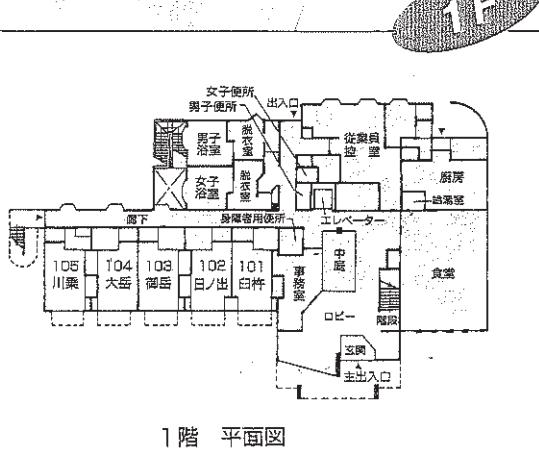
▲1Fロビー・受付



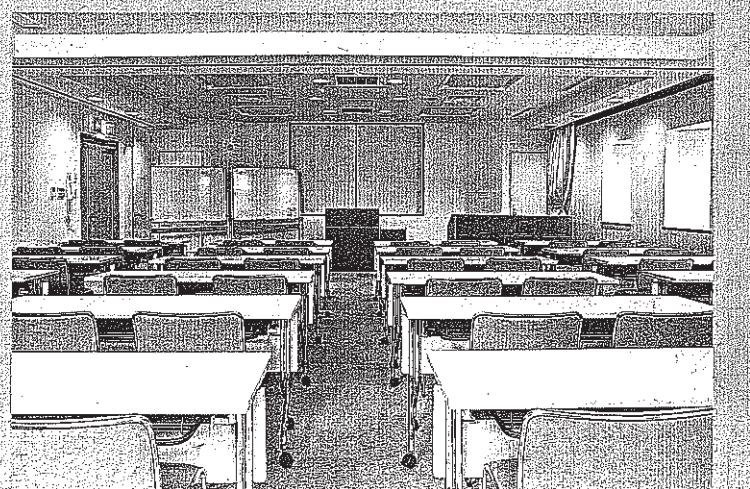
▲2Fラウンジ



▲宿泊室 (10畳 定員5人)
トイレ・洗面付



▲浴室



▲研修室

評価対象概要シート

2日目

評価項目 (評価対象事業)	5 区政の広報活動	
事務事業/ 担当部課	区政の広報	区長室広報課
上位施策名	区民に身近で開かれた行政運営	
目的・目標	○区の施策や事業などの行政情報や地域のイベント情報、区民生活に密着した情報や区からのお知らせ・各種報告などについて、正確でわかりやすく迅速に発信し、区民との情報の共有化と区政への理解の促進を図ります。	
事業の内容	<p>○各種の媒体を活用して、行政情報を発信します。</p> <p>①報道機関へのパブリシティ：区政の主要な取組みや区内で行われる催し物や地域の行事に関する情報を新聞等の報道機関に情報提供をする。</p> <p>②広報紙の発行：新聞折込と広報スタンドにより、月3回の配布を行う。</p> <p>③ホームページの運用（平成12年1月から）：区の公式ホームページにより日々の区政の情報を迅速に発信する。平成22年度訪問者数は4,708,126人</p> <p>④くらしのガイド（便利帳）などの区政情報誌の発行：便利帳は、ポスティングによる全戸配布（およそ4年ごと）と転入手続き時の転入者へ配布。23年度版は10月に配布予定。</p> <p>⑤ケーブルテレビ広報番組「すぎなみニュース」の制作（平成12年4月から）：区政情報や身近な催しを映像でわかりやすく、また親しみやすく紹介する。ジェイコム東京の放送枠で一日3回15分放送。週1本を制作。</p> <p>⑥ツイッター（平成23年3月から）：災害に関連する区の取組みなどの情報を発信する。</p> <p>⑦その他：区長記者会見、ビデオ広報（特別番組）の制作など</p>	
課題と改善・ 見直しの方向	<p>区の広報は、所管課と連携し、誰にもわかりやすい内容で発信し、その情報が区民の方々に確実に行きわたるようにする必要があります。</p> <p>○ホームページについては、平成12年1月に稼動して以来、10年以上が経過しています。今後は平成21年度に実施した検証結果を踏まえ、管理運用ソフト（CMS）を入れ替えることによるアクセシビリティの向上や管理業務の省力化を図るとともに、使いやすいホームページを目指した「再構築」を早期に行います。</p> <p>○ITの技術の進展等に伴い利用者が増加しているソーシャルメディアやスマートフォン、電子書籍化などの新しいメディアの活用方法について、その有効性や区民の利便性の向上、費用対効果などを踏まえつつ、区の情報提供手段の多様化に向けた調査・研究をしていきます。</p> <p>なかでも、ツイッターについては、区では震災後、震災対策・被災地支援情報に限定し開始しましたが、今後、区民の利便性から平常時の運用などの検討も行います。</p>	

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	区政の広報			款	2	項	1	目	7	事業	1	整理番号	34			
担当部課名	区長室広報課			係名	報道係、広報編集係、ホームページ担当		連絡先	電話番号 1502～6		昨年度	整理番号 32					
上位施策No・施策名	77	区民に身近で開かれた行政運営							予算事業区分		既定事業					
	事業開始	昭和	▼	10,47	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実施計画事業	分野	5	政策番号	1	施策番号	2	事業コード 3		
	対象	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等	(1)	杉並区広報発行規程							
	事業の目的・目標（対象をどのような状態にしたいのか）							(2)	杉並区公式ホームページ運用委員会設置要綱							
事務事業の概要	○区の施策や事業などの行政情報や地域のイベント情報、区民生活に密着した情報や区からのお知らせ・各種報告などについて、情報の共有化と区政への理解の促進を図ります。							活動指標名(式)								
	○報道機関へのパブリシティ、広報紙の発行、ホームページなどの運用をはじめ、くらしのガイド(便利帳)や区勢概要など区政情報誌の発行やケーブルテレビでの広報番組の制作など各種の媒体を活用して、行政情報を発信する。							(1)	広報紙発行部数							
	活動内容（事務事業の内容、やり方、手順）							成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標							
								成果指標名(1)	ホームページ訪問者数							
								算定式・指標の説明等								
								成果指標名(2)								
								算定式・指標の説明等								
	区分		単位	20年度	21年度		22年度		23年度	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %						
指標	活動指標(1) ①		部	7,420,300	8,820,000	7,953,400	8,820,000	7,546,000	8,820,000		85.6					
	活動指標(2) ②		件	293	350	282	300	264	280		88.0					
	成果指標(1) ③		件	3,859,797	5,000,000	3,991,211	6,500,000	4,708,126	6,500,000		72.4					
	成果指標(2) ④															
総事業費・コスト把握	事業費 ⑤		千円	170,808	211,398	185,160	192,980	170,451	241,195	22年度予算執行率%	88.3					
	(内)投資的経費等 ⑥		千円	0	0	87	0	245	0	特記事項						
	(内)委託費 ⑦		千円	114,558	143,322	128,072	134,264	124,539	185,000							
	職員数(常勤・非常勤) ⑧		人	14.62	0.00	14.00	0.00	14.66	0.00	13.00	1.00	13.60	1.00	13.00	1.00	
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含) ⑨		千円	132,311	124,306	130,166	115,960	121,312	115,960						
		(内)非常勤職員分 ⑩		千円	0	0	0	2,950	2,950	2,950						
	総事業費⑤+⑨+⑩ ⑪		千円	303,119	335,704	315,326	311,890	294,713	360,105							
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷① ⑫		円	41	38	40	35	39	41							
	財源	受益者負担分 ⑬		千円	0	0	0	0	0	0						
		国からの補助金等 ⑭		千円	0	0	0	0	0	0						
		都からの補助金等 ⑮		千円	0	0	0	0	0	0						
		その他の補助金等 ⑯		千円	0	0	2,400	1,200	1,200	1,200						
		特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯ ⑰		千円	0	0	2,400	1,200	1,200	1,200						
	差引・一般財源⑪-⑰ ⑱		千円	303,119	335,704	312,926	310,690	293,513	358,905							
	受益者負担比率⑬÷⑪ ⑲		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							

平成23年度 杉並区事務事業評価表

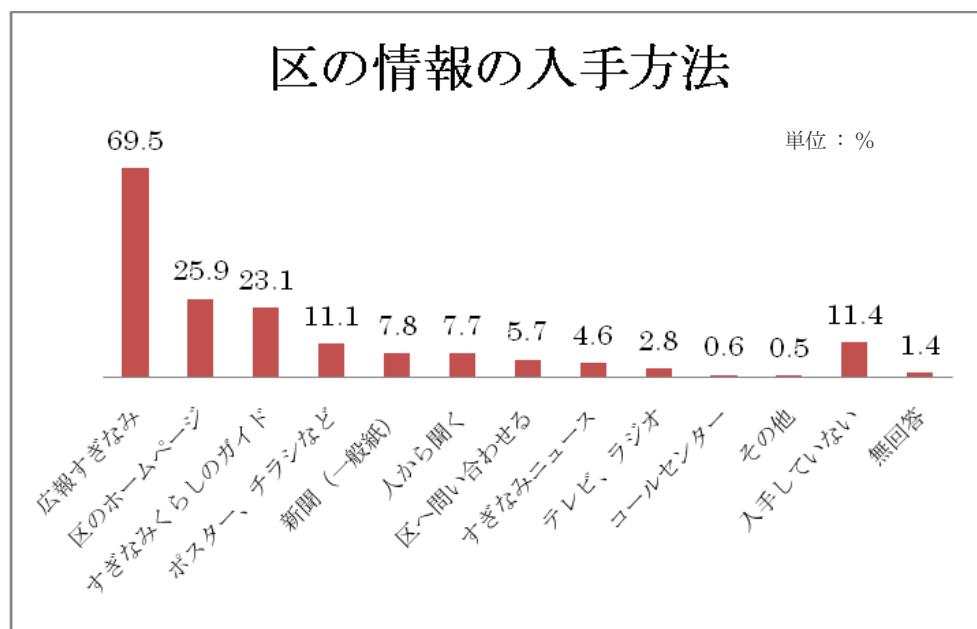
整理番号 34

2 2 年 度 の 事 業 実 施 状 況	(1)主な取組み ※(執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	内 容		規 模	単 位	事 業 費(千円)
		広報紙の配布(委託等)	6,880,500	部	63,325	
	広報すぎなみの印刷(委託等)	7,546,000	部	39,548		
	すぎなみニュースの作成(委託等)	52	本	19,806		
	ホームページ運用(委託等)			14,919		
	その他 (スタジオ設備維持ほか)			32,853		
	(2)事業実績	広報紙は、区民の方々に手に取っていただけるよう、また読みやすくするために、予算の範囲内で1面と最終面をカラー化しました。また、ホームページは見やすさ、わかりやすさを追求し、内容の充実とタイムリーな掲載に努めました。特に震災関係の情報については、広報紙、パブリシティとともに、日々の情勢の変化に的確に、それぞれの特性を活かして対応しました。なお、23年度の「くらしのガイド」の全面改訂・発行を目指し、企画・作成する選定委員会を設けプロポーザル方式により事業者を選定しました。				
協 動 等 点 檢	(1)協働等は実現しているか	(2)協働等の相手				
	十分に実現している	企業・個人事業者((3)へ)				
事 業 環 境 の 变 化	(3)協働等の形態	(4)協働等の今後のあり方				
	委託 [業務量の50%以上に相当]	実施継続				
評 価 と 課 題	事業開始当初から現在までの変化	行政需要の多様化にともない、区の施策、事務事業がきめ細かく実施される一方、地域における自主的な活動が活発化していることにより、総じて、区民等へ発信する情報量が増加しています。				
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	ホームページ上や携帯サイトでの情報提供の充実と、情報検索をより簡易に行えるようにすることが求められています。また、新聞購読世帯の減少にともない、より身近なところで広報紙入手できるようにして欲しいという要望があります。				
	今後の予測	震災の影響で防災に関する情報など、区の適時適確な情報提供を求める区民の期待がさらに高まることが予想されます。また、ケーブルテレビや様々な電子媒体を通じた情報提供の重要性が増大していくことが想定されます。				
		22年度区民意向調査では、区の情報の入手方法として広報紙が69.1%、ホームページが24.9%という結果から、パブリシティの活用も含め、これまで以上に積極的な、時機を捉えた情報発信を行っていく必要があります。現在、広報紙は新聞折り込みにより配布していますが、購読世帯数が減少している中、より多くの区民に行きわたる有効な配布方法を引き続き研究する必要があります。また、ホームページについても、誰もが使いやすく、情報が確実に入手できるよう運用方法を工夫していく必要があります。				
改 善 ・ 見 直 し の 方 向 (中 長 期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
	II 事業の改善		<input type="radio"/> 事業内容の変更	<input type="radio"/> 実施方法の変更		
	区の広報は、誰にもわかりやすい内容で発信し、その情報が区民の方々に確実に行きわたるようにする必要があります。そこで、広報紙については、より多くの区民に配布する方法を研究していきます。また、ホームページについては21年度の検証結果を踏まえ、管理運用ソフト(CMS)を入れ替えることによるアクセシビリティの向上や管理運用の省力化を図るとともに、使いやすいホームページを目指した「再構築」を早期に行います。あわせて、ITの技術の進展等に伴い利用者が増加している新しいメディアについて、その活用方法を研究していきます。					
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・23年3月18日から、震災対策・被災地支援情報のツイッター発信を開始しました。 ・くらしのガイド(便利帳)を23年度に全面改訂し、10月から区内の全家庭に配布(ポスティング)する予定です。 					

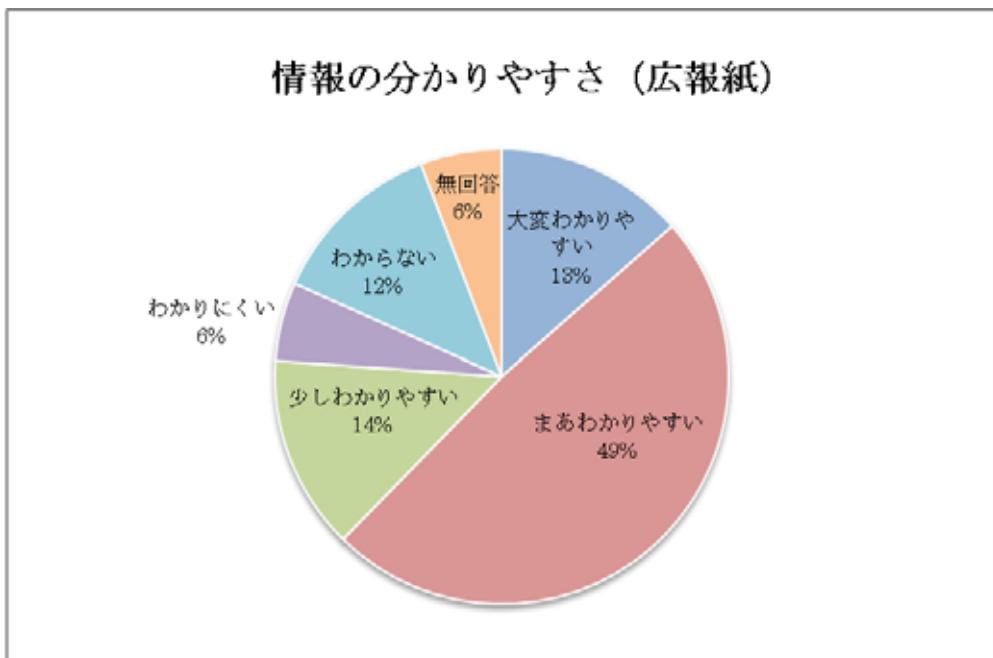
【第43回杉並区区民意向調査(区政に関する意識と実態) 平成23年度 より抜粋】

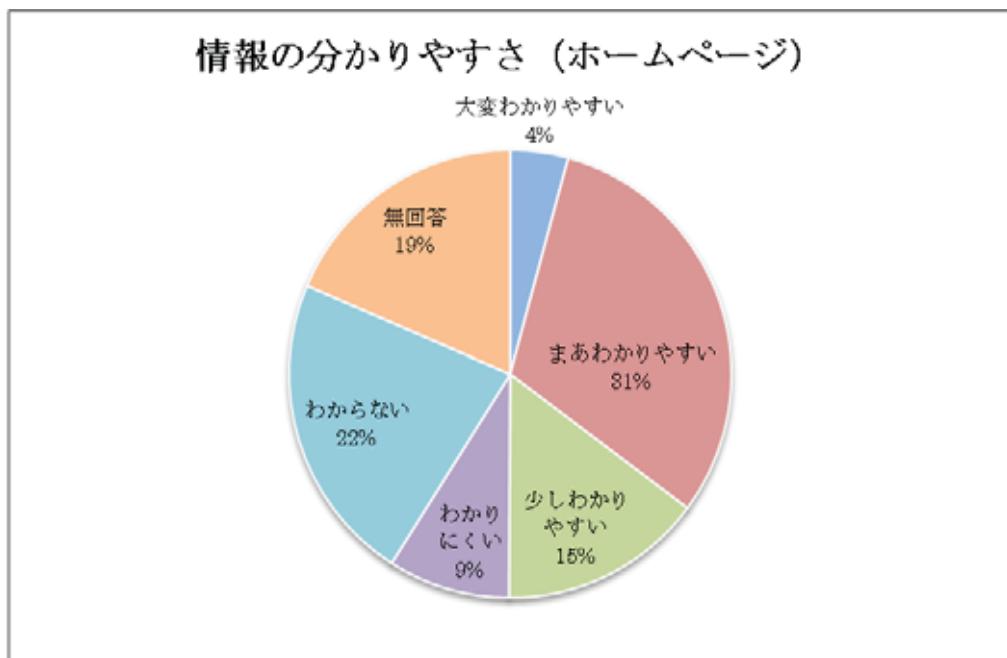
(対象: 1088人)

問1 区の情報をどのようにして入手していますか。次の中からあてはまるものを選んでください。(○はいくつでも)



問2 あなたは、区が発信する情報について、わかりやすいと思いますか。
それぞれ最も近い意見1つに○をつけてください。





広報紙の発行 (平成 22 年 4 月 11 日号～平成 23 年 4 月 1 日号実績)

- 「広報すぎなみ」の発行 37 回 発行部数 203,600 部～204,500 部

- ・規格：4～12ページ、タブロイド判
- ・種類：旬刊号（1日、11日、21日）・臨時号（2ページ）

- 配布方法

- ①新聞折り込み（朝日・毎日・読売・日経・東京・産経の6紙）

参考：配布単価 7.1 円（8ページ…標準的なページ数）

- ②広報スタンドの設置（318 カ所）

- ・JR 中央線 5 駅、京王井の頭線 6 駅、京王線 7 駅、西武新宿線 3 駅、東京メトロ丸ノ内線 6 駅 計 27 駅

- ・公衆浴場 30 カ所、郵便局 51 カ所、病院 15 カ所、高齢者住宅等 20 カ所、スーパー・マーケット 15 カ所、コンビニエンスストア 160 カ所
計 291 カ所

※広報紙の配布部数及び割合

(平成 23 年 4 月 1 日号)

配布方法	部 数	割 合
新聞折込	185,900 部	91%
広報スタンド	15,600 部	8%
その他（府内配布等）	2,300 部	1%
印刷部数計	203,800 部	100%

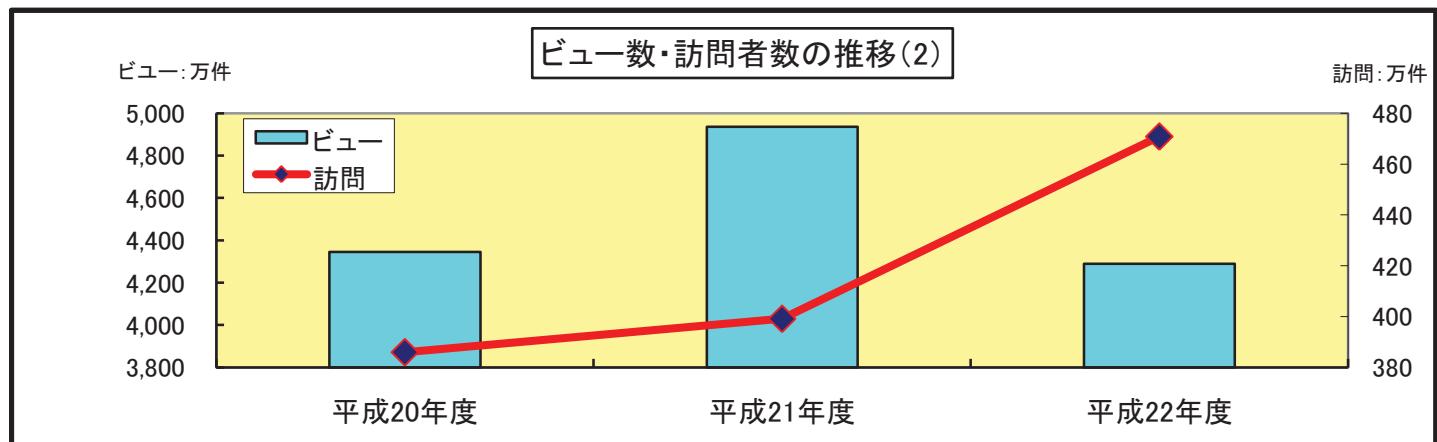
○各区の公式ホームページ運用状況（広報に関する状況調査より）

区名	直近の構築(再構築)時期	運用開始からの期間(平成23年4月1日基準)	年間運営経費(平成22年度実績:千円)					
			0	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000
世田谷区	平成24年7月	今後構築(再構築)予定	8,215					
港区	平成24年4月		49,867					
大田区	平成23年12月		15,949					
葛飾区	平成23年3月		3,033					
台東区	平成22年12月		5,199					
墨田区	平成22年10月		7,805					
荒川区	平成22年4月		8,170					
練馬区	平成22年2月		13,695					
新宿区	平成22年1月		5,957					
中野区	平成21年12月		9,548					
江戸川区	平成21年3月		12,872					
豊島区	平成20年10月		10,101					
板橋区	平成20年4月		9,332					
目黒区	平成20年2月		6,171					
渋谷区	平成20年2月		0					
品川区	平成19年3月		19,899					
文京区	平成18年10月		2,698					
北区	平成18年4月		12,485					
千代田区	平成18年3月		14,067					
中央区	平成17年10月		27,839					
江東区	平成17年3月		10,439					
足立区	平成16年7月		3,143					
杉並区	平成12年1月		24,376					

ビューカー数・訪問者数の推移(1)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	ビューカー数	訪問者数	ビューカー数	訪問者数	ビューカー数	訪問者数
4月	3,085,083	428,069	3,916,593	320,216	3,895,804	338,807
5月	3,024,209	414,505	4,029,005	327,959	4,096,413	356,795
6月	3,630,635	331,194	4,093,850	328,906	4,183,578	371,873
7月	3,766,177	313,958	4,086,606	335,735	4,660,079	443,773
8月	3,662,819	282,417	4,223,618	353,933	3,987,978	343,655
9月	3,597,627	284,015	4,101,382	324,447	2,241,879	330,053
10月	3,706,266	286,996	4,337,471	367,364	2,343,324	334,259
11月	3,516,475	281,889	4,143,786	327,169	3,046,197	318,899
12月	3,869,603	314,886	3,967,597	288,787	3,142,248	295,446
1月	3,740,586	293,243	4,072,561	331,613	3,405,883	345,010
2月	3,748,374	284,904	4,002,218	326,177	3,215,588	345,357
3月	4,105,109	343,721	4,390,389	358,905	4,678,661	884,199
合計	43,452,963	3,859,797	49,365,076	3,991,211	42,897,632	4,708,126

ビューカー数・訪問者数の推移(2)



ツイッターの活用

- ツイッターの発信件数 74件（7月1日現在）
 - 3月 33件、4月 17件、5月 13件、6月 8件、7月 3件
 - フォロ一件数 7,060件
- 運用について（「杉並区広報課ツイッター運用基準」による）
 - (1) 目的：災害時における次の情報を提供する。
 - ①被災者への対応②被災地への必要な支援 ③その他災害に関連した区の取組
 - (2) 内容：区公式ホームページ掲載内容及び報道機関へ情報提供した原稿など
 - を基に、140文字以内に再編集したもの。
 - (3) 返信及びそれに類する機能は使用しない。
- 他区の導入状況（4月21日現在）
 - ・導入区 7区
 - 新宿、文京、目黒、世田谷、杉並、荒川、練馬

ケーブルテレビ広報番組の制作

- ・区政の重要事項や区の事業、また地域の情報など印刷物では伝えにくい情報を映像で分かりやすく提供するため広報番組を制作し、ケーブルテレビで放映する。

○ 制作・放映本数（22年度）

番組名	本数(年)	放送時間	放送回数	制作形態
すぎなみニュース	52本 (週1回更新)	15分	3回/日	ジェイコム東京に委託
区長記者会見	2本	30分	2回/年	

○ ジェイコム東京の視聴可能世帯

年月	区内視聴可能世帯	杉並区世帯数(6.1現在)
23.5.31	242,000世帯	301,975世帯

評価対象概要シート

2日目

評価項目 (評価対象事業)	6 民営化宿泊施設	
事務事業/ 担当部課	保養のための宿泊機会の提供	区民生活部管理課
上位施策名	区民生活の基盤整備	
目的・目標	<p>区民に良質な保養の機会を提供することで、区民の福利の向上を図る。そのためには、①できるだけ多くの区民に、②安価で良質な宿泊保養施設のサービスを、③低コストで提供していく。</p>	
事業の内容	<p>民営化宿泊施設は、①湯の里「杉菜」、②コニファーいわびつ、③富士学園、④弓ヶ浜クラブ の4施設である。</p> <p>【事業内容】 区の宿泊施設を民間事業者に貸与し施設の運営を民営化することにより、宿泊事業に民間のノウハウを活かし、各施設の地域特性に合った特色のあるサービスを展開する。また、区から区民に宿泊補助金を交付するとともに区民予約の優先枠を設けるなど、区民サービスの充実を図っている。なお、運営事業者は、利益が生じた場合には経常利益の1／2相当額を管理監督費として区に支払う。</p>	
課題と改善・ 見直しの方向	<p>平成14年度に民営化することにより、それ以前の直営委託時に比べ年間で約4億円の経費を削減するなど成果を上げてきた。しかし、民営化から8年以上が経過する間に、以下のような課題が出てきている。</p> <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設の利用者数（移動教室を除く）は5万人前後で推移しているが、区民の利用割合が減少している。 民間企業等がより低価格で様々なニーズに対応したホテルやツアー商品等を提供してきている中で、多額の公費を負担して区が宿泊機会の提供を行うことの適否が問われている。 各施設とも建物の老朽化に伴い、今後、大規模修繕など維持管理経費の増大が予測される。 <p>【改善・見直しの方向】 各施設ごとに設置経過の違いや施設の特色があるため、各施設それぞれについて改善・見直しの方向を示す必要がある。</p> <p>①湯の里「杉菜」 区民にとって施設の立地上の利便性が高く、また運営事業者の経営努力により、4施設の中で利用者数や区民利用が最も多い。また、区への管理監督費の支払いを毎年行っている。 改築から27年以上経っているので、今後、施設・設備の老朽化の度合いを見極めながら費用対効果を検証し、施設の維持管理に努めていく。</p> <p>②コニファーいわびつ 区は、旧吾妻町と平成元年に友好自治体協定を締結後、第2のふるさとづくりを目的に同施設（旧すぎなみ自然村）を建設し、これまで同施設をベースに様々な分野で自治体間交流を展開してきた。また、現在、区と災害時相互援助協定を締結している南相馬市への支援のために、東日本大震災による同市等からの避難者の受け入れを行っている。 運営面では、事業者の集客努力等により、昨年度から経常利益が黒字に転じている。 改善点としては、区民への知名度アップと新たな固定客の獲得のために、区民へのPRをより一層徹底し、若者グループやスポーツ団体などの勧誘に努めるとともに、友好協定に基づく活用策を積極的に進めるなど、事業者とともに区民利用の向上を図っていく。</p>	

③富士学園、弓ヶ浜クラブ

両施設は元来、区立小学校の移動教室用の教育施設として建設され、現在も移動教室として利用されている。

一般利用については、富士学園は東京から車で約2時間と至近で、主に合宿等の利用が多く、また、弓ヶ浜クラブは景勝地「弓ヶ浜」が眼前にあり夏休みの海水浴や花火見物等に人気があるなどの特徴がある。

しかし、富士学園は温泉がなく、加えて冬期は気温が氷点下となり、弓ヶ浜クラブは、施設が築30年と最も古く、東京からの所要時間が約4時間と遠方である。また、両施設とも部屋が多人数用の大部屋に作られ、共同トイレ（男女は別）であるなど、一般民間宿泊施設に比べ利用者のニーズに適さないと思われる点がある。さらに、移動教室を優先としていることもあり、全利用者の半数以上が移動教室利用者である。

以上により、一般利用者数が他の2施設に比べ少なく、運営する事業者の経常利益は毎年ほぼ赤字となっており、区への管理監督費の支払実績はほとんどない。

維持管理経費と区民ニーズや区民満足度などの費用対効果を検証し、今後の施設の維持運営について検討する。

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	保養のための宿泊機会の提供			款	3	項	1	目	3	事業	1	整理番号	74			
担当部課名	区民生活部管理課			係名	庶務係	連絡先 電話番号		3754		昨年度 整理番号	70					
上位施策No・施策名	81	区民生活の基盤整備							予算事業区分	既定事業						
	事業開始	平成	▼	14	年度	<input type="checkbox"/>	実施計画事業	分野	政策 番号	<input type="checkbox"/>	施策 番号	事業 コード	<input type="checkbox"/>	行革計画事業	<input type="checkbox"/>	主要事業
事務事業の概要	対象	<input type="checkbox"/>	個人	<input type="checkbox"/>	世帯	<input type="checkbox"/>	団体	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	内部管理	根拠 法令 等	(1) 杉並区貸与宿泊施設区民宿泊費補助金交付要綱 (2) 財産の使用賃借及び宿泊事業に関する契約			
	区内在住者(民営化宿泊施設補助金対象者)、区内在住・在勤・在学者とその同行者(まるごと保養地協定割引対象者)															
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)												活動指標名(式)			
	○宿泊施設を民間事業者へ貸与し実施する民営化宿泊施設事業、福島県北塩原村との保養地協定事業により、区民が安価に、かつ気軽に、心身ともにリフレッシュできる保養の機会を提供する。												(1) 民営化宿泊施設区民利用者数 (2) 民営化宿泊施設区外利用者数			
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)												成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標		
	○民営化宿泊施設(湯の里「杉菜」、コニファーいわびつ、富士学園、弓ヶ浜クラブ)の大規模修繕、土地等に関する管理調整、区民宿泊費補助金の支給等を行う。 ○福島県北塩原村「まるごと保養地協定」の利用促進、物産展等PR活動を行う。												成果指標名(1)	4施設平均の客室稼働率		
													算定式・指標の説明等	利用者／客室数		
													成果指標名(2)	管理監督費歳入額		
													算定式・指標の説明等	4施設管理監督費歳入合計額		
	区分		単位	20年度	21年度			22年度		23年度 計画	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %					
指標	活動指標(1)	①	人	25,285	29,625	24,678	27,510	22,338	25,810	81%						
	活動指標(2)	②	人	24,303	20,375	24,529	22,490	30,533	24,190	136%						
	成果指標(1)	③	%	61	73	59	73	59	73	81%						
	成果指標(2)	④	千円	8,506	11,000	8,233	11,000	8,621	11,000	78%						
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	89,998	101,415	95,858	106,860	88,741	89,893	22年度予算執行率%	83.0					
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項						
	(内)委託費	⑦	千円	17,044	9,782	8,766	30,343	21,495	2,933							
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	1.65 0.00	1.65 0.00	1.70 0.00	1.65 0.00	1.70 0.00	1.20 0.00							
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	14,933	14,650	15,094	14,718	15,164	10,704						
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0						
	総事業費	⑪	千円	104,931	116,065	110,952	121,578	103,905	100,597							
	単位あたりコスト (⑪-⑥)÷①	⑫	円	4,150	3,918	4,496	4,419	4,651	3,898							
	財源	受益者負担分	⑬	千円	8,591	853	9,089	349	9,023	102						
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0	0						
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0	0						
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0						
		特定財源計 (⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	千円	8,591	853	9,089	349	9,023	102						
		差引:一般財源⑪-⑰	⑱	千円	96,340	115,212	101,863	121,229	94,882	100,495						
		受益者負担比率⑬÷⑪	%	8.2	0.7	8.2	0.3	8.7	0.1							

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 74

2 2 年 度 の 事 業 実 施 状 況	(1) 主な取組み ※(執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	内 容		規 模	単 位	事 業 費(千円)
		区民利用補助金	22,338	人	57,491	
	施設維持管理(4施設)					11,209
	施設大規模修繕工事	4	箇所	19,844		
	保養地協定					197
	その他 ()					0
	(2) 事業実績	広報に掲載(毎月1回定期、トピック記事4回)、チラシの回覧(2回)、パネル展(1回)、区民施設へのチラシ配布など、昨年度に引き続き区民周知に重点を置き事業を行いました。				
協 動 等 点 檢	(1) 協働等は実現しているか	(2) 協働等の相手				
	十分に実現している	企業・個人事業者((3)へ)				
	(3) 協働等の形態	(4) 協働等の今後のあり方				
	民営化	実施継続				
事 業 環 境 の 变 化	事業開始当初から現在までの変化	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度の民営化後、23年度から第4期の無償貸与契約を締結しました。 利用者数は毎年度4施設合計で概ね5万人もの利用を確保していますが、区民利用が減少傾向にあります。 平成22年度は富士学園と弓ヶ浜クラブがバスツアーを実施するなど、新たな取組みを行いました。 				
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果では、4施設とも概ね「良い」との評価を得ています。 事業者の営業努力によるバスの送迎サービスやバスツアーなどが利用者から好評を得ています。 				
	今後の予測	<ul style="list-style-type: none"> コニファーアいわびつは、東日本大震災による避難者の受け入れを行い、当面は一般利用ができない状況にあります。 施設の経年劣化が進むことから、これに対する対応が必要となります。 				
評価と課題		<ul style="list-style-type: none"> 区民利用の減少について、区民の利用をいかに増やすかが課題となっています。 多額の公費を負担して区が宿泊機会の提供を行うことの適否が問われています。 各施設の建物の老朽化に伴い、今後、大規模修繕など維持管理経費の増大が予想されます。 				
今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止				
	II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更				
	<p>各施設ごとに設置経過の違いや施設の特色があるため、各施設それぞれについて改善・見直しの方向が異なります。</p> <p>①湯の里「杉菜」については、4施設の中で最も区民利用が多いので、今後、施設・設備の老朽化の度合いを見極めながら、維持管理をします。</p> <p>②コニファーアいわびつについては、区民へのPRをより一層徹底し、若者グループやスポーツ団体などの勧誘に努めるとともに、友好協定に基づく活用策を積極的に進めています。</p> <p>③富士学園、弓ヶ浜クラブについては、費用対効果などを検証し、今後の施設の維持運営について検討します。</p>					
特記事項	東日本大震災の発生後、3月17日以降、コニファーアいわびつで震災の避難者を受け入れています。 23年度からの福島県北塩原村との「まるごと保養所協定」に係る予算は、文化・交流課の「国際・国内交流の推進」の予算に計上されました。					

民営化宿泊施設

1 施設の概要

施設名	湯の里「杉菜」	所在地	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上279	アクセス	電車: 東海道線湯河原駅バス10分(所要約2時間) 車: 東名、小田原厚木道路(所要約1時間30分)		
開所日	昭和37年 (旧区民寮)	現施設 竣工日	昭和59年3月	現施設 経過年数	27年	運営 事業者	(株)フォレスト
敷地面積	3,487.99 m ²	建築面積	1,616.81 m ²	延床面積	3,427.81 m ²	構造	鉄筋コンクリート造
客室数	27	和 24 洋 1 和洋 2		定員	124 名	総工費 (千円)	1,201,100
温泉	温泉						
パリアフリー 対応	済	附帯設備	露天風呂 家族風呂 従業員寮				
施設概要説明	<ul style="list-style-type: none"> 昭和37年「区民寮」として開所。その後、昭和59年に改築し現施設となる。 杉並区からのアクセスが便利でかつ近いこと、「湯河原」という有名ブランドの温泉であること等から、直営時より人気が高く、とりわけ高齢者の利用が多い。 平成22年に、事業者が、設備、サービス、料理面など、高齢者が利用しやすい宿泊施設として全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会(全旅連)が認定・登録する「シルバースター」の資格を施設として取得した。 						
施設名	コニファーアイわびつ	所在地	群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町4399	アクセス	電車: 吾妻線群馬原町駅送迎バス10分(所要約3時間) 車: 関越自動車道渋川伊香保IC(所要約2・5時間)		
開所日	平成6年7月	現施設 竣工日	平成6年5月	現施設 経過年数	17年	運営 事業者	(株)岩櫃ふれあい公社
敷地面積	185,147.21 m ²	建築面積	5,991.40 m ²	延床面積	6,964.69 m ²	構造	鉄筋コンクリート造
客室数	32	和 12 洋 12 ログハウス 8		定員	124 名	総工費 (千円)	5,980,386
温泉	露天風呂のみ温泉		体育館(バレーコート1面可) グランド(天然芝野球・サッカー可) ゲートボール場(現在はグランドゴルフで使用) テニスコート(全天候型3面) キャンプ場 創作館 露天風呂 家族風呂 従業員寮				
パリアフリー 対応	済						
施設概要説明	<ul style="list-style-type: none"> 国の「種苗センター」の跡地を購入し、平成6年に開所。所在地である東吾妻町とは、友好交流自治体協定、災害時相互援助協定を締結している。 本棟の他、ログハウス8棟、体育館、天然芝のグラウンド、テニスコート、キャンプ場等々の設備が整っており、個人だけでなく団体でも楽しめる施設となっている。 						
施設名	富士学園	所在地	山梨県南都留郡忍野村忍草2997	アクセス	電車: 中央本線、富士急行線富士吉田駅からバス16分(所要約2時間) 車: 中央高速富士河口湖IC(所要約2時間)		
開所日	昭和39年7月	現施設 竣工日	平成2年12月	現施設 経過年数	20年	運営 事業者	(株)フジランド
敷地面積	16,280.46 m ²	建築面積	2,814.23 m ²	延床面積	3,811.87 m ²	構造	鉄筋コンクリート造
客室数	20	和 20		定員	132 名	総工費 (千円)	1,630,902
温泉	無		体育館(バスケットコート一面可)、バーベキューサイト 会議室				
パリアフリー 対応	済						
施設概要説明	<ul style="list-style-type: none"> 昭和39年に移動教室の施設として開所。その後、平成2年に改築し、現在に至る。 夏休み期間を除く5月～10月の平日は移動教室が優先利用。 一般利用としては、施設にバスケットコートが取れる大きいサイズの体育館があること、東京から車で2時間と至近であること等から、主に合宿等の団体利用が主である。 						
施設名	弓ヶ浜クラブ	所在地	静岡県賀茂郡南伊豆町湊781	アクセス	電車: 伊豆急下田駅バス25分(所要約4時間) 車: 東名沼津IC経由(所要約4時間)		
開所日	昭和55年4月	現施設 竣工日	昭和55年3月	現施設 経過年数	31年	運営 事業者	東京ケータリング(株)
敷地面積	16,783.93 m ²	建築面積	1,454.46 m ²	延床面積	3,976.94 m ²	構造	鉄筋コンクリート造
客室数	27	和 27		定員	131 名	総工費 (千円)	892,400
温泉	温泉						
パリアフリー 対応	未	附帯設備					
施設概要説明	<ul style="list-style-type: none"> 昭和45年、長期行財政計画により「南伊豆健康学園」と一体的に計画され、昭和55年に移動教室の施設として開所。 渚百選に選ばれた景勝地「弓ヶ浜」が目の前にあり、また、春には河津桜と同種の「みなみの桜」の名所であることから、夏休み及び2月～3月は利用があるが、東京からの所要時間が約4時間と遠方にあること等から、一般利用は伸びていない。 夏休み期間を除く5月～10月の平日は移動教室が優先利用。 						

2. 年度別利用者数(14年度～22年度)

単位：人

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
杉菜	障害・高齢	11,991	12,107	11,299	9,824	9,250	9,258	8,438	8,264	7,984	88,415
	一般区民	5,624	5,610	5,075	4,694	4,371	4,068	3,892	3,557	3,228	40,119
	区民計	17,615	17,717	16,374	14,518	13,621	13,326	12,330	11,821	11,212	128,534
	区民以外	5,097	6,495	6,769	8,583	11,394	11,509	12,677	13,458	12,704	88,686
	合計	22,712	24,212	23,143	23,101	25,015	24,835	25,007	25,279	23,916	217,220
コニファー	障害・高齢	4,521	3,767	3,012	3,061	2,692	2,844	2,664	2,671	2,503	27,735
	一般区民	5,809	5,320	4,777	4,275	3,948	3,505	3,436	3,568	3,072	37,710
	区民計	10,330	9,087	7,789	7,336	6,640	6,349	6,100	6,239	5,575	65,445
	区民以外	7,179	9,681	9,440	10,333	8,254	8,730	8,143	7,574	14,643	83,977
	合計	17,509	18,768	17,229	17,669	14,894	15,079	14,243	13,813	20,218	149,422
富士	障害・高齢	662	1,123	989	773	712	491	624	627	674	6,675
	一般区民	1,874	2,067	1,727	1,791	1,794	1,786	1,434	1,459	1,187	15,119
	区民計	2,536	3,190	2,716	2,564	2,506	2,277	2,058	2,086	1,861	21,794
	区民以外	1,212	1,472	1,344	1,395	1,727	2,347	2,404	2,440	2,207	16,548
	合計	3,748	4,662	4,060	3,959	4,233	4,624	4,462	4,526	4,068	38,342
	移動教室	6,323	6,139	6,173	6,570	6,249	6,847	6,038	7,493	6,627	58,459
	合計(含移動教室)	10,071	10,801	10,233	10,529	10,482	11,471	10,500	12,019	10,695	96,801
弓ヶ浜	障害・高齢	1,688	2,749	2,413	2,347	2,308	2,566	2,340	2,121	1,654	20,186
	一般区民	2,953	3,021	2,671	2,657	2,482	2,469	2,457	2,411	2,036	23,157
	区民計	4,641	5,770	5,084	5,004	4,790	5,035	4,797	4,532	3,690	43,343
	区民以外	1,089	1,888	1,343	1,181	957	947	1,079	1,057	979	10,520
	合計	5,730	7,658	6,427	6,185	5,747	5,982	5,876	5,589	4,669	53,863
	移動教室	6,707	6,513	5,548	6,348	6,773	5,857	6,636	5,713	6,532	56,627
	合計(含移動教室)	12,437	14,171	11,975	12,533	12,520	11,839	12,512	11,302	11,201	110,490
合計	障害・高齢	18,862	19,746	17,713	16,005	14,962	15,159	14,066	13,683	12,815	143,011
	一般区民	16,260	16,018	14,250	13,417	12,595	11,828	11,219	10,995	9,523	116,105
	区民計	35,122	35,764	31,963	29,422	27,557	26,987	25,285	24,678	22,338	259,116
	区民以外	14,577	19,536	18,896	21,492	22,332	23,533	24,303	24,529	30,533	199,731
	合計	49,699	55,300	50,859	50,914	49,889	50,520	49,588	49,207	52,871	458,847
	移動教室	13,030	12,652	11,721	12,918	13,022	12,704	12,674	13,206	13,159	115,086
	合計(含移動教室)	62,729	67,952	62,580	63,832	62,911	63,224	62,262	62,413	66,030	573,933

●区民・区外構成比(移動教室利用者を除く)

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全体	区民利用	70.67%	64.67%	62.85%	57.79%	55.24%	53.42%	50.99%	50.15%	42.25%
	区外利用	29.33%	35.33%	37.15%	42.21%	44.76%	46.58%	49.01%	49.85%	57.75%
杉菜	区民利用	77.56%	73.17%	70.75%	62.85%	54.45%	53.66%	49.31%	46.76%	46.88%
	区外利用	22.44%	26.83%	29.25%	37.15%	45.55%	46.34%	50.69%	53.24%	53.12%
コニファー	区民利用	59.00%	48.42%	41.50%	41.52%	44.58%	42.10%	42.83%	45.17%	27.57%
	区外利用	41.00%	51.58%	58.50%	58.48%	55.42%	57.90%	57.17%	54.83%	72.43%
富士	区民利用	67.66%	68.43%	66.90%	64.76%	59.20%	49.24%	46.12%	46.09%	45.75%
	区外利用	32.34%	31.57%	33.10%	35.24%	40.80%	50.76%	53.88%	53.91%	54.25%
弓ヶ浜	区民利用	80.99%	75.35%	79.10%	80.91%	83.35%	84.17%	81.64%	81.09%	79.03%
	区外利用	19.01%	24.65%	20.90%	19.09%	16.65%	15.83%	18.36%	18.91%	20.97%

3 区費の歳出・歳入状況

(1)湯の里「杉菜」

※補助金は、区民(高齢者・障害者)3000円、区民(一般)2000円<一人1泊>										※単位:千円
①歳出	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
※ 補助金	47,221	47,541	44,047	38,860	36,492	35,910	33,098	31,906	30,408	345,483
高齢・障害	35,973	36,321	33,897	29,472	27,750	27,774	25,314	24,792	23,952	265,245
一般	11,248	11,220	10,150	9,388	8,742	8,136	7,784	7,114	6,456	80,238
修繕	0	0	0	0	0	0	0	2,720	14,675	17,395
市町村交付金	9,048	9,040	7,893	7,787	7,690	6,893	6,918	6,900	6,689	68,858
その他	24,039	1,157	1,142	1,140	3,250	4,290	1,133	1,128	2,959	40,238
年度合計	80,308	57,738	53,082	47,787	47,432	47,093	41,149	42,654	54,731	471,974
②歳入	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
管理監督費		5,946	8,227	2,731	6,777	10,971	8,507	8,233	7,911	59,303

(2)コニファーいわびつ

①歳出	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
※ 補助金	25,181	21,941	18,590	17,733	15,972	15,542	14,864	15,149	13,653	158,625
高齢・障害	13,563	11,301	9,036	9,183	8,076	8,532	7,992	8,013	7,509	83,205
一般	11,618	10,640	9,554	8,550	7,896	7,010	6,872	7,136	6,144	75,420
修繕	0	0	0	0	13,793	0	10,500	7,900	0	32,193
その他	37,266	585	599	522	543	538	682	577	537	41,849
年度合計	62,447	22,526	19,189	18,255	30,308	16,080	26,046	23,626	14,190	232,667
②歳入	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
管理監督費		0	0	0	1,587	0	0	0	397	1,984

(3)富士学園

①歳出	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
※ 補助金	5,734	7,503	6,421	5,901	5,724	5,045	4,740	4,799	4,396	50,263
高齢・障害	1,986	3,369	2,967	2,319	2,136	1,473	1,872	1,881	2,022	20,025
一般	3,748	4,134	3,454	3,582	3,588	3,572	2,868	2,918	2,374	30,238
修繕	0	0	0	0	2,111	7,508	2,079	3,701	1,365	16,764
その他	11,708	425	425	429	437	440	427	412	406	15,109
小計	17,442	7,928	6,846	6,330	8,272	12,993	7,246	8,912	6,167	82,136
移動教室	41,118	41,087	42,180	44,893	44,765	45,142	40,929	51,323	45,875	397,312
年度合計	58,560	49,015	49,026	51,223	53,037	58,135	48,175	60,235	52,042	479,448
②歳入	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
管理監督費		0	0	253	0	0	0	0	201	454

(4)弓ヶ浜クラブ

①歳出	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
※ 補助金	10,970	14,289	12,581	12,355	11,888	12,636	11,934	11,185	9,034	106,872
高齢・障害	5,064	8,247	7,239	7,041	6,924	7,698	7,020	6,363	4,962	60,558
一般	5,906	6,042	5,342	5,314	4,964	4,938	4,914	4,822	4,072	46,314
修繕	30,261	0	0	14,175	9,854	4,725	2,783	997	15,916	78,711
その他	18,517	418	455	613	623	523	556	8,029	494	30,228
小計	59,748	14,707	13,036	27,143	22,365	17,884	15,273	20,211	25,444	215,811
移動教室	43,985	42,930	43,696	43,495	41,935	39,603	45,725	41,443	45,512	388,324
年度合計	103,733	57,637	56,732	70,638	64,300	57,487	60,998	61,654	70,956	604,135
②歳入	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
管理監督費		0	0	0	9	0	0	0	114	123

(5)4施設合計

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
歳出計	305,048	186,916	178,029	187,903	195,077	178,795	176,368	188,169	191,919	1,788,224
歳入計		5,946	8,227	2,984	8,373	10,971	8,507	8,233	8,623	61,864

4. アンケート集計表

実施期間: 平成22年12月25日～23年1月5日

上段:回答件数 下段:割合

●総合評価

	大いに満足	満足	普通	不満	大いに不満	無回答	
湯の里「杉菜」	162	260	88	3	2	10	回答: 75件
	31%	50%	17%	1%	0%	2%	
コニファーいわびつ	59	45	49	8	5	0	回答: 24件
	36%	27%	30%	5%	3%	0%	
富士学園	123	157	77	3	0	11	回答: 53件
	33%	42%	21%	1%	0%	3%	
弓ヶ浜クラブ	175	152	15	1	6	8	回答: 51件
	49%	43%	4%	0%	2%	2%	

●従業員の接客について

	大いに満足	満足	普通	不満	大いに不満	無回答
湯の里「杉菜」	31	34	9	0	0	1
	41%	45%	12%	0%	0%	1%
コニファーいわびつ	9	7	6	0	2	0
	38%	29%	25%	0%	8%	0%
富士学園	24	24	5	0	0	0
	45%	45%	9%	0%	0%	0%
弓ヶ浜クラブ	37	14	0	0	0	0
	73%	27%	0%	0%	0%	0%

●清掃状態について

		大いに満足	満足	普通	不満	大いに不満	無回答
湯の里「杉菜」	客室	18	41	15	1	0	0
	その他	24%	55%	20%	1%	0%	0%
	客室	7	7	7	2	0	0
	その他	29%	29%	29%	8%	0%	0%
コニファーいわびつ	客室	6	9	8	0	1	0
	その他	25%	38%	33%	0%	4%	0%
	客室	23	23	7	0	0	0
	その他	43%	43%	13%	0%	0%	0%
富士学園	客室	15	26	10	1	0	1
	その他	28%	49%	19%	2%	0%	2%
	客室	15	28	3	0	1	4
	その他	29%	55%	6%	0%	2%	8%
弓ヶ浜クラブ	客室	15	27	4	0	1	4
	その他	29%	53%	8%	0%	2%	8%

●食事について『夕食』

		大いに満足	満足	普通	不満	大いに不満	無回答
湯の里「杉菜」	味	23	34	10	1	1	1
	量	37%	45%	13%	1%	1%	1%
	味	25	33	15	0	1	1
	量	33%	44%	20%	0%	1%	1%
コニファーいわびつ	味	10	5	5	3	1	0
	量	42%	21%	21%	13%	4%	0%
	味	9	4	8	2	1	0
	量	38%	17%	33%	8%	4%	0%
富士学園	味	16	21	13	0	0	3
	量	30%	40%	25%	0%	0%	6%
	味	14	21	14	0	0	4
	量	26%	40%	26%	0%	0%	8%
弓ヶ浜クラブ	味	30	19	1	0	1	0
	量	59%	37%	2%	0%	2%	0%
	味	30	17	2	1	1	0
	量	59%	33%	4%	2%	2%	0%

●食事について『朝食』

		大いに満足	満足	普通	不満	大いに不満	無回答
湯の里「杉菜」	味	22	36	15	1	0	1
	量	29%	48%	20%	1%	0%	1%
	味	22	39	12	0	0	2
	量	29%	52%	16%	0%	0%	3%
コニファーいわびつ	味	9	6	7	1	0	0
	量	38%	25%	29%	4%	0%	0%
	味	9	7	8	0	0	0
	量	38%	29%	33%	0%	0%	0%
富士学園	味	16	21	14	1	0	1
	量	30%	40%	26%	2%	0%	2%
	味	15	21	14	1	0	2
	量	28%	40%	26%	2%	0%	4%
弓ヶ浜クラブ	味	24	25	1	0	1	0
	量	47%	49%	2%	0%	2%	0%
	味	24	22	4	0	1	0
	量	47%	43%	8%	0%	2%	0%

5. 他区(22区)の保養所事業の状況

(1) 区立保養所所有状況

	区名	保養所名	開設年月	所在地	運営形態
1 千代田区		箱根千代田荘	H11.7	神奈川県箱根町	民営化
		湯河原千代田荘	S52.7	神奈川県湯河原町	指定管理
		嬬恋自然休養村	S63.12	群馬県嬬恋村	委託
2 中央区		伊豆高原荘	S40.11	静岡県伊東市	指定管理
		ヴィラ本栖	H4.8	山梨県富士河口湖町	指定管理
3 港区		大平台みなと荘	H10.9	神奈川県箱根町	指定管理
4 新宿区		箱根つつじ荘	S50.4	神奈川県箱根町(強羅)	指定管理
		グリーンヒルハケ岳	H7.4	山梨県北杜市	指定管理
5 文京区		強羅 文の郷	S56.5	神奈川県箱根町(強羅)	民営化
		湯之谷やまびこ荘	S57.11	新潟県魚沼市	委託
6 墨田区		伊豆高原荘	S54.1	静岡県伊東市	指定管理
7 品川区		品川荘	H8.6	静岡県伊東市	委託
		箱根荘	H10.7	神奈川県箱根町(強羅)	委託
8 目黒区		箱根保養所	S53.7	神奈川県箱根町(強羅)	委託
9 大田区		大田区休養村とうぶ	H10.8	長野県東御市(上田)	指定管理
10 渋谷区		二の平渋谷荘	S47.4	神奈川県箱根町	指定管理
11 豊島区		山中湖秀山荘	S39.4	山梨県山中湖村	民営化
12 北区		はこね荘	S57.12	神奈川県箱根町(強羅)	指定管理
13 荒川区		ホテルグリーンパール那須	S58.4	栃木県那須町	民営化
14 板橋区		けやき荘	S40.8	神奈川県箱根町(強羅)	民営化
		花の香伊豆高原	H5.7	静岡県伊東市	民営化
		湖畔荘	H4.4	群馬県東吾妻町	高崎市へ無償貸与
15 江戸川区		穂高荘	S51.6	長野県安曇野市	指定管理
		塩沢江戸川荘	S63.12	新潟県南魚沼市	指定管理

(2) 区立保養所なし

7区

<内>

指定宿泊施設制度	3区
借上宿泊施設制度	2区
その他	2区

評価対象概要シート

2 日 目

評価項目 (評価対象事業)	7 保育施設の利用者負担	
事務事業／ 担当部課	保育園運営 民営保育園等に対する保育委託 認証保育所運営 グループ保育室の運営 杉並区保育室の運営	保健福祉部保育課
上位施策名	保育の充実	
目的・目標	保護者が働きながら安心して子育てできる環境と児童の心身の健全な発達を安定して確保するため、保育サービスに要する費用に対して適正な利用者負担を求めていく。	
事業の内容	<p>1 保護者の就労・疾病等により、保育に欠ける乳幼児に安全で快適な保育を提供する。</p> <p>2 保育施設の整備や保育定員の拡大、地域の保育人材の育成などにより、待機児童対策を進めるとともに、保育を必要としている区民に質の高い保育サービスを提供する。</p> <p>3 民間の保育施設の運営の安定を図るため、運営費等を支払う。</p> <p>4 保育サービスの利用者から保護者負担金を徴収する。</p>	
課題と改善・ 見直しの方向	<p>【現状】 少子化が進む一方、核家族化、経済状況の変化や就労形態の多様化に伴い、保育需要は増大しています。区は待機児童対策を重要施策として取り組んでいますが、保育施設の整備や各種保育サービスの拡充などに伴い、経費は年々増加しています。今後も待機児童対策の充実に向けて、厳しい財政状況のもとで、質の高い保育サービスを安定的かつ効率的に提供していくことが急務となっています。</p> <p>【課題】 ○平成9年3月の改定以降、今まで据え置いている認可保育園の利用者負担（保育料）について、早急な検討が必要になっています。</p> <p>○多様な保育施設の整備が進む中で、認可保育所と認証・区保育室等の認可外保育施設の保育料体系の違いにより、利用者負担に差が見られる状況となっています。これまで認証保育所等保育料の一部助成などの負担軽減策を講じてきたことにより、総体的には一定の均衡が保たれてはいますが、負担の公平性を確保する観点から、保育施設間の利用者負担のあり方が課題となっています。</p> <p>【改善・見直しの方向】</p> <p>1 高所得者層を中心とした、認可保育園の保育料階層区分等の見直し 認可保育園の保育料は、児童福祉法第56条で「保護者の負担能力を考慮し、児童の年齢に応じて徴収することができる」とされています。杉並区の認可保育料は23区の平均的水準ですが、区立保育園の事業コストに占める利用者の負担割合は約10%、国の保育料徴収基準に対しても50%程度と抑えられています。特に、高所得者層については、国が平成22年度保育料基準額表から高所得者層に適用する保育階層を新設しているものの、区では階層区分の見直しを行っていないため、負担能力に比べ低く抑えられています。このため、高所得者層を中心に保育料階層区分等の見直しが必要と考えます。</p> <p>2 保育施設間の利用者負担の公平性の確保 保育施設間の利用者負担の均衡については、中期的な視点から同一保育料体系への統合も視野に入れながら、より適切な対応を図る必要があると考えます。 なお、国の「子ども・子育て新システム」や「社会保障と税の一体改革」に関する検討の中で、子育て、医療、介護に係る負担の横断的な調整に関する制度（＝利用者負担総合合算制度）の創設が課題となっており、今後、国の動向を踏まえて、改めて利用者負担の考え方を整理していきます。</p>	

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	保育園運営			款	4	項	2	目	1	事業	18	整理番号	278				
担当部課名	保健福祉部保育課			係名	管理係		連絡先 電話番号		1372	昨年度 整理番号	272						
上位施策No・施策名	24 保育の充実							予算事業区分		既定事業							
	事業開始	昭和	▼	36	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実施計画事業	分野	2	政策 番号	2	施策 番号	1	事業 コード	1,2	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業
事務事業の概要	対象	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠 法令 等	(1)	児童福祉法第24条第1項、39条								
	○保護者が昼間に常態的に労働しているなどで保育に欠けている児童 ○区が指定管理者を指定して運営する保育所	(2)	児童福祉施設最低基準(厚生省令)														
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	活動指標名(式)															
	○保護者が働きながら子育てできる環境を整えるとともに、児童の心身の健全な発達を確保します。	(1)	在籍児童数														
		(2)	指定管理保育所数														
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標														
	○保育を必要とする児童の預かり保育を実施する。 ○産休明け保育、延長保育、年末保育、緊急一時保育などの保育サービスを行う。 ○区立保育園の保育事業について、指定管理者に事業委託を行う。	成果指標名(1)	入所実施率														
		算定式・指標の説明等	新規入所児童数÷申込者数														
		成果指標名(2)	待機児童数														
		算定式・指標の説明等															
区分	単位	20年度	21年度		22年度		23年度 計画	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %									
指標	活動指標(1) ①	人	47,614	48,168	48,271	48,204	48,753	48,204	101.1								
	活動指標(2) ②	所	3	4	4	4	4	4	100.0								
	成果指標(1) ③	%	62.1	90.0	50.6	90.0	43.2	90.0	48.0								
	成果指標(2) ④	人	86	0	137	0	23	0									
総事業費・コスト把握	事業費 ⑤	千円	1,867,817	2,124,051	2,070,846	2,329,827	2,235,071	2,378,475	22年度予算執行率%	95.9							
	(内)投資的経費等 ⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項								
	(内)委託費 ⑦	千円	903,200	1,147,202	1,110,079	1,270,341	1,220,693	1,320,326									
	職員数(常勤・非常勤) ⑧	人	769.37	51.90	753.37	48.90	750.05	48.80	743.20	57.30	736.65	77.00	733.85	87.90			
	人件費 (内)常勤職員分(超勤分含) ⑨	千円	6,962,799	6,689,172	6,659,694	6,629,344	6,570,918	6,545,942									
	人件費 (内)非常勤職員分 ⑩	千円	145,320	136,578	136,298	169,035	227,150	259,305									
	総事業費⑤+⑨+⑩ ⑪	千円	8,975,936	8,949,801	8,866,838	9,128,206	9,033,139	9,183,722									
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷① ⑫	円	188,515	185,804	183,689	189,366	185,284	190,518									
	財源 受益者負担分 ⑬	千円	966,044	958,346	1,011,702	956,109	1,010,045	993,901									
	財源 国からの補助金等 ⑭	千円	0	0	0	0	0	0									
財源 都からの補助金等 ⑮	千円	20,044	22,427	18,835	20,284	22,540	14,460										
財源 その他の補助金等 ⑯	千円	0	0	0	0	0	0										
財源 特定財源計 ⑰	千円	986,088	980,773	1,030,537	976,393	1,032,585	1,008,361										
財源 差引・一般財源 ⑱	千円	7,989,848	7,969,028	7,836,301	8,151,813	8,000,554	8,175,361										
受益者負担比率⑯÷⑪ ⑲	%	10.8	10.7	11.4	10.5	11.2	10.8										

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 278

2 2 年 度 の 事 業 実 施 状 況	(1)主な取組み ※(執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	内 容		規 模	単 位	事 業 費(千円)
		一般保育(執)	40	園	701,660	
	管理運営委託(指定管理者)	4	園	783,559		
	調理業務・用務業務委託	17	園	340,294		
	延長保育(執)	38	園	161,849		
	その他 (産休明け保育、緊急一時保育、園外保育、年末保育 ほか)	247,709				
	(2)事業実績	平成22年度から延長保育を新規に2園(累計38園)で実施するとともに、調理・用務業務委託も新たに5園(累計17園)で開始されました。通常保育以外でも、緊急一時保育や年末保育(5園)などを実施しました。心理職による巡回指導や職員が区の保育実践について学ぶ研修の実施など、保育サービスの質を高める取組も行いました。				
協 動 等 点 檢	(1)協働等は実現しているか	一部実現している	(2)協働等の相手	社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)		
	(3)協働等の形態	指定管理者	(4)協働等の今後のあり方	実施継続		
事 業 環 境 の 变 化	事業開始当初から現在までの変化	少子化が進む一方、経済状況の変化や就労形態の多様化に伴い、保育需要は増大しています。昭和59年から延長保育、平成元年度から産休明け保育、平成2年度から緊急一時保育、平成12年度から年末保育が開始されました。また、21年4月から新たに1園が指定管理保育所となり、4園の区立保育園が公設民営化されています。				
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	保育園入所待機児童の解消に関する要望が多く寄せられているほか、延長保育をはじめとした多様な保育サービスに関するニーズがあります。				
	今後の予測	経済情勢の悪化や女性の社会進出に伴う共稼ぎ世帯の増などにより、保育需要はより一層増加していくものと見込まれます。				
評価と課題		保育園では、様々な保育サービスを行なながら円滑な園運営に向けて日々取り組んでいます。これらの保育サービスを充実させていく一方で、急増する保育需要に的確に対応していくための施設整備計画として「保育に関する安全・安心プラン」を平成21年9月に策定し実行するとともに、計画を上回る需要に対しても迅速に対応した結果、平成22年4月の待機児童数は23区最小の23名となり、大きな成果をあげました。				
改 善 ・ 見 直 し の 方 向 (中 長 期)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止	
	II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更				<input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
	調理・用務業務の委託、延長保育実施園の増など、現行計画に基づく保育園運営の見直しについては、着実に実施をします。また、指定管理者への移行についても、現行計画(あと7園を移行)を実施することを最優先課題とし、具体的な取組スケジュール及び実施内容を検討のうえ、具体化に向けた取組を着実に進めます。また、『保育に関する安全・安心プラン』策定後の就学前人口や保育需要の増加等に対応し、今後も待機児解消状態を継続させるために、保育サービスに係る新たなプランを総合的に検討・策定します。検討にあたっては、厳しい財政状況や多くの区立施設が経年による更新期を迎えること等を踏まえ、民間による認可保育所等による施設増設計画に加え、効率的かつ効果的な社会基盤の整備の観点から、既存施設の再配置及び有効活用の視点を踏まえることとします。さらに、保育サービスの拡充に伴う保護者負担の公平性等の課題についても、併せて検討を進めます。					
特記事項						

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	民営保育園等に対する保育委託			款	4	項	2	目	1	事業	21	整理番号	281			
担当部課名	保健福祉部保育課			係名	管理係			連絡先	電話番号		1372	昨年度 整理番号	275			
上位施策No・施策名	24 保育の充実							予算事業区分		既定事業						
	事業開始	昭和	▼	22	年度	<input type="checkbox"/>	実施計画事業	分野	政策 番号	<input type="checkbox"/>	施策 番号	事業 コード	<input type="checkbox"/>	行革計画事業	<input type="checkbox"/>	主要事業
事務事業の概要	対象 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理							根拠 法令 等	(1)	児童福祉法第24条、第51条第1号						
	区が保育の実施を行う乳幼児の在籍する保育所							(2)	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について							
	事業の目的・目標（対象をどのような状態にしたいのか）							活動指標名(式)								
	○保護者の就労・疾病等により、保育に欠ける乳幼児を、区内公立保育所以外の保育所に入所させた場合に、その保育所に対し運営費を支払うことにより、保育所運営の安定及び入所児童の安全で快適な保育を確保します。							(1)	延入所児童数							
	活動内容（事務事業の内容、やり方、手順）							成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標							
	○認可保育所に対し、保育に欠ける児童の入所人数や職員配置に応じて、国及び杉並区で定めた保育所運営費を支払う。							成果指標名(1)	入所実施率							
								算定式・指標の説明等	延入所児童数÷延入所申込児童数(延入所児童数+延待機児童数)							
								成果指標名(2)								
								算定式・指標の説明等								
	区分		単位	20年度	21年度			22年度		23年度 計画	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %					
指標	活動指標(1)	①	人	14,049	14,004	14,649	14,868	15,166	16,608	102.0						
	活動指標(2)	②														
	成果指標(1)	③	%	97.9	100.0	98.8	100.0	99.1	100.0	99.1						
	成果指標(2)	④														
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	1,734,358	1,817,704	1,812,292	1,913,710	1,886,104	2,067,282	22年度予算執行率%	98.6					
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項						
	(内)委託費	⑦	千円	0	0	0	0	0	0							
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.84 0.00	0.84 0.00	0.84 0.00	0.84 0.00	0.64 0.00	0.44 0.00							
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	7,602	7,458	7,458	7,493	5,709	3,925						
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0						
	総事業費	⑪	千円	1,741,960	1,825,162	1,819,750	1,921,203	1,891,813	2,071,207							
	単位あたりコスト	⑫	円	123,992	130,331	124,223	129,217	124,740	124,711							
		(⑪-⑥)÷①														
	財源	受益者負担分	⑬	千円	273,431	269,980	291,345	278,840	305,227	323,806						
		国からの補助金等	⑭	千円	374,504	377,357	375,286	403,784	353,438	410,677						
		都からの補助金等	⑮	千円	173,326	180,286	180,813	195,027	211,103	201,513						
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0						
		特定財源計	⑰	千円	821,261	827,623	847,444	877,651	869,768	935,996						
		差引:一般財源	⑱	千円	920,699	997,539	972,306	1,043,552	1,022,045	1,135,211						
		受益者負担比率⑬÷⑪	%	15.7	14.8	16.0	14.5	16.1	15.6							

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 281

2 2 年 度 の 事 業 実 施 状 況	(1)主な取組み ※(執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	内 容		規 模	単 位	事 業 費(千円)
		委託費・国基準運営費 (執)	15166	人	1,317,295	
	委託費・区加算運営費 (執)	15166	人	568,809		
	その他 ()					0
	(2)事業実績	社会情勢の変化により保育需要は急激に増大しましたが、私立認可保育所及び区外認可保育所への運営費を支払うことにより、安定した園運営や安全な保育環境を確保しながら、多くの入所児童を受入れることができました。				
協 動 等 点 檢	(1)協働等は実現しているか	十分に実現している	(2)協働等の相手	社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)		
	(3)協働等の形態	協働[補助・助成]	(4)協働等の今後のあり方	実施継続		
事 業 環 境 の 变 化	事業開始当初から現在までの変化	開始当初、保育は措置でしたが、平成9年6月の児童福祉法改正により、保護者が保育所を選択し、区が保育の実施をする方式に変わりました。そして平成12年に、国は保育所の設置主体に対する制限を緩和し、社会福祉法人以外の者が保育事業を行えるようになりました。				
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	待機児童を解消してほしい、長時間保育や一時保育を実施してほしい、といった内容が寄せられています。				
	今後の予測	社会情勢の変化により、保育需要は増大傾向にあり、待機児童の解消とともに多様な保育需要への対応が求められています。				
評価と課題		保育需要は急激に増大しましたが、私立認可保育所及び区外認可保育所への運営費を支払うことにより、安定した園運営や安全な保育環境を確保しながら、多くの入所児童を受入れることができました。				
改 善 ・ 見 直 し の 方 向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
			<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更		<input type="radio"/> 実施方法の変更	
	保育需要の増大に応じて、定員の弾力的運用(定員を超える児童の受け入れ)や定員変更(増加)を実施するとともに、分園の新設を検討します。私立保育園の運営費については、国や都の補助も見込めることから、今後の待機児童対策においては、保育サービスに係る公民の役割分担と責任を明確にしたうえで、私立保育園の増設、既存保育室の私立保育園分園化などを進めることを検討していきます。					
特記事項						

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	認証保育所運営			款	4	項	2	目	1	事業	24	整理番号	284		
担当部課名	保健福祉部保育課			係名	指導係		連絡先 電話番号		1385	昨年度 整理番号	278				
上位施策No・施策名	24 保育の充実							予算事業区分		既定事業					
	事業開始	平成	▼	13	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実施計画事業分野	2	政策番号	2	施策番号	1	事業コード	5	
対象 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理							根拠 法令 等	(1)	杉並区認証保育所事業実施要綱						
団体:都が独自の基準により認証した保育所(ただし杉並区外の施設については、杉並区民在籍施設) 個人:認証保育所入所者								(2)	東京都認証保育所事業実施要綱						
事務事業の概要	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)							活動指標名(式)							
	○都独自の設置基準及び都と区が連携して運営指導することにより、認証保育所の保育サービス水準を維持向上させるとともに、区民の多様なニーズに応え、待機児解消を図ります。							(1)	区内認証保育所の受託児童数						
	○認証保育所入所者を対象に保育料の負担軽減を図るために、保育料の一部助成を行う。							(2)	区内認証保育所数						
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)							成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標						
	○都と区で、認証保育所を駅前に開設した場合に開設準備経費として改修経費を補助するとともに、入所児童数に応じて運営費を補助する。							成果指標名(1)	区民受託率						
	○認証保育所入所者を対象に保育料の負担軽減を図るために、保育料の一部助成を行う。							算定式・指標の説明等	区内認証保育所の杉並区に住所を有する児童の延受託児童数÷延定期員数						
								成果指標名(2)							
								算定式・指標の説明等							
	区分		単位	20年度	21年度			22年度		23年度	計画	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %			
				実績	計画	実績		計画 (目標値)	実績						
指標	活動指標(1) ①		人	3,494	4,697	4,572	5,626	5,358	6,558	95.2					
	活動指標(2) ②		所	11	14	14	16	15	18	93.8					
	成果指標(1) ③		%	96	96	93	96	93.1	96	97.0					
	成果指標(2) ④														
総事業費・コスト把握	事業費 ⑤		千円	531,401	723,237	723,058	918,646	917,877	1,114,362	22年度予算執行率%			99.9		
	(内)投資的経費等 ⑥		千円	0	0	0	0	0	0	特記事項					
	(内)委託費 ⑦		千円	169	112	112	169	169	128						
	職員数(常勤 非常勤) ⑧		人	1.00	0.00	1.00	0.00	1.00	0.20	1.00	0.20	0.70	0.10	0.50	
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含) ⑨		千円	9,050	8,879	8,879	8,920	6,244	4,460					
		(内)非常勤職員分 ⑩		千円	0	0	559	590	295	295					
	総事業費⑤+⑨+⑩ ⑪		千円	540,451	732,116	732,496	928,156	924,416	1,119,117						
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷① ⑫		円	154,680	155,869	160,213	164,976	172,530	170,649						
	財源	受益者負担分 ⑬		千円	0	0	0	0	0	0					
		国からの補助金等 ⑭		千円	300	0	0	0	0	0					
		都からの補助金等 ⑮		千円	0	0	3,340	0	0	0					
		その他の補助金等 ⑯		千円	0	0	0	0	0	0					
		特定財源計 ⑰		千円	300	0	3,340	0	0	0					
		差引:一般財源⑪-⑯ ⑲		千円	540,151	732,116	729,156	928,156	924,416	1,119,117					
受益者負担比率⑬÷⑪		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 284

2 2 年 度 の 事 業 実 施 状 況	(1)主な取組み ※(執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	内 容		規 模	単 位	事 業 費(千円)
		認証保育所運営費等補助	74	所	656,604	
	認証保育所等保育料補助	7046	人	211,075		
	認証保育所新規施設の開設準備経費	2	所	42,547		
	施設賃貸料、事務経費 ほか			7,309		
	その他 ()			342		
	(2)事業実績	待機児童解消へ向けた対策として、認証保育所を新たに1所(高円寺地域)開所しました。 また、認証保育所等保育料補助については、22年度より増額と新たな補助金の支給額区分の設定を行っています。				
協 動 等 点 檢	(1)協働等は実現しているか	(2)協働等の相手				
	十分に実現している	企業・個人事業者((3)へ)				
	(3)協働等の形態	(4)協働等の今後のあり方				
	協働[補助・助成]	実施継続				
事 業 環 境 の 变 化	事業開始当初から現在までの変化	平成13年10月事業開始。平成23年3月現在 認証保育所数15所 入所定員480名				
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	平成18年度より保育料補助制度が開始され、利用者には好評です。一方、待機児童数の増加から、認証保育所整備への要望も増加しています。				
	今後の予測	多様化した保育ニーズへの対応と待機児童の解消へ向けて、認証保育所の整備は今後も計画的に進めいくことになります。				
評価と課題		認証保育所は東京における多様化した保育ニーズへの対応や、待機児童解消を迅速に図るための施設として整備が進められていますが、22年度は新たに1所整備をしました。認証保育所の開所にあたっては、東京都における基準・認証スケジュールに基づいて進めるものであることから、待機児童の状況などを把握しながら、計画的に進めていく必要があります。また、既存の施設が平成22年度で15所となり、保育の質の維持や事故等の防止のため引き続き都と連携して厳正な指導監督を行います。				
改 善 ・ 見 直 し の 方 向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 實施方法の変更			
認証保育所は駅前中心の立地、付加サービスの実施など、大都市の実情を踏まえ多様な保育ニーズに対応できる施設として保護者の評価も高く、この間増設に努めてきましたが、保育需要が高まるなかで3歳児以上の受入施設確保等の課題もあり、今後の増設については、近隣の保育施設の状況等も踏まえ、慎重に進めていきます。						
なお、認証保育所等保育料補助金については、平成22年度に増額と新たな補助金額の設定を行い、総体として認可保育園の負担レベルと均衡を図っていますが、より負担の公平性の徹底を進めるため、保育料のあり方について総合的に検討します。						
特記事項						

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	グループ保育室の運営			款	4	項	2	目	1	事業	26	整理番号	286			
担当部課名	保健福祉部保育課			係名	指導係		連絡先 電話番号		1389	昨年度 整理番号	280					
上位施策No・施策名	24 保育の充実							予算事業区分		既定事業						
	事業開始	平成	▼	13	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実施計画事業分野	2	政策番号	2	施策番号	1	事業コード	6		
対象 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理 子供の保育について、資格や技能経験を有する者で、定められた基準を満たし、区長が認定した者							根拠法令等	(1)	杉並区グループ保育事業運営要綱							
事務事業の概要	事業の目的・目標（対象をどのような状態にしたいのか） ○保育需要の高い乳幼児保育の待機児解消と、創意工夫のある保育により、児童福祉の向上を図ります。							活動指標名(式)								
								(1)	延受託児童数(グループ保育室)							
								(2)								
	活動内容（事務事業の内容、やり方、手順） ○区が保育施設を整備し、育成した保育者グループに保育施設の運営を委託します。							成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標							
								成果指標名(1)	受託率(グループ保育室)							
								算定式・指標の説明等	延受託児童数÷延定員数							
								成果指標名(2)								
								算定式・指標の説明等								
	区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度 計画	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %					
				実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績								
指標	活動指標(1)	①	人	513	540	538	540	539			540	99.8				
	活動指標(2)	②	人		180	167	349					0.0				
	成果指標(1)	③	%	109	115	115	115	100			100	86.8				
	成果指標(2)	④	%	—	100	92	100					0.0				
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	42,085	360,152	331,712	55,589	52,822	55,664	22年度予算執行率%	95.0					
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項						
	(内)委託費	⑦	千円	35,502	97,609	82,942	39,178	39,053	39,178							
	職員数(常勤・非常勤)	⑧	人	0.60	0.00	1.88	36.10	2.25	44.70	0.70	0.20	0.50	0.10	0.50	0.10	
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	5,430	16,693	19,978	6,244	4,460	4,460						
	人件費	(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	100,827	124,847	590	295	295						
	総事業費⑤+⑨+⑩		⑪	千円	47,515	477,672	476,537	62,423	52,822	60,419						
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①		⑫	円	92,622	884,578	885,757	115,598	98,000	111,887						
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0	0						
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0	0						
		都からの補助金等	⑮	千円	18,772	0	43,939	0	20,609	0						
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0						
		特定財源計	⑰	千円	18,772	0	43,939	0	20,609	0						
		差引:一般財源⑯-⑰	⑱	千円	28,743	477,672	432,598	62,423	32,213	60,419						
		受益者負担比率⑬÷⑪	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 286

2 2 年 度 の 事 業 実 施 状 況	(1)主な取組み ※(執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	内 容		規 模	単 位	事 業 費(千円)
		保育委託経費	539	人	38,570	
	格差是正保育料補助	52	人	11,920		
	運営経費 ほか			2,332		
	その他 ()			0		
	(2)事業実績	平成22年4月から両グループ保育室の定員を3名ずつ増員しました。				
協 動 等 点 檢	(1)協働等は実現しているか 十分に実現している	(2)協働等の相手 企業・個人事業者((3)へ)				
	(3)協働等の形態 協働[委託]	(4)協働等の今後のあり方 実施継続				
事 業 環 境 の 变 化	事業開始当初から現在までの変化	グループ保育室は平成13年12月の新規開設当初から保護者には好評の事業であり、予定を早めて平成17年6月に2所目を開設。こちらも順調な運営状況の中で、待機児解消に向けて、定員の弾力化を2回に分けて実施しました。平成22年4月から2所とも定員を3名ずつ増員しました。				
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	グループ保育室は、施設も大きく、明るい雰囲気の施設で、見学に訪れる保護者のほとんどが入所を決めています。2所とも受託率は高く、受託満了期までの入所を希望する保護者は多いが、3歳からの認可保育所の受託が約束されているものではないことが難点です。				
	今後の予測	両グループ保育室とも好評のため、今後も受託率はほぼ安定するものと思われます。さらなる保育内容の充実を図ります。				
評価と課題		両グループ保育室とも、保護者から好評で、安定した運営をしています。グループ保育室は2歳児までの受託のため、3歳児以降の受け入れ先の確保が課題です。				
改 善・見 直し の 方 向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
	II 事業の改善		<input type="radio"/> 事業内容の変更	<input type="radio"/> 実施方法の変更		
	グループ保育室は区民のグループが保育を実施する協働型の地域に密着した保育施設として実績をあげてきたが、平成21年度の家庭福祉員事業の見直しにより、地域人材による保育施設という点で、性格が似かよったものとなっており、今後のあり方について整理、見直しが必要となっています。このため、当区の保育施策全体の中での本事業の意義・役割を明確にしたうえで、グループ保育室、家庭福祉員双方のメリットを活かしながらより一層発展させる方向で、施設(事業)のあり方についての検討・見直しを行います。					
特記事項						

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	杉並区保育室の運営			款 4 項 2	目 1 事業 38	整理番号	298			
担当部課名	保健福祉部保育課			係名 保育施設設計画	連絡先 電話番号 1388	昨年度 整理番号	新			
上位施策No・施策名	24 保育の充実				予算事業区分	新規事業				
	事業開始 平成 ▼ 22 年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業 分野	政策 番号	施策 番号	事業 コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業			
事務事業の概要	対象 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理 ○保護者が昼間に常態的に労働しているなどで保育に欠けている児童 ○保育施設を運営する民間事業者	根拠 法令等 (1) (2)	杉並区保育室事業実施要綱							
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか) ○待機児解消のための緊急対策として、杉並区保育室の整備・運営を行います。	活動指標名(式) (1) 区保育室数 (2)								
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順) ○区施設の空きスペースや民間の空き店舗等を活用し、保育室の整備を行う。 ○区が運営する直営型保育室と民間事業者に運営を委託する委託型保育室により保育室を実施する。	成果指標 成果指標名(1) 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 定員増を図れた人数(区保育室定員数)							
	区分	単位	20年度 実績	21年度 計画	22年度 実績	23年度 計画	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %			
指標	活動指標(1) ①				13	13	17	100.0		
	活動指標(2) ②									
	成果指標(1) ③				349	351	529	100.6		
	成果指標(2) ④									
総事業費・コスト把握	事業費 ⑤	千円			436,994	366,850	398,227	22年度予算執行率% 83.9		
	(内)投資的経費等 ⑥	千円			0	0	0	特記事項		
	(内)委託費 ⑦	千円			83,505	76,270	77,128	本事業「杉並区保育室の運営」は、22年度にグループ保育室の運営から独立して設置した。		
	職員数(常勤 非常勤) ⑧	人			0.30	0.00	1.78	63.20	2.58	85.50
	人件費 (内)常勤職員分(超勤分含) ⑨	千円	0	0	0	2,676	15,878	23,014		
	(内)非常勤職員分 ⑩	千円	0	0	0	0	186,440	252,225		
	総事業費⑤+⑨+⑩ ⑪	千円	0	0	0	439,670	569,168	673,466		
	単位あたりコスト (⑪-⑥)÷① ⑫	円			33,820,769	43,782,154	39,615,647			
	財源 受益者負担分 ⑬	千円			0	0	0			
	国からの補助金等 ⑭	千円			0	0	0			
財源	都からの補助金等 ⑮	千円			0	0	0			
	その他の補助金等 ⑯	千円			0	0	0			
	特定財源計 ⑰	千円	0	0	0	0	0	0		
	差引:一般財源 ⑲	千円	0	0	0	439,670	569,168	673,466		
	受益者負担比率⑬÷⑪	%			0.0	0.0	0.0			

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 298

2 2 年 度 の 事 業 実 施 状 況	(1) 主な取組み ※(執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	内 容		規 模	単 位	事 業 費(千円)
		直営型保育室(執)	6	園	66,748	
		委託型保育室(執)	7	園	300,100	
		その他 ()	2			
	(2) 事業実績	直営型保育室は、21年度に開所した5園に加え、新たに1園が開所し6園(定員数138人)となりました。また、委託型保育室は、21年度に開所した3園に加え、新たに4園が開所し7園(定員数225人)となりました。				
協 動 等 点 檢	(1) 協働等は実現しているか 一部実現している	(2) 協働等の相手 企業・個人事業者((3)へ)				
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%以上に相当]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続				
事 業 環 境 の 变 化	事業開始当初から現在までの変化	長期の経済状況の低迷により保育需要が急増したことから、区では待機児童を解消するための緊急対策として、区保育室の整備を進め、22年度までに13箇所の保育室を開所しました。区保育室の設置基準は認可保育園の基準を準用しており、良好な保育環境を確保しています。				
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	保育園待機児解消の緊急対策として短期間で保育室を整備することで、待機期間が短縮できたため好評でした。				
	今後の予測	今後も保育需要は、増加するものと思われます。				
評価と課題		保育園待機児解消の緊急対策として20年度から保育室の整備を進め、351人(13所)の定員増を図りました。今後は、暫定施設として設置している区保育室の今後のあり方について、抜本的に検討していく必要があります。				
改 善 ・ 見 直 し の 方 向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更			
	20年度から整備を進めてきた区保育室は、5年間程度の暫定的な設置を前提としており、初期施設は3年目を迎えたことから、今後の保育室のあり方についての検討が急務となっています。区保育室のあり方については、今後策定する予定の保育に関する新たなプランの中で、認可保育園の分園化や区立施設の有効活用による再配置等、総合的に検討のうえ再構築を図っていきます。					
特 記 事 項						

保育施設の利用者負担

区内の保育施設等

- 保育施設等の種類と区内における設置状況（資料1）
- 保育施設等の就園状況（資料2）

保育をめぐる状況

- 保育の充実・待機児童対策関連経費は年々増加（資料3）
- 大都市圏の状況を踏まえ、認可保育園のほか、区保育室、認証保育所など多様な保育施設を整備（資料4）
 - ⇒ 建設用地の不足、急増・多様化する保育ニーズに迅速に対応する必要性
- 「頑張れば頑張るほど」子育て世帯の転入や保育需要が増え、厳しい状況に
 - ⇒ 国や都の広域的な対応・支援が不可欠
- 国の「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進行中

課題1 負担水準の妥当性

保育施策経費が年々増加する中で、認可保育園保育料は平成9年3月の改定以降、現在まで据え置き

- ⇒ 区立認可保育園の事業コストに占める保護者負担割合は約1割（資料5）
- ⇒ 認可保育料決定は自治事務（区が決定）
- ⇒ 最高階層区分（D21）に該当する利用者人数が最大（資料6）
- ⇒ 他自治体の一部では既に見直しを実施（資料7）

課題2 負担の公平性

多様な保育施設整備が進む一方、保育料体系は別々。認可の負担レベルを基本に保護者補助金で負担の均衡確保に努めるものの、完全な均衡には至らず（資料8）

- ⇒ 認可は所得等に応じて26区分の保育料。区保育室（委託型）、認証保育所等は3区分の保護者補助金
- ⇒ 他の就学前施設との均衡
- ⇒ 子ども・子育て新システムにおける「公定価格」

「子ども・子育て新システム」（案）

～社会全体で子ども・子育てを支援～

- 認可制度 ⇒ 指定制度へ
- こども園給付、公定価格による給付の一体化
- 総合施設（仮称）による幼保一体化



平成25年4月
施行予定

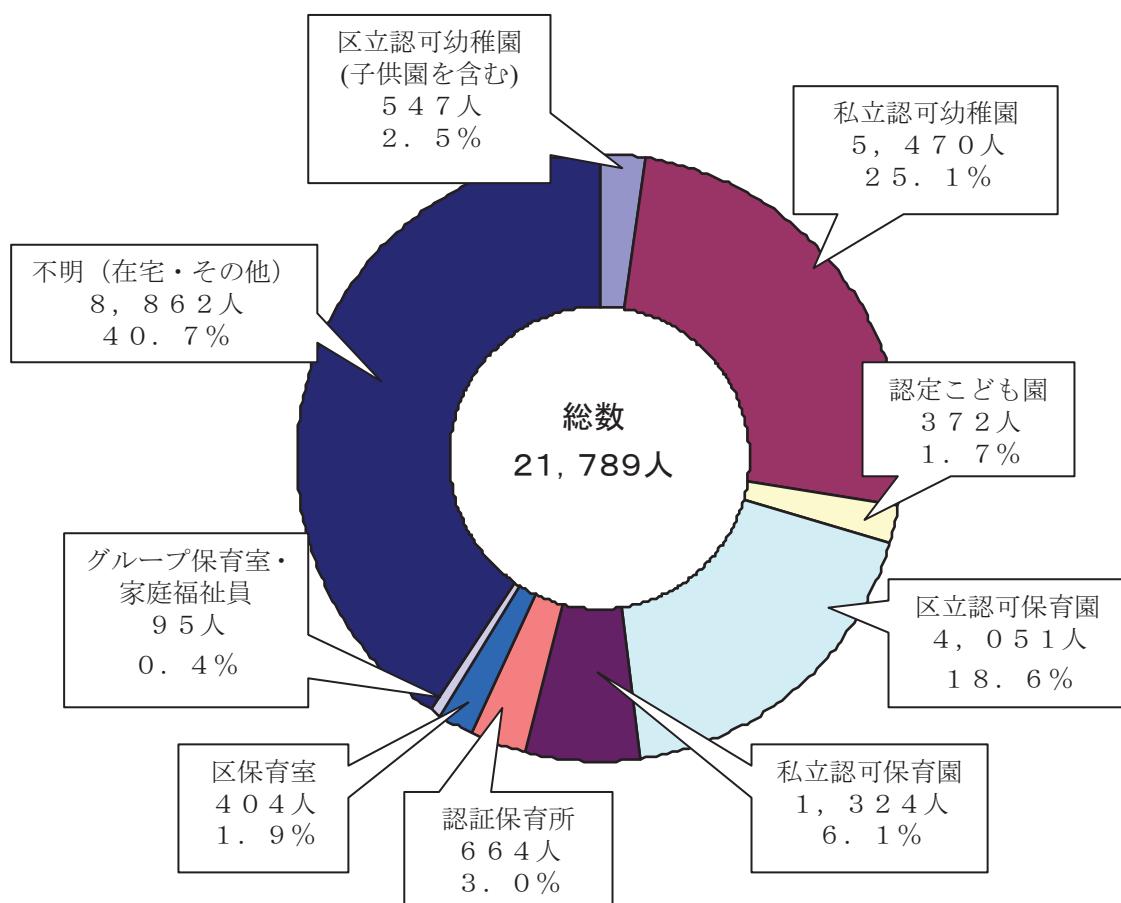
保育施設等の種類

平成23年4月1日現在

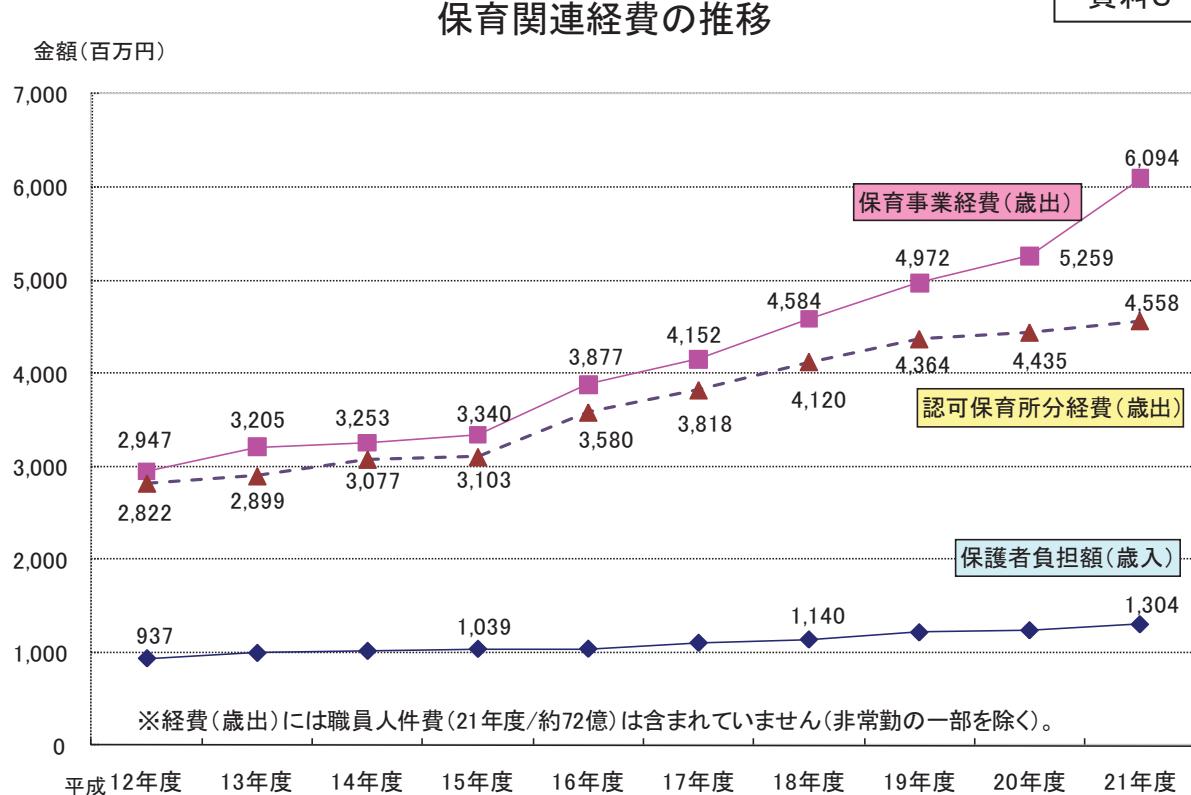
保育施設の種類	定義	対象児童	区内施設	
			施設数、定員	保育料月額(円) (1日11時間・週5日)
認可保育所	国の認可基準を満たし、知事の認可を受けた保育施設	就学前の保育に欠ける児童	61園、5,334人 ・区立44園、4,017人 ・私立17園、1,317人	0~57,500 年齢・負担能力に応じて
認証保育所	都独自の制度で、国より緩やかな設置基準を満たした保育施設	0~5歳児 ※B型は0~2歳児	16園、503人 ・A型12園、424人 ・B型4園、79人	61,000~71,000 ※区内認証保育所の例
杉並区保育室 H20年度~	杉並区が待機児童解消の緊急対策として設置した独自の保育施設	0~5歳児 ※保育要件が必要 ※施設により受け入れ年齢が異なる	13園、477人 ・直営6園、136人 ・委託10園、341人	0~36,500(直営) 年齢・世帯年収等に応じて
グループ保育室	区が整備した保育施設を、委託保育者グループが運営し、保育を行う施設	0~2歳児 ※保育要件が必要	2園、45人	実負担額は杉並区保育室と同じ
家庭福祉員	一定の資格を持ち、区長の認定を受けた方が家庭的雰囲気を大切に保育を行う施設	0~2歳児 ※保育要件が必要	12園、55人 (8名+4グループ)	23,000 ※預かり時間は8時30分~17時
杉並区立子供園 (長時間保育) H22年度~	杉並区独自の幼保一体化施設 ※区立幼稚園から移行	3~5歳児	3園、42人 外、長時間保育未実施1園	0~24,500 世帯年収等に応じて
幼稚園(区立)	知事の認可を受け、義務教育の基礎を培うための保育を行う施設	4,5歳児	2園、256人	8,000
認定こども園 (長時間保育)	就学前の子どもを、保護者の就労に関らず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する保育施設	0~5歳児 ※施設により受け入れ年齢が異なる	2園(私立)、56人	58,720 ※私立幼稚園保護者補助金制度あり
私立幼稚園 (預かり保育/区助成分)	幼稚園教育時間終了後も引き続き在園児を夕方まで預かる幼稚園	3歳~5歳児	2園、40人	41,000 ※私立幼稚園保護者補助金制度あり

資料2

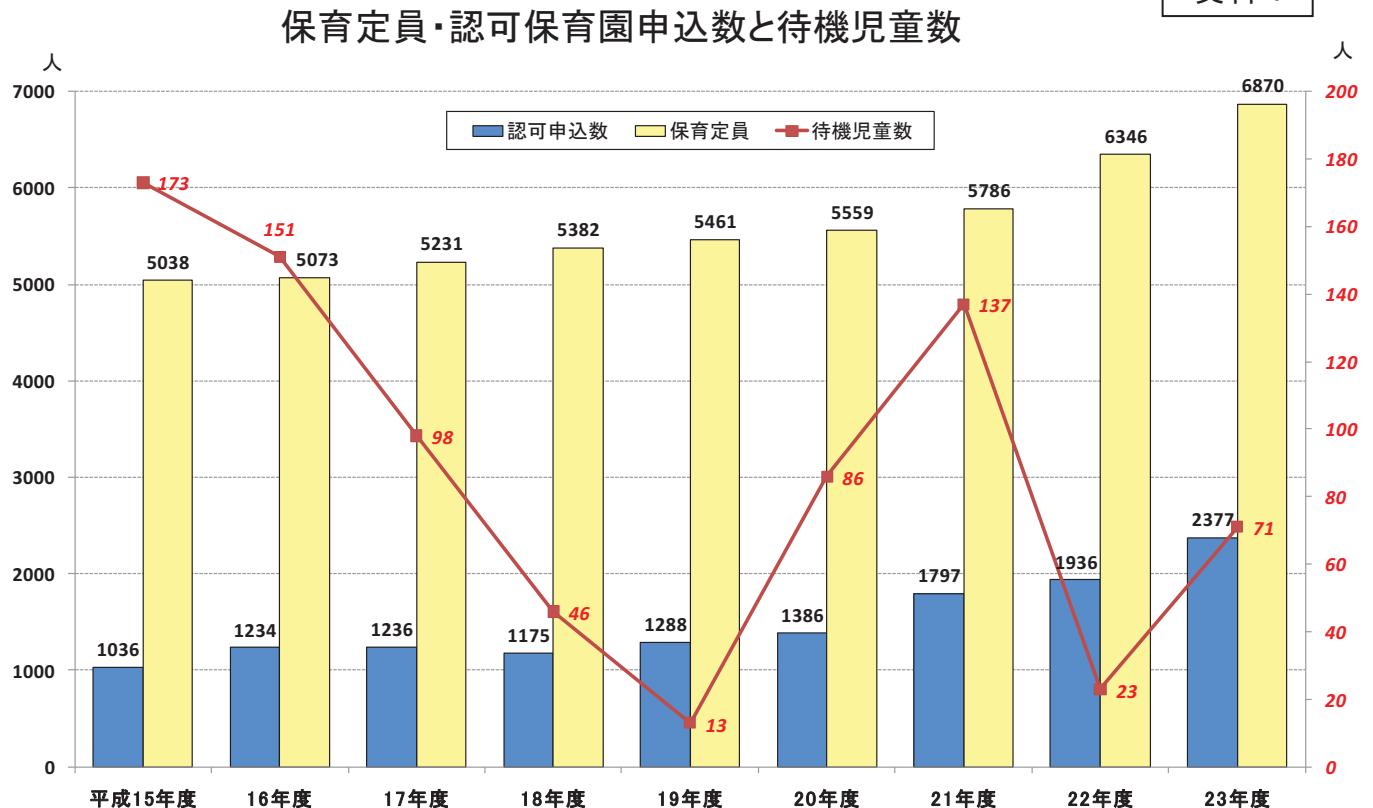
杉並区における保育施設等への就園状況(0～5歳児)



資料3



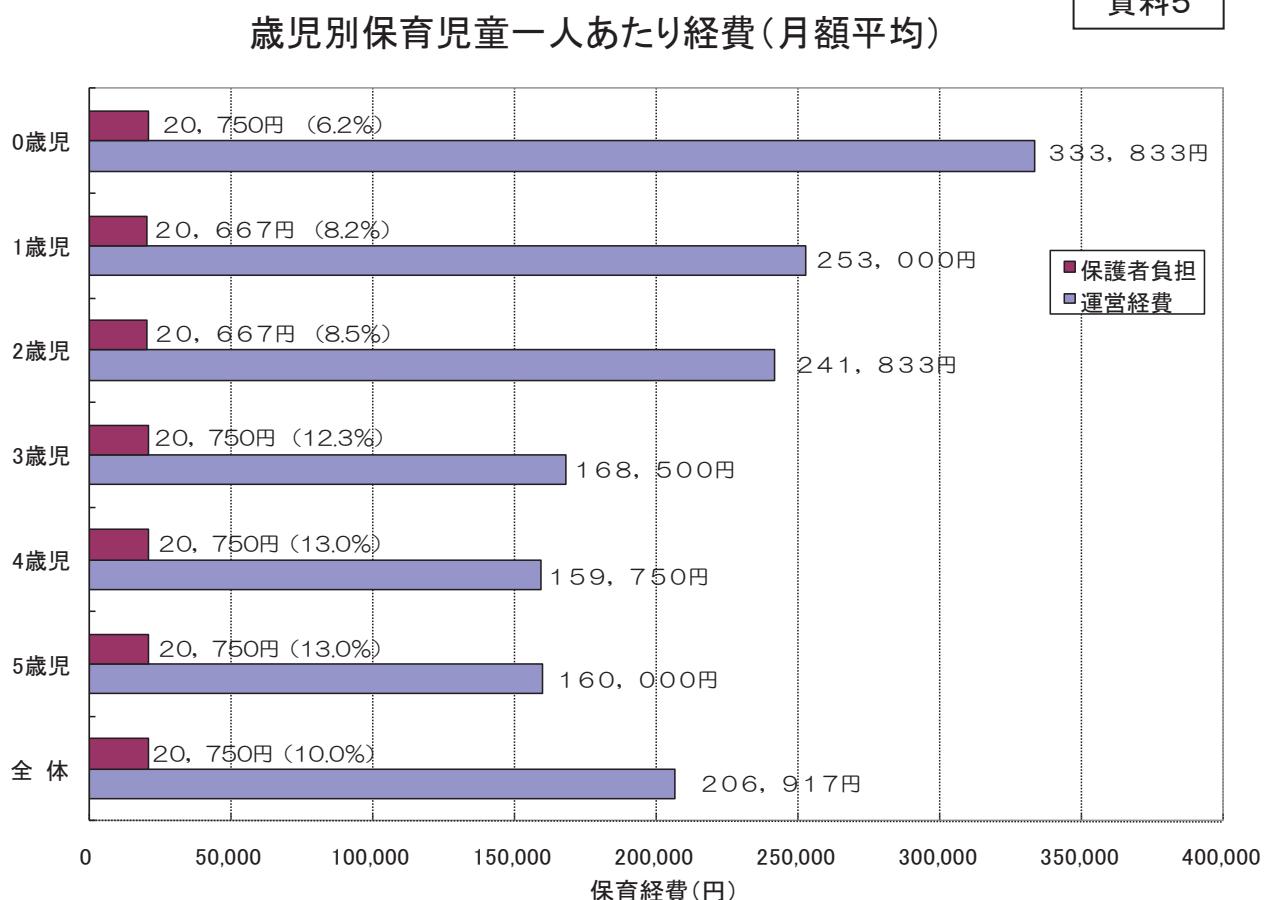
資料4



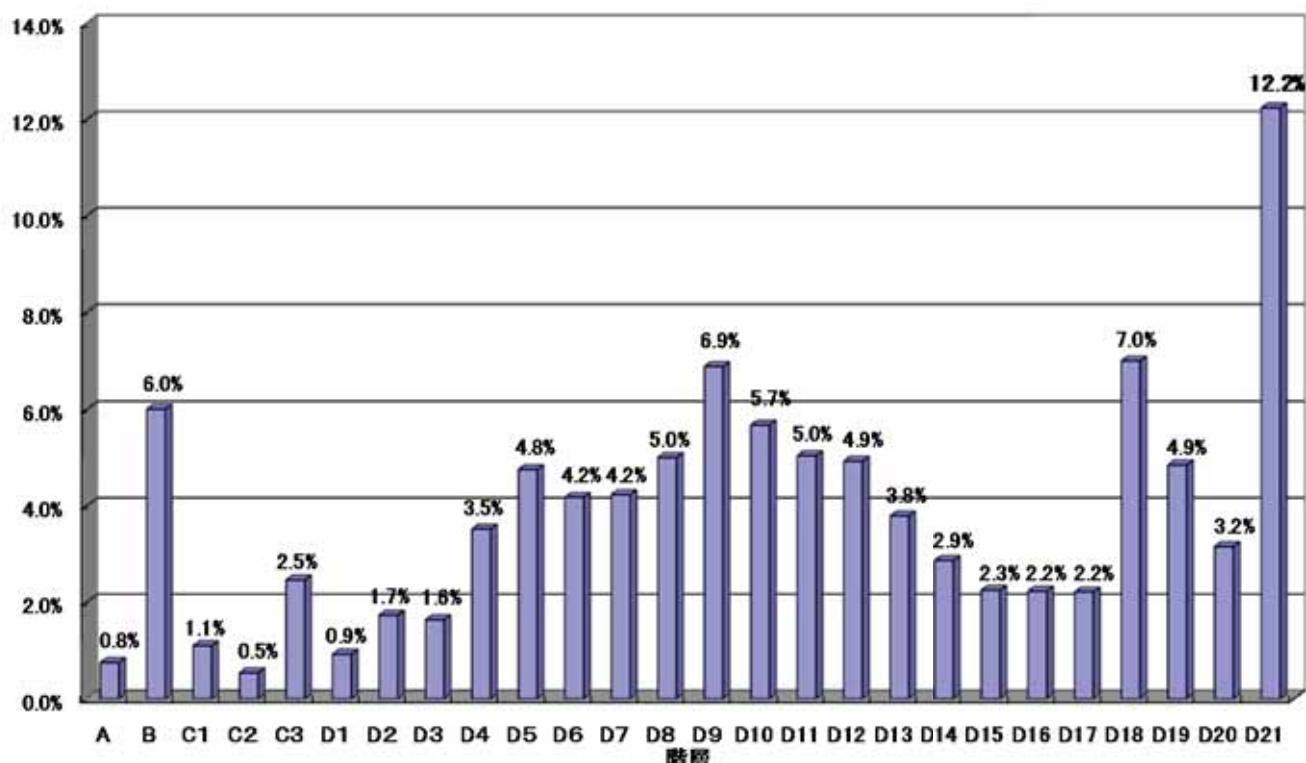
※保育定員：認可、認証、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、認定こども園、区立子供園(長時間)、私立幼稚園預かり保育(区助成分)の合計(整備予定含む)

※認可保育園申込と待機児童数は各年4月

資料5



保育料階層別の児童分布(21年度)

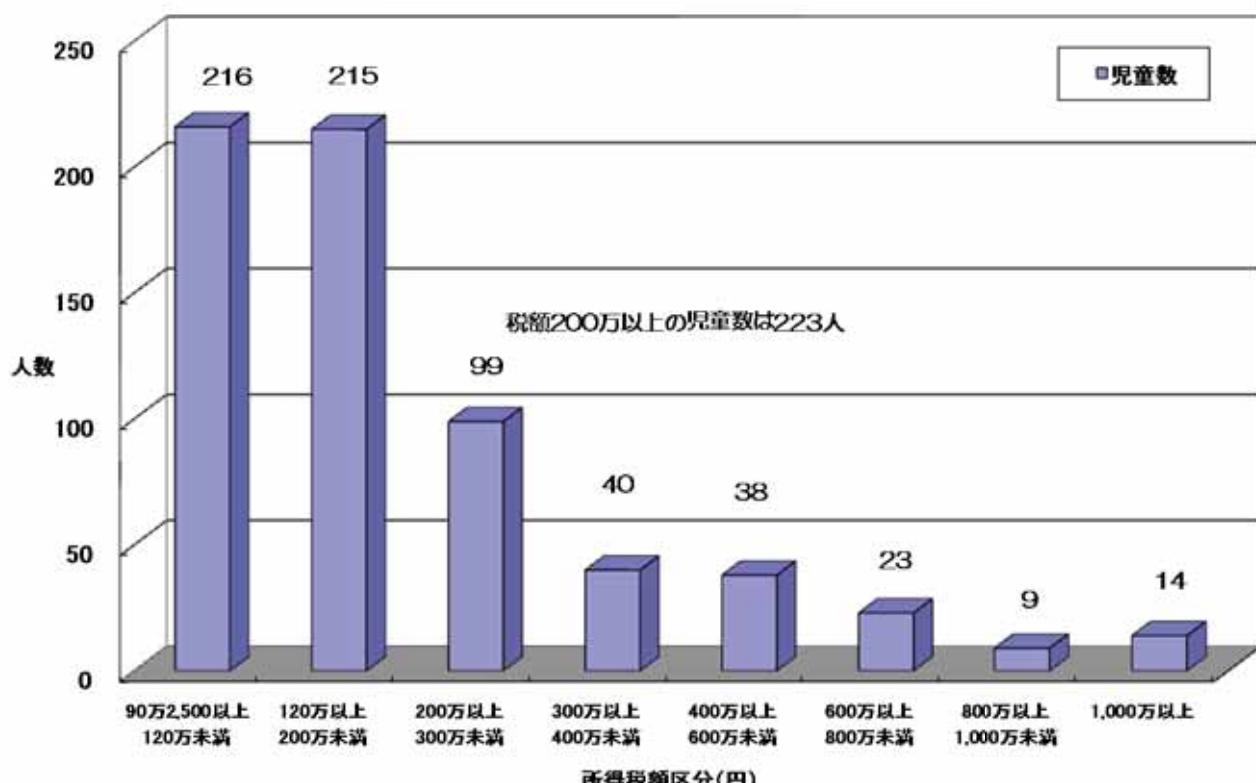


年収と階層(参考値)

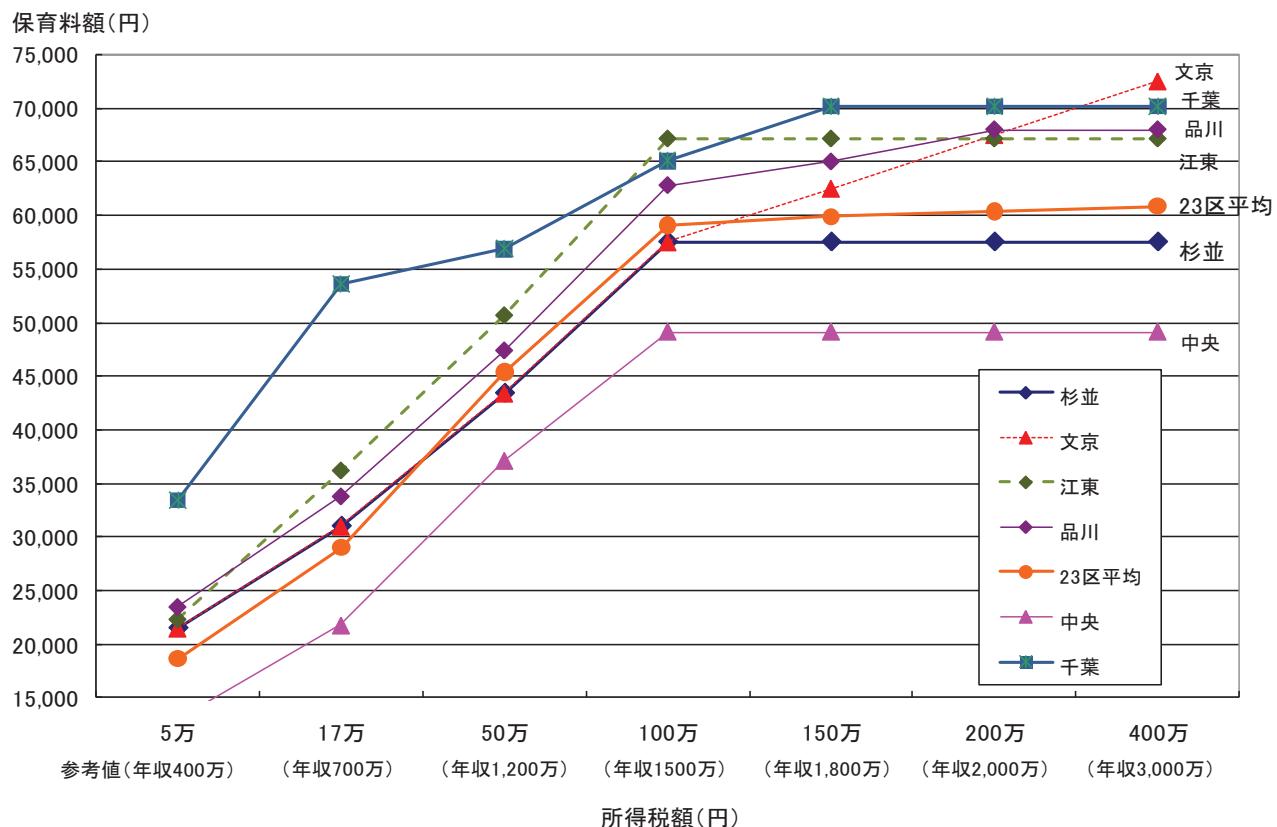
階層	B	C	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	D10	D11	D12	D13	D14	D15	D16	D17	D18	D19	D20	D21
年収(万円)	200未満	200	300	400	500	600	700	(平均値)	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500以上							

※両親と幼児1人世帯の参考値

D21階層／所得税額別児童分布



各区の所得税別保育料状況(3歳未満児)



認証保育所等の保育料の一部助成金額(抜粋)

(1) 認証保育所に入所している場合

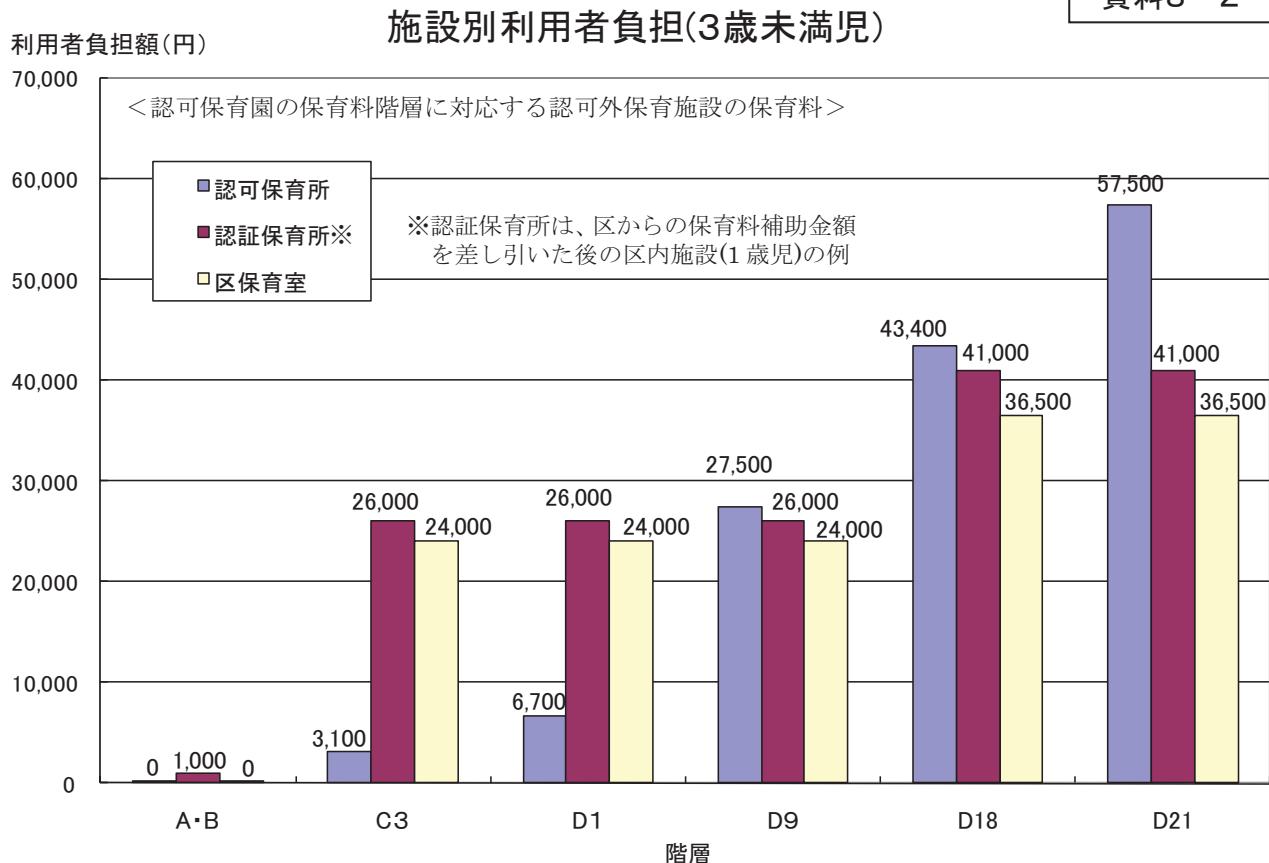
児童の年齢＼世帯年収	A・B 階層	700万円未満	700万円以上
0～2歳	上限 65,000円	40,000円	25,000円
3歳以上	上限 45,000円	35,000円	20,000円

(2) 杉並区グループ保育室及び杉並区保育室（委託型）に入所している場合

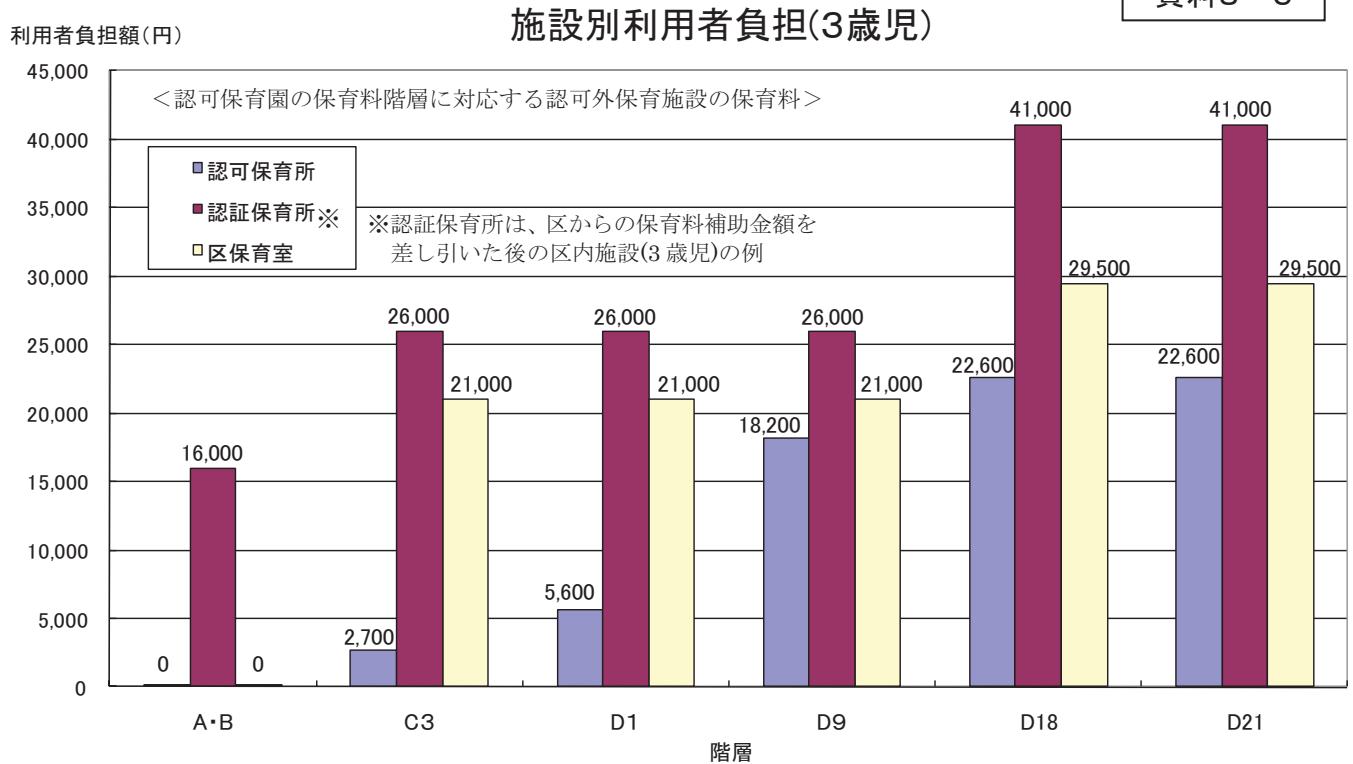
児童の年齢＼世帯年収	A・B 階層	700万円未満	700万円以上
0～2歳	上限 54,000円	30,000円	17,000円
3歳以上	上限 31,000円	10,000円	1,500円

※ (1)、(2)とも月160時間以上の月極め保育契約により入所していることなどが条件となります。

資料8-2



資料8-3



【資料2】事務事業等の外部評価 傍聴者アンケート集計結果

○傍聴者数 54人（7月29日=28人、7月30日=26人）

○アンケート回答者数 19人

あなたがお住まいの地域をお聞かせください。

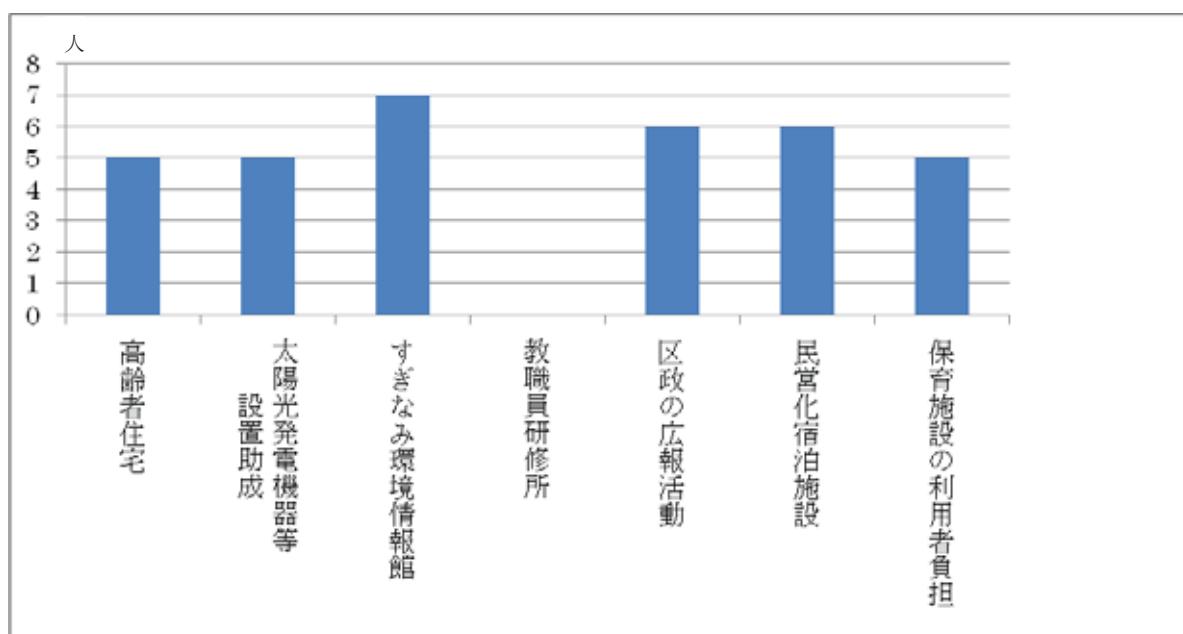
杉並区内 15人 杉並区外 4人

「事務事業等の外部評価」の実施をどちらでお知りになりましたか

広報「すぎなみ」 11人 区ホームページ 4人

新聞 0人 知人 3人 その他 2人 未回答 1人

Q1 「事務事業等の外部評価」対象事業のうち、どの事業を傍聴されましたか



Q2 資料の内容はいかがでしたか

大変わかりやすい 1人 わかりやすい 9人 わかりにくい 10人

未回答 1人

<主な意見・感想>

- 区HPにも載っていたが、写真つきでわかりやすかった。
- 配布資料とパワーポイントが重なっていて大変わかりやすい。
- パワーポイントの資料と配布資料が違っているもの多かった。
- 各テーマ毎に統一性あるレイアウト、構成になっていない。
- パワーポイントと資料が一致していない。

Q3 区側の説明内容はいかがでしたか

- 大変わかりやすい 1人 わかりやすい 8人 わかりにくい 9人
未回答 2人

<主な意見・感想>

- 論点がわかりやすい。
- 全テーマとも過不足。背景・実態・るべき姿等に深く思考しPDCAをベースとした取り組みをされているとは判断できず、不出来である。
- 委員に遠慮があるような気がした。
- 初めての者にはわかりづらい説明である。
- 歯切れがよくない。

Q4 1項目あたりの評価時間はいかがでしたか

- 長い 0人 ちょうどよい 16人 短い 3人

Q5 「事務事業等の外部評価」について、ご意見・ご感想をお聞かせください。

<主な意見・感想>

- 大変興味深かった。
- 日頃感じていたことを発言していて納得している。
- 来年度以降も継続実施してほしい。
- 初めて傍聴したが、事業数・時間ともに適切だと思う。
- 指摘に対して、仕分け対象がどういう対応をしたか広報でしっかり教えてほしい。
- 仕分けの広報が小さすぎる。気づかない。
- ピントが合った討論が少ない。
- 評価委員の考え方によって大きく左右される。そう考えると評価委員選定は大きな課題かと思う。
- 区民に評価委員の人選を問うなどで、自他共に厳しい視点でこれからのあるべき姿を深化、構築されたい。
- 委員から良い意見があったので、実際の行政に反映できるか否か、非公開の場でつめていただきたく思います。
- 傍聴者の意見も聞いたらどうか。

【資料3】平成22年度事務事業等の外部評価対象事業—その後の経過—

〈平成24年2月現在の取組状況〉

(1) コールセンターの運営

区の対処方針	<p>コールセンターについては、区民の利便性の向上のために実施した事業であるが、利用実績を踏まえた事業の効果把握や費用対効果の観点からの検証が十分ではなかった。</p> <p>同センターの利用実態等を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当面、受付時間や取扱業務を変更し、経費節減を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ①23年4月から、コールセンター受付時間（現行：7時～23時）を「8時から20時」に短縮する。 ②24年1月から、粗大ごみの受付をコールセンター取扱い業務から分離し、別途業務委託する。 (2) コールセンター事業について、改めて区民の利便性確保と費用対効果の観点から検証を行うとともに、そのあり方について存廃を含めて、抜本的に見直す。（23年9月目途に検討）
その後の経過	<ul style="list-style-type: none"> (1) 取扱い業務の変更 <ul style="list-style-type: none"> ①コールセンター受付時間の変更 (H23. 4 から時間変更 7～23時 → 8～20時に短縮) ②粗大ごみ受付業務を分離し、委託による単独の運営 (H24. 1 開設) (2) 運営のあり方検討結果 必要な代替措置を実施することを前提に、コールセンターについて、平成23年度をもって廃止。(H24. 1 から区民周知開始)

(2) 子育て応援券

区の対処方針	<p>子育て応援券事業により、子育て家庭の地域との関わりの促進、子育て支援サービスの基盤整備などが一定程度図られてきたが、子育て支援をめぐる多様な課題があるなかで、事業目的・内容等を検証すべき時期にきている。</p> <p>国・子ども手当の支給を機に導入した有償化等の影響を把握した上で、事業の目的と効果を検証するとともに、子ども・子育て支援策全体の中での位置づけ等、今後の事業のあり方を検討し、抜本的な見直しを行う。（23年9月目途に検討）</p>
その後の経過	<p>有償化等の影響の把握に基づく事業の検証結果を踏まえ、以下のとおり事業を見直した。</p> <p>＜見直し内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援券の交付額・交付方法の変更 地域とのつながりがより必要な低年齢児の家庭への重点化を図り、無償交付の対象を0～2歳児に拡大し（無償2万・有償2万）、3～5歳児の交付額を引き下げる（有償2万）。 ・対象サービスの見直し 親の子育て力、地域の子育て力を高めるという事業目的に即したサービスの提供・利用につながるよう、一部サービスを廃止するなど、対象サービス、利用内容を見直す。 <p>＜検討の経過＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年8月 事業の検証結果のとりまとめ。見直しの方針の策定。 ・平成23年11月 見直し内容を決定。 ・平成24年2月 平成24年度からの事業内容の決定

(3) 路上喫煙対策(関連:資源の回収、防犯対策の推進)

区の対処方針	<p>路上喫煙防止、資源持去り防止、防犯対策は、いずれも安全で快適な生活環境をつくる取組であるが、担当部門間の連携や費用対効果の観点から効果的に運用する取組が十分ではなかった。</p> <p>各種パトロール体制については、費用対効果を高める視点から再編し、23年度から一層効果的な活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 路上喫煙対策は、巡回指導（民間委託）等による啓発活動を中心として実施する。過料徴収の取組は、実態を踏まえて効果的に実施する。 (2) 24時間民間委託パトロールについては、資源持去り防止対策に加え、新たな路上喫煙防止の巡回指導を含め、役割を再編し、効果的な運用を図る。 (3) まちの生活安全及び環境美化の取組については、自主防犯組織や町会・自治会、商店街などの自主防犯組織との一層の連携を図る。 (4) 路上喫煙対策指導員及び資源持去り防止指導員は、安全パトロール隊本隊に統合し、生活安全（防犯）対策の強化を図る。
その後の経過	<ul style="list-style-type: none"> (1) パトロール体制の再編・統合（4月） <p>路上喫煙防止及び資源持去り防止の各指導員（5名）は、安全パトロール隊に統合するとともに、新たに区内3か所に設置した「巡回パトロールステーション」を設置することにより、区民からの防犯相談やきめ細かい防犯体制の強化を図った。</p> (2) 路上喫煙防止対策（4月） <p>通勤時間帯や違反行為の多い地域での指導・啓発を強化するなど、メリハリのある取組みを行うものとし、業務委託による啓発活動を中心に、より効果的な対策を実施している。</p> (3) 24時間民間パトロール体制の再編（4月） <p>路上喫煙防止及び資源持去り防止の巡回指導を委託に組込み、防犯パトロール等、他の業務と一体化した効果的な運用体制を図った。</p> (4) 地域との連携による生活安全及び環境美化の取組 <p>町会や自主防犯組織との連携を強化し、地域の力を活かす取組みについて担当課内で検討している。</p>

(4) 緑化助成

区の対処方針	<p>質の高い住宅都市づくりを進めるうえで、民有地のみどりを保全・創出していくことは引き続き重要である。緑化助成制度を改善し、より効果的な支援策になるよう取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「生けがき道づくり」モデル事業について検証するとともに、緑化助成制度全般について、区民が利用しやすい効果的な誘導支援策となるよう検討し、再構築する。また、効果的な周知に努める。（23年9月目途に検討） (2) みどりは区民共有の貴重な財産であるという理解を広めるため、「みどりの顕彰制度」を創設する。 (3) 区全域を緑化地域に指定し、敷地の一定割合の緑化を義務付ける制度の導入の検討を図る。
その後の経過	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緑化助成制度の検討・再構築 <p>緑化助成制度の内容について見直し、24年度より実施予定。</p> (2) 「みどりの顕彰制度」の創設 <p>24年度の区制80周年記念事業とあわせ実施予定。</p> (3) 緑化地域の指定 <p>担当課内で検討プロジェクトチームを設置し、緑化地域制度導入における課題の抽出を行った。</p>

(5) アニメ産業の育成・支援

区の対処方針	<p>アニメ産業が持つ特質から見て、その育成・支援には広域的な取組が必要であり、区が効果的な育成・支援を行うことは困難である。一方で、これまでの取組によって、「アニメのまち杉並」の認知度は向上していると思われる。このため、「アニメの杜」「アニメミュージアム」については、アニメ産業の育成・支援策としては廃止し、アニメを活用した商店街振興等地域の活性化策としての観点で事業を抜本的に見直し・再編する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) アニメ匠塾は22年度をもって廃止する。 (2) 杉並アニメーション・フェスティバルについては、23年度は休止し、地域活性化策として事業見直しを検討する。(23年9月を目途に検討) (3) 杉並アニメミュージアムについては、今後のあり方を検討する。(23年9月目途に検討)
その後の経過	<p>○これまでのアニメ振興策に加え、アニメの持つ発信力や集客力、まちや人に活気を生む娛樂性の高さが最大限生かされるよう、アニメミュージアムも含めたアニメ施策全体を再構築し、アニメを活用した商店街の活性化、まちのにぎわい創出等について具体策を検討していく。 ○アニメミュージアムについては、施策再構築の間、現状を維持する。 【この間の経過】 ・学識経験者、業界関係者による「杉並区アニメ施策懇談会」の開催 これまでのアニメ施策についての評価と今後のアニメ施策についてご意見(23年8月) ・アニメを活用した商店街の活性化について、複数のアニメ制作会社と商店会へのヒアリング実施(23年9~10月)</p>

(6) 本庁土日開庁

区の対処方針	<p>本庁土日開庁については、実施に当たり、土日に提供する窓口サービスに関し、ニーズの把握及び費用対効果の観点からの検討が十分ではなかった。また、利用者数の実績は、平日比で3割から4割程度となっている。 区民の生活実態、窓口の利用動向を踏まえ、区民の利便性確保と費用対効果の観点から、土日の窓口開設のあり方を検討し、適正な実施内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日曜日の本庁窓口(区民課・区政相談課)は、23年9月末で廃止とする。 (2) 土曜日の窓口対応のあり方については、駅前事務所の開設日・時間、繁忙期対策等を含めさらに検討し、見直す。(23年9月目途に検討)
その後の経過	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日曜日の本庁窓口(区民課・区政相談課) 23年9月末をもって廃止(東日本大震災に伴う節電対策として23年4月10日から前倒しで閉庁実施) (2) 土曜日の窓口対応のあり方(23年10月から執務開始時間を9時に変更) <ul style="list-style-type: none"> ○ 区民課は継続実施 ○ 区政相談課は23年10月から専門相談のある第1・第3土曜日の開庁実施 ○ 日曜日に実施している地下駐車場、区民ギャラリー及びロビー活用等の事業を廃止 (3) 区民課のサービスのあり方について <ul style="list-style-type: none"> ○ 利便性の向上と来所者の本庁集中化傾向の解消などの観点から、区民事務所・分室、駅前事務所の適正配置について検討を行う。 ○ 利便性の観点から、自動交付機の設置場所等について見直しを行う。

(7) 急病医療情報センター

区の対処方針	<p>東京都による医療機関案内や医療相談事業の充実が図られるなど、事業開始時とは状況が変化している。</p> <p>急病医療情報センター事業については、</p> <p>(1) 当面、23年4月から、サービス開設日時を休日（土日、祝日）と平日の夜間等(20時～9時)の時間帯に縮小する。</p> <p>(2) 都の類似事業との異同、サービスの利用実態等を精査・検証した上で、区独自の事業の必要性について、存廃を含め検討し、見直す。(23年9月目途に検討)</p>
その後の経過	<p>サービスの開設日時については、縮小をおこなったが、平日夜間・土曜・休日の医療相談と医療機関案内の両方のサービスを実施している唯一の窓口であり、代替サービスがないことから、事業は継続することとするが、小児急病相談医師転送システム、二次救急7病院ネットワークについては、費用対効果の観点、他のサービス活用が可能なことから、廃止する。</p>

(8) 南伊豆健康学園

区の対処方針	<p>転地により病虚弱児の健康改善を図る健康学園の必要性は、入園児童の減少、医療技術の進歩等により薄れている。児童の健康課題については、区内の学校における健康教育等の充実、家庭との連携の強化により解決を図ることを基本とし、病虚弱児の教育施設である健康学園は平成24年3月末をもって廃止する。</p> <p>病虚弱児等に対しては、代替策を検討し、必要な対策を講じる。(23年9月目途に検討)</p>
その後の経過	<p>(1)施設の廃止について ○平成23年第4回区議会定例会に、「杉並区立健康学園条例を廃止する条例」を提案、可決 (平成23年度末をもっての廃止決定)</p> <p>(2)病虚弱児等への取組について ○病虚弱児への健康教育 ・小児生活習慣病予防検診における「健康相談室」の拡充 ・「(仮称)親子健康教室」の実施 ・「(仮称)区立小中学校等における健康教育推進指針」の策定 ○児童の心理的理由等による不登校等への対策 ・小学生対象の「適応指導教室」設置 ○南伊豆健康学園の活動記録の作成、活動内容の展示 ○健康学園の担任や児童指導の各原籍校等への訪問等による引継ぎ</p>

【資料4】外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
いわ さき えい じ 岩 崎 英 司	日本公認会計士協会 東京会杉並会副会长 公認会計士 税理士
おく まみ 奥 真 美	公立大学法人首都大学東京都市教養学部都市政策コース教授
た ぶち ゆき こ 田 渥 雪 子	(株) 三菱総合研究所 政策評価チーフコンサルタント 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 文部科学省独立行政法人評価委員会 委員 さいたま市行財政改革有識者会議 委員
やま もと きよし ◎山 本 清	東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員
よし かわ とみ お 吉 川 富 夫	公立大学法人県立広島大学経営情報学部教授 広島県経済財政会議委員

◎は会長

【資料5】平成23年度外部評価委員会の活動

回	日 程	議 事
第1回	平成 23 年 6 月 2 日	(1) 平成 23 年度外部評価の進め方について
第2回	平成 23 年 7 月 29 日 7 月 30 日	(1) 事務事業等の外部評価 (杉並版「事業仕分け」)
第3回	平成 23 年 7 月 30 日	(1) 入札及び契約に関する苦情申立ての処理について (2) 指名停止に係る苦情申立てについて
第4回	平成 23 年 8 月 25 日	(1) 指名停止に係る苦情申立てについて
第5回	平成 23 年 11 月 7 日	(1) 平成 22 年度入札及び契約に関する外部評価について
第6回	平成 24 年 2 月 2 日	(1) 事務事業等の外部評価について (2) 23 年度財団等経営評価に対する外部評価について

【資料6】杉並区外部評価委員会設置要綱

[平成14年9月6日
杉政企発第 77号]

(設置)

第1条 区における行政評価制度を第三者の立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、政策実現手段としての入札及び契約手続の公正性、透明性を確保するため、杉並区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区による行政評価の結果について、意見をまとめ公表すること。
- (2) 行政評価制度の改善等に関すること。
- (3) 個別外部監査のテーマの選定に関すること。
- (4) 入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること。
- (5) 入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員5名をもって構成する。

2 委員は、学識経験者及び区在住の専門家等のうちから区長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 区長は、必要があると認めるときは、会長に委員会の開催を求めることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策経営部企画課・経理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月11日から施行する。

平成 23 年度
杉並区外部評価委員会報告書

登録印刷物番号

23-0122

平成 24 年 3 月発行



杉並区役所
政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

FAX 03-3312-9912

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>